

官報号外

平成十九年四月二十六日

○第一百六十六回 衆議院会議録 第一十六号

平成十九年四月二十六日(木曜日)

第十 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

議事日程 第二十号

平成十九年四月二十六日

午後零時三十三分開議

日程第十 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
国会職員法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

○議長(河野洋平君) 議員請暇の件につきお諮ります。
吉良州司(吉良) 及び中川正春(中川) 君、四月二十七日から五月四日まで八日間、中谷元君(中谷) から、四月二十七日から五月六日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、いずれも許可することに決まりました。

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

官報(号外)	議事日程 第二十号	○本日の会議に付した案件
第一 株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第二 株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第三 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第四 雇用基本法案(大島敦君外二名提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第五 若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案(山井和則君外二名提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第六 就業対策法及び地域雇用開発促進法の一 部を改正する法律案(内閣提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第七 広域的地域活性化のための基盤整備に関 する法律案(内閣提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第八 港湾法及び北海道開発のためにする港 湾工事に関する法律の一部を改正する法律 案(内閣提出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件
第九 株式会社商工組合中央金庫法案(内閣提 出)	午後零時三十三分開議	議員請暇の件

〔河本三郎君登壇〕

○河本三郎君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

まず、株式会社日本政策金融公庫法案は、行政改革推進法に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、株式会社日本政策金融公庫を設立するものであります。

その主な内容を申し上げます。

報 (号外)

官

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、八十六の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

両案は、去る三月二十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付し、

託され、同日渡辺国務大臣から提案理由の説明を聴取し、審査に入りました。次いで、参考人から意見を聴取するほか、経済産業委員会、財務金融委員会との連合審査会をそれぞれ開会するなど慎重に審査を行い、四月二十四日質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもつていたりも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

託され、同日渡辺国務大臣から提案理由の説明を聴取し、審査に入りました。次いで、参考人から意見を聴取するほか、経済産業委員会、財務金融委員会との連合審査会をそれぞれ開会するなど慎重に審査を行いました。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

日程第四 雇用基本法案（大島敦君外二名提出）

日程第五 若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案（山井和則君外二名提出）

日程第六 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君） 日程第四、大島敦君外二名提出、雇用基本法案、日程第五、山井和則君外二名提出

○議長(河野洋平君) 日程第四、大島敦君外二名提出、雇用基本法案、日程第五、山井和則君外二名提出、若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案、日程第六、内閣提出、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案、右三案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。厚生労働委員長櫻田義孝君。

雇用基本法案及び同報告書

若年者の職業の安定を図るために特別措置等に関する法律案及び同報告書

正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔櫻田義孝君登壇〕

○櫻田義李君　ただいま議題となりました三法审について、厚生労働委員会における審査の経過凡

ひ結果を御報告申し上げます。

ます。
本案は、人口減少社会に的確に対応した雇用政

策を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、事業主は、青少年の募集及び採用方法の改善等により、その雇用機会の確保等が図られるよう努めること、

第二に、事業主は、外国人を雇用した場合等において氏名等を厚生労働大臣に届け出なければならぬこと、

第三に、事業主は、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えるべきこと

等であります。

次に、大島敦君外二名提出の雇用基本法案について申し上げます。

本案は、雇用に関する施策の基本事項等を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、国は、若年者、女性等への就業支援等を行うとともに、地域雇用開発及び職業能力開発の促進並びに外国人の労働環境の整備に必要な施策を講ずること

第二に、国は、労働者の雇用形態にかかわらず、その均等な待遇を確保するために必要な施策を講ずること

等であります。

次に、山井和則君外二名提出の若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案について申し上げます。

本案は、若年者等に対する職業指導等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、若年者等職業カウンセラーは、若年者等の相談を受けて、個別就業支援計画を作成し、職業指導を行うこと、

第二に、国は、職業指導を受ける若年者等に対

して手当を支給すること

等であります。

三案は、去る四月十二日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、翌十三日提案理由の説明を聴取し、十八日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、山井和則君外二名提出の法律

案について内閣の意見を聴取した後、三案について討論、採決を行った結果、議員提出の二法律案は賛成少数をもつて否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は、委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第七、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第八、港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案(内閣提出)

備に関する法律案(内閣提出)

本案は、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都道府県は、国土交通大臣が策定する基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画を作成することができるこ

と、

第二に、民間事業者が作成する拠点施設整備事業に関する計画について国土交通大臣による認定制度を創設すること、

第三に、都道府県が実施する拠点施設関連基盤施設整備事業に充てるための交付金制度を創設すること

などであります。

次に、港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

として議題といたします。

なお、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案に対し附帯決議が付されました。

本件は、国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日質疑入り、昨二十五日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、両案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔上田勇君登壇〕

○上田勇君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、株式会社商工組合中央金庫法案につきま

しては、中小企業向け政府系金融機関である商工組合中央金庫について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく完全民営化の実現に向けて、平成二十年十月一日に株式会社化すること、政府保有株式について

は、おおむね五年後から七年後を目途としてその

全部を処分することとし、処分後は、直ちに本法案を廃止するための措置を講じるとともに、中小企

業に対する金融機能の根幹が維持されることと

なるよう必要な措置を講じるものであります。

本案は、去る四月十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月十一日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、

討論、採決を行つた結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法

律案につきましては、中小企業者に対する事業資

金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信

用保険について、売掛金債権担保保険を拡充し、

担保対象に在庫等を追加した流動資産担保保険に

改めるとともに、事業再生保険の制度の創設を行

う等、必要な措置を講じるものであります。

本委員会においては、四月十一日甘利経済産業

大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入

り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行つた結果、本案は全会一致をもつて原案

のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま

した。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

国会職員法の一部を改正する法律案(議院運

営委員長提出)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を

改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(河野洋平君) 国会職員法の一部を改正す

る法律案、国会職員の育児休業等に関する法律の

一部を改正する法律案、右両案を一括して議題と

いたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長

逢沢一郎君。

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改

正する法律案

逢沢一郎君登壇)

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました両法律

案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げま

す。

まず、国会職員法の一部を改正する法律案は、

一般職の国家公務員と同様に、国会職員につい

て、公務に有用な専門的な知識経験等を有する者

を円滑に確保するため、任期付職員採用制度を導

入するものであります。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一

部を改正する法律案は、一般職の国家公務員と同

様に、国会職員について、小学校の就学の始期に

達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務

株式会社商工組合中央金庫法案及び同報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及

び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

制度の新設等を行つものであります。

両法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、国会職員法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一

部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

青少年問題に関する特別委員長提出、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)

○議長(河野洋平君) 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。青少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(小宮山洋子君登壇)

(小宮山洋子君登壇)

○小宮山洋子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、子供のとうとい命が奪われる児童虐待事件が減少するに至つていらない現状にかんがみ、適切かつ確実な児童虐待の防止等を図るため、所要の措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、都道府県知事は、児童虐待が行われて

いるおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査等をさせることができるものとすること、

第二に、児童虐待を行つているおそれがある保護者が立入調査や出頭要求に応じない場合に、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判官の発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所等を臨検させ、または児童を捜索できるものとすること、

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

(午後零時五十九分散会)

第三に、虐待を受けた児童の一時保護または保護者の同意による施設入所措置の場合にも、児童相談所長等が保護者に対して面会または通信を制限できること、

第四に、裁判所の承認による施設入所措置がとられた場合、都道府県知事は、児童虐待を行つた保護者が、児童へのつきまといまたはその住居等の付近での徘徊を禁止することを命ずることができるものとし、この命令違反につき罰則を設けるものとすること、

第五に、児童虐待を行つた保護者が都道府県知事の指導勧告に従わなかつた場合には、都道府県知事が虐待を受けた児童の一時保護等その他の必要な措置を講ずるものとすること、

などです。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容です。

本案は、本日青少年問題に関する特別委員会で、全会一致をもつて委員会提出法律案とするこ

とに決したもので、

御賛同くださいますようにお願い申し上げま

す。(拍手)

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十五日、安倍内閣総理大臣から河野議長

あて、次の通知書を受領した。

閣総第二五八号

平成十九年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成十九年四月二十六日(木)午前十時三十分羽田空港発、五月三日(木)午後四時十分同空港着の予定で、アメリカ合衆国、サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦、クウェート国、カタール国及びエジプト・アラブ共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第十二条の規定に基づくテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更の報告

出席國務大臣

法務大臣 長勢 甚遠君

厚生労働大臣 柳澤 伯夫君

農林水産大臣 松岡 利勝君

経済産業大臣 甘利 明君

国土交通大臣 冬柴 鐵三君

国務大臣 渡辺 嘉美君

官報(号外)

中小企業基本法第十一項の規定に基づく「平成十八年度中小企業の動向」に関する報告	
中小企業基本法第十一項の規定に基づく「平成十九年度中小企業施策」についての文書	
(理事補欠選任)	
一、去る二十四日、環境委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	
理事 竹下 巨君 (理事並木正芳君去る二 十四日理事辞任につきその補欠)	
一、昨二十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	
外務委員会	
理事 嘉数 知賢君 (理事三ツ矢憲生君去る二 十五日理事辞任につきその補欠)	
厚生労働委員会	
理事 吉野 正芳君 (理事石崎岳君去る二 十五日理事辞任につきその補欠)	
国土交通委員会	
(常任委員辞任及び補欠選任)	
一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
辞任 遠藤 宣彦君 飯島 夕雁君	
補欠 嘉数 知賢君 高木 肇君	
木原 誠二君 寺田 稔君	
市村浩一郎君 古川 晉久君	
小宮山洋子君 松本 洋平君	
上野賢一郎君 杉田 元司君	
古木正公一君 龍君	
松本 鈴呂	
森本 繩原	
孝君	
古本伸一郎君 長島 昭久君	
三日月大造君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山洋子君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	
上野賢一郎君	
古川 晉久君	
市村浩一郎君	
小宮山泰子君	
飯島 夕雁君	

官 報 (号 外)

坂口 力君

江田
康幸君

御法川信英君

小此木八郎君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承

認を求めるの件

消防法の一部を改正する法律案 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する

法律案
、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付

された次の議案を受領した。
救急業務と救急医療との連携協力を強化するた

めの救急制度改革の推進に関する法律案 (議案付託)

、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第八八号）（参議院送付）

厚生労働委員会 付託

第六〇号
内閣提出法律案(る)

イテクニクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施二回

復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案(原口一博君
外四名提出、衆法第一九号)

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保
支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改
更する法律(第十九号)

国祭デ「ロリズム」の妨止
正する法律案(内閣提出第八九号)

以上二件 復活及び興動並びに国際協力支援等に関する件に關す

支那特別委員会

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

株式会社日本政策投資銀行法案(内閣提出第三五号) 参議院送付 財務金融委員会 付託

種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号) 参議院送付 農林水産委員会 付託

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

経済産業委員会 付託

(質問書提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国有林資料の保存に関する質問主意書(滝実君提出)

エリツイン前ロシア大統領の逝去に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

チエチエン問題に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

交戦権に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

自衛権に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシア連邦駐箇特命全権大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

人記者の関係に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

オランダ国駐箇特命全権大使の免官の過程における外務省官房審議官の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員西村真悟君提出歪曲された歴史的事実の是正に関する質問に対する答弁書

実の是正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員細川律夫君提出第一六六国会に政府が提出した労働契約法案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による勧奨退職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田村謙治君提出暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐箇特命全権大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本人記者の関係に関する質問に対する答弁書

決議案、中国政府の言う日本軍の南京における三十万人虐殺および中国政府の言う日本軍による中國での化学兵器の大量遺棄という三例を点検しても、これらはその前提たる歴史的事実が歪曲されているにもかかわらず、そのまま現在に至るも事実として喧伝されてきたことによって民族の汚名として世界的に定着しかねない事態に至っていると判断せざるを得ないのであり、その対策は、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一、政府は、いわゆる従軍慰安婦の日本政府もしくは日本軍による強制連行はなかつたと認定しているのか、あつたと認定しているのか、回答されたい。

二、政府は、日本軍の南京攻略戦において、日本軍が中国政府が言うように三十万人の中国人を殺害したと認定しているのか、認定していないのか、回答されたい。

三、一九九五年五月、江沢民中国国家主席は、モスクワにおいて、日中戦争において三千五百万人の中国人が犠牲になつたと発表したが、政府はこの通り認識しているのか、回答されたい。なお、中華民国政府は、日中戦争による中国人犠牲者を当初は三百二十万人、次に五百七十一万人とし、中華人民共和国政府は、二千五百六十八万人としていて、今は三千五百万人としているが、政府は、何故このように中国政府の言う犠牲者数が激しく変遷するのか、その理由を把握しているのか、把握しているならその訳を説明されたい。

内閣衆賀一六六第一七九号
平成十九年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員西村真悟君提出歪曲された歴史的事実の是正に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

[別紙]

衆議院議員西村真悟君提出歪曲された歴史的事実の是正に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである。

二について
昭和十二年の旧日本軍による南京入城後、非戦闘員の殺害又は略奪行為等があつたことは否

政府の主張は二百万発、次の主張は七十万発、最近では四十万発を遺棄したと認定しているのか、認定していないのか、回答されたい。

仮に、政府が日本軍が毒ガス弾を遺棄したと認定しているならば、何発遺棄したと認定してあるのか回答されたい。

五、当職は、歴史的事実の歪曲が、単なる現在の損害賠償額の増減に関わることに止まらず、子々孫々にわたる民族の名誉を汚すことになるならば、まさに今、真正面から敢然と断固としてその歪曲された事実の是正に取り組み民族の名誉を守らんとすることは、政治の神聖かつ重大な責務であると预料するものであるが、政府は如何に考えられているのか回答されたい。

右質問する。

定できないと考えているが、その具体的な数についても、様々な議論があることもあり、政府として断定することは困難である。

三について

お尋ねの「変遷」の理由は必ずしも明らかでないが、お尋ねの「戦争」の具体的な「中国人犠牲者数」については、様々な議論があることもあり、政府として断定することは困難である。

四について

旧日本軍の中国全土における活動等については不明な点も多く、中国各地で遺棄化学兵器が新たに発見される場合もあるので、中国における旧日本軍による遺棄化学兵器の総数について、政府として断定することは困難であるが、これまでの現地調査の結果等を踏まえ、現時点での暫定的数量として、吉林省ハルバ嶺に約三十万から四十万発程度あると推定しており、それ以外の中国各地においてこれまでに約三万八千発の化学砲弾等を発掘・回収している。

五について

お尋ねの「歴史的事実の歪曲」の意味が必ずしも明らかではないが、政府としての認識は、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。

平成十九年四月十三日提出
質問第一八〇号

第一六六回国会に政府が提出した労働契約法案に関する質問主意書

提出者 細川 律夫

第一六六回国会に政府が提出した労働契約法案に関する質問主意書

第一六六回国会に政府が提出した労働契約法案についてお尋ねする。

そこで、法案第一条の趣旨と意味内容を確認するため、以下の1ないし6のとおり質問する。

6 法案第一条の全体の趣旨に関して、「従来、日本の契約制度においては、『合意原則』が支配し、『契約内容が法律、労働協約、就業規則の最低基準』又は、当事者間の合意のいずれにも基づかずして決定されることはない」との考え方をとってきたが、労働契約法の制定によって、労働契約に関する条項が創設されたことにより、契約の一方当事者である使用者が、労働者の合意を得ることなく一方的に制定する就業規則によって、労働契約内容を一方的に決定することを、法律によって可能とした。」と解釈される可能性があるのではないか。

二

二 第四条(労働契約の内容の理解の促進)について

法案第四条の文言と法案要綱第三の二の文言とを対比したとき、次の傍線を付した部分に相違がある。

【法案要綱】

第三 労働契約に関する原則等

二 使用者は、労働者に提示する労働条件及び締結された労働契約の内容につい

て、労働者の理解を深めるようにするものとする。

【法案】

(労働契約の内容の理解の促進)

第四条 使用者は、労働者に提示する労働

1 法案第一条の傍線部分の文言の意味内容と法案要綱の第一条の傍線部分の文言の意味内容とは同一か。

2 (前掲1項に関して「意味内容が同一である」というなら)なぜ、法案要綱の文言を変更する必要があるのか。

3 法案第一条の文言に関して、「合意の原則」と「労働契約と就業規則の関係」との関係について、労働契約の内容が「合意の原則」に基づいて決定される場合があるとの解釈(具体的には、①「合意の原則」と「労働契約と就業規則の関係」とは並列・対等な関係にある、又は、②「労働契約と就業規則の関係」については「合意の原則」に含まれない、又は、「合意の原則」と「就業規則の関係」については「合意の原則」に含まれない場合がある等の解釈)がなされる可能性はないか。

4 日本の法律の中に、契約内容が法律、労働協約、就業規則の最低基準効、又は、当事者間の合意のいずれにも基づかずに決定されることを肯定するものは、存在するならば、当該条文を摘示されたい。

5 日本の大学教員であるか又は大学教員であつた民法学者の著作の中に、契約内容が法律、労働協約、就業規則の最低基準効、又は、当事者間の合意のいずれにも基づかずに決定される場合のあることを肯定するもの

は、存在するか。あるならば、著者名、著作名、該当箇所を摘示されたい。

件及び締結し、又は変更した後の労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようするものとする。

そこで、法案第四条の趣旨と意味内容を確認するため、以下の1ないし6のとおり質問する。

1 法案第四条の傍線部分の文言の意味内容と法案要綱第三の二の傍線部分の文言の意味内容とは同一か。

2 (前掲1項の質問に関して、「意味内容は同一である」というのであれば)なぜ、法案第四条に「又は変更した後の」という文言を加える必要があるのか。

3 法案要綱第三の二にある「締結された労働契約の内容」との文言の意味内容は、「使用者と労働者の意思の合致(默示の合意も含む)のあつた労働契約の内容」というものではないか。

4 法案第四条にある「変更した後の労働契約の内容」との文言の意味内容に関して、「使用者と労働者の意思の合致(默示の合意も含む)のあつた労働契約の内容」だけに限定されないか。

5 (前掲4項の質問に関して、法案にある「変更した後の労働契約の内容」との文言の意味内容に関して、「使用者と労働者との間で意思の合致がなく、使用者が一方的に労働契約内容を変更した場合における、変更後の労働契約も含むと解釈される可能性はないか。

6 法案第四条の全体の趣旨に関して、「使用者は、労働者の理解を得ることなく、一方的に就業規則変更によって労働条件変更を行うことができ、労働条件変更をした後に労働者の理解を得られるように努力すれば足りる。

それなるが故に、法案第四条では「使用者は、……変更した後の労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。」との条文が設けられた。」と解釈される可能性があるのでないか。

3 法案要綱の「労働契約に伴い」という文言の意味内容は、「使用者と労働者の間で労働契約が締結される際に安全への配慮に関する合意が存在しなかつたり、契約書等に安全への配慮に関する明文規定が存在しない場合であつても、使用者と労働者での労働契約の締結それ自体を原因として、使用者は労働契約に伴う信義則上の義務(民法第一条二項)として安全への配慮をするものとする」と解釈されるが、いかがか。

4 法案第五条の「労働契約により」という文言の意味内容に関して、「使用者が安全への配慮をするべき根拠」に関して、「使用者と労働者との間の労働契約の締結」だけでは足りず、「配慮に関する労働契約上の合意」を必要とする趣旨であるとの解釈がなされる可能性はないか。

5 (前掲4項の質問に関して、「法案の「労働契約により」という文言は「使用者が安全への配慮をするべき根拠」として「安全への配慮に関する労働契約上の合意」を必要とする趣旨である」というのであれば)労働政策審議会

するため、以下の1ないし6のとおり質問する。

1 法案第五条の傍線部分の文言の意味内容と法案要綱第三の五の傍線部分の文言の意味内容とは同一か。

2 (前掲1項の質問に関して、「意味内容は同一である」というのであれば)なぜ、法案第五条の文言を「労働契約により」とする必要があるのか。

3 法案要綱の「労働契約に関する原則等」第五条(労働者の安全への配慮)について

法案第五条の文言と法案要綱第三の五の文言とを対比したとき、次の傍線を付した部分に相違がある。

【法案要綱】

第三 労働契約に関する原則等

五 使用者は、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるように、労働契約に伴い必要な配慮をするものとするものとすること。

【法案】

(労働者の安全への配慮)

第五条 使用者は、労働契約により、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

そこで、法案第五条の趣旨と意味内容を確認するため、以下の1ないし6のとおり質問する。

6 法案第五条の全体の趣旨に関して、「労働契約法に基づき使用者が、労働者がその生み、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をする義務を負うことは、労働者による労働契約上に当該配慮に関する当事者との合意が存在する場合に限られる。」と解釈される可能性があるのでないか。

4 第七条(労働契約の内容と就業規則との関係)について

法案第七条の文言と法案要綱第四の一(二)の文言とを対比したとき、次の傍線を付した部分に相違がある。

【法案要綱】

第四 労働契約の成立及び変更

一 労働契約の成立

(二) 使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則の労働条件によるものとするものとすること。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意するものとする場合については、三(一)に該当する場合を除き、この限りでないものとする

6 法案第五条の「労働契約により」という文言の意味内容に関して、「使用者が安全への配慮をするべき根拠」に関して、「使用者と労働者との間の労働契約の締結」だけでは足りず、「配慮に関する労働契約上の合意」を必要とする趣旨であるとの解釈がなされる可能性はないか。

5 (前掲4項の質問に関して、「法案の「労働契約により」という文言は「使用者が安全への配慮をするべき根拠」として「安全への配慮に関する労働契約上の合意」を必要とする趣旨である」というのであれば)労働政策審議会

の答申した法案要綱の内容と異なる内容を新たに盛り込んだ理由、必要性は何か。

6 法案第五条の全体の趣旨に関して、「労働契約法に基づき使用者が、労働者がその生

命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をする義務を負うのは、労働契約上に当該配慮に関する当事者との合意が存在する場合に限られる。」と解釈される可能性があるのでないか。

4 第七条(労働契約の内容と就業規則との関係)について

法案第七条の文言と法案要綱第四の一(二)の文言とを対比したとき、次の傍線を付した部分に相違がある。

【法案要綱】

第四 労働契約の成立及び変更

一 労働契約の成立

(二) 使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則の労働条件によるものとするものとすること。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意するものとする場合については、三(一)に該当する場合を除き、この限りでないものとする

6 法案第五条の「労働契約により」という文言の意味内容に関して、「使用者が安全への配慮をするべき根拠」として「安全への配慮に関する労働契約上の合意」を必要とする趣旨であるとの解釈がなされる可能性はないか。

5 (前掲4項の質問に関して、「法案の「労働契約により」という文言は「使用者が安全への配慮をするべき根拠」として「安全への配慮に関する労働契約上の合意」を必要とする趣旨である」というのであれば)労働政策審議会

(労働契約の内容と就業規則との関係)

第七条 使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させた場

合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

そこで、法案第七条の趣旨と意味内容を確認するため、以下の1ないし7のとおり質問する。

- 法案第七条の傍線部分の文言の意味内容と法案要綱第四の一(二)の傍線部分の文言の意味内容は同一か。
- (前掲1項)の質問に関して、「意味内容は同一である」というのであれば、なぜ、法案第七条の文言を「周知させた」とする必要があるのか。
- 法案要綱にある「周知させていた場合」の意味内容について、「既に就業規則が存在しており、既にこれが周知されていた場合」を意味し、「新たに就業規則が制定され、これの周知がなされた場合」については含まないと解されるが、いかがか。
- 法案第七条にある「周知させた場合」の意味内容に関して、「既に就業規則が存在してこれが周知されていた場合」に限定されず、「新たに就業規則が制定され、これの周知がなされた場合」をも含む趣旨であるとの解釈がなされる可能性はないか。
- (前掲4項)に関する、法案の「周知させた場合」の意味内容について、「新たに就業規則が制定され、これの周知がなされた場合」をも含めた場合をも含めて制定された場合をも含めた場合をも含む可能性はないか。

合には、「労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

そこで、法案第七条の趣旨と意味内容を確認するため、以下の1ないし7のとおり質問する。

- 法案第七条の傍線部分の文言の意味内容と法案要綱第四の一(二)の傍線部分の文言の意味内容は同一か。
- (前掲1項)の質問に関して、「意味内容は同一である」というのであれば、なぜ、法案第七条の文言を「周知させた」とする必要があるのか。
- 法案要綱にある「周知させていた場合」の意味内容について、「既に就業規則が存在しており、既にこれが周知されていた場合」を意味し、「新たに就業規則が制定され、これの周知がなされた場合」については含まないと解釈がなされる可能性はないか。
- 法案第七条の意味内容について、「既に就業規則が存在してこれが周知されていた場合」を意味し、「新たに就業規則が制定され、これの周知がなされた場合」をも含む趣旨であるとの解釈がなされる可能性はないか。
- (前掲4項)に関する、法案の「周知させた場合」の意味内容について、「新たに就業規則が制定され、これの周知がなされた場合」をも含めた場合をも含む可能性はないか。

む趣旨である」というのであれば、労働政策審議会の答申した法案要綱の内容と異なる内容

を新たに盛り込んだ理由、必要性は何か。

これまでに就業規則に関する判例が多数集積されてきているが、これらの判例が対象と

している事案は、すべて、就業規則が既に存

在している事業場において、就業規則が変更

されたか、又は、就業規則の性質を持つ新

た規則が制定された事案ではないか。また、

過去の判例の中に、就業規則が存在していな

かつた事業場において新たに就業規則が制定

されこの新たに制定された就業規則の定める

労働条件が従来の労働条件を不利益に変更す

る事案に関するものは存在しないのではないか。

もし、かかる判例が存在するというのであれば、摘示されたい。

7 法案第七条の全体の趣旨に関して、「労働者数が十人未満であつて就業規則作成義務がなく就業規則が作成されていなかつた事業場において、使用者は、従前の労働契約が定める労働条件を切り下げるために、新たに就業規則を制定してこれを周知させる方法をとることができる、この場合、新たに制定された就業規則が合理的な労働条件を定めているのであれば、従前の労働契約の内容は、新たに制定された就業規則の定める労働条件に変更され、労働者数が十人以上であり、就業規則

8 法案第七条の全体の趣旨に関して、「労働者数が十人未満であつて就業規則作成義務がなく就業規則が作成されていなかつた事業場において、使用者は、従前の労働契約が定める労働条件を切り下げるために、新たに就業規則を制定してこれを周知させる方法をとることができる、この場合、新たに制定された就業規則が合理的な労働条件を定めているのであれば、従前の労働契約の内容は、新たに制定された就業規則の定める労働条件に変更され、労働者数が十人以上であり、就業規則

五 第十四条(出向)について

法案第十四条二項には、「前項の『出向』とは、使用者が、その使用する労働者との間の労働契約に基づく関係を継続すること、第三者が当該労働者を使用すること及び当該第三者が当該労働者に対して負うこととなる義務の範囲について定める契約(以下この項において『出向契約』という。)を第三者との間で締結し、労働者が、当該出向契約に基づき、当該使用者との間の労働契約に基づく関係を継続しつつ、当該第三

者との間の労働契約に基づく関係の下に、当該第三者に使用されて労働に従事することをいふ。」とあるので、この条項の趣旨と意味内容に

関して、以下の1ないし9のとおり質問する。

1 従来の労働法学説及び判例が扱ってきた「出向」の概念においては、出向元が業として

第三者に労働者を出向させること、すなわち、労働者を出向させることにより出向元が

出向先から経済的利益を得ることは想定して

れども、労働者と当該第三者との間で労働契約締結の合意によって成立するのか。そ

れとも、労働者と当該第三者との間で労働契約を締結させる合意がなくとも、「(労働者と)当該第三者との間の労働契約」が成立する

のか。

2 法案の「出向」の定義では、出向の概念として、出向元が業として第三者に労働者を出向させることを含むと解されるが、いかがか。

3 法案第十四条二項と職業安定法との関係に

關して、「法案第十四条二項の定める『出向』の定義と、職業安定法第四条六項の定める『労働者供給』の定義(供給契約に基づいて労

働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法に規定する労働者派遣に該当するものを含まない)とは異

なつてゐるから、法案第十四条二項の定める

『出向』の中には、それが業として行われるものであつても、必ずしも總てが職業安定法第

四条六項の『労働者供給』に該当せず、同法第四条による禁止の対象とはならないもの

がある」との解釈がなされる可能性があるのではないか。

4 法案第十四条二項でいう「(労働者と)当該

第三者との間の労働契約」に関して、その成

立要件が法文上記載されていないが、この

「(労働者と)当該第三者との間の労働契約」な

るものは、労働者と当該第三者との間での労

働契約締結の合意によって成立するのか。そ

れとも、労働者と当該第三者との間で労働契

約を締結させる合意がなくとも、「(労働者と)当該第三者との間の労働契約」が成立する

のか。

5 (前掲4項)に関して、もしも仮に、労働者と当該第三者との間で労働契約を締結させる合意がなくとも、「当該第三者との間の労働契約」が成立する場合のあることを肯定する

のであればかかる契約の成立原因は何か。

6 労働政策審議会労働条件分科会では、「在籍出向」の定義について、議論がなされていなかつたのではないか。

7 出向を巡る判例の中に、法案第十四条二項の規定と同様の『出向』の定義を行つた例はあるか。あれば、具体的に摘示されたい。

8 出向を巡る学説の中に、法案第十四条二項の規定と同様の『出向』の定義を行つた例はあるか。あれば、具体的に摘示されたい。

9 今日、客観的には労働者派遣であるにもか

かわらず、労働者派遣法による規制を免れる

ため、請負や業務委託を装う『偽装請負』『偽装委託』が横行していることは周知の事実で

そこで、法案第十七条の趣旨と意味内容を確認するため、以下の1ないし6のとおり質問す
る。

5 (前掲4項に関して、「やむを得ない事由がない」とについて証明責任を負うのは労働者であるとの解釈がなされる可能性はないか。

由がある場合にはこの限りでない。」とされるべきである。

めるのでしたしかと危惧されるかかる事実を防ぐためには、少なくとも、出向の定義の中に「業として行うものを除く」旨を明記する必要がある。にもかかわらず、法案第十四条

二項に「業として行うものを除く」との文言を入れていかない理由は何か。

「期間の定めのある労働契約」について

法案第十七條の文言と民法第六百二十八条の文言とを対比したとき、次の傍線を付した部分

民法

(やむを得ない事由による雇用の解除)

第六百二十八条 当事者が雇用の期間を定め

た場合であつても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除

害賠償の責任を負う。その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に對して損害をすることができる。この場合において、

法案】

第十七条 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がないときは、その契約期間が満了するまでの間ににおいて、労働者を解雇することができない。

そこで、法案第十七条の趣旨と意味内容を確認するため、以下の 1 ないし 6 のとおり質問する。

1 雇用期間の定めのある労働契約が締結された労働者を使用者が雇用期間途中で解雇しようとする場合において、民法第六百二十八条の傍線部分の意味内容と法案第十七条の意味内容とは同一か。

2 (前掲 1 項に関して、意味内容が同一であるとすれば)なぜ、敢えて、法案第十七条を設ける必要があるのか。

3 民法第六百二十八条に基づき使用者が雇用期間の定めのある労働者を期間途中で解雇しようとする場合、条文にある「解除をすることができる」という法的効果により利益を受けるのは使用者であるから、その法的効果を生じさせる要件たる「やむを得ない事由がある」とについての証明責任は使用者が負うと解されるが如何か。なお、ここでいう証明責任とは、訴訟手続で当事者が裁判所に証拠を提出する責任を意味するのではなく、ある事実の存在について裁判官がグレー(存否不明)の心証形成の場合において当事者が受けた敗訴の危険や負担を意味するものとする。

4 法案第十七条に基づき使用者が雇用期間の定めのある労働者を期間途中で解雇しようとする場合、条文にある「労働者を解雇することができない」という法的効果により利益を受けるのは労働者であるから、この法的効果を生じさせる「やむを得ない事由がない」とことについて証明責任を負うのは労働者であるとの解釈がなされる可能性はないか。

5 (前掲 4 項に関して、「やむを得ない事由がない」とことについて証明責任を負うのは労働者であるとの解釈が肯定される場合)法案第十七条は民法第六百二十八条の特例を定め、証明責任分配を労働者に不利に逆転させたものであるとの解釈がなされる可能性はないか。

右のように趣旨が明快な条文を採用せず、任意規定か強行法規かが曖昧であり、また、証明責任分配に疑義のある条文を敢えて採用した理由は何か。

法案の全体の構造について

1 使用者の労働契約上の権利に関する、使用者がその権利の行使を濫用してはならないことについては、民法第一条三項で定められており、法案の第十四条一項(出向)、第十五条(懲戒)に関する権利濫用無効の条項は、民法第一条三項による従前の規制に新たに何らかの規制を加えたものではなく、従前の民法第一条三項に基づく規制の内容を具体的に再確認し、使用者に注意を喚起する条項にすぎないと解せるが、かかる解釈で宜しいか。

2 法案の中に、使用者の労働契約上の権利の発生又は行使を規制する条項は、権利濫用に関する条項以外には存在しないのではないか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一八〇号

平成十九年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員細川律夫君提出第一六六国会に政府が提出した労働契約法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員細川律夫君提出第一六六国会に
政府が提出した労働契約法案に関する質問
に対する答弁書

「の1について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の2について」
本年三月十三日に国会に提出した労働契約法
案(以下「法案」という。)の第一条においては、
「労働契約の成立及び変更」について規定してい
る法案第二章の内容をより分かりやすく示すこ
とが適当であると考えたことから、「労働契約
が合意により成立し、又は変更されるという合
意の原則及び労働契約と就業規則との関係」と
いう文言にしたものである。

「の3について」
御指摘の法案第一条の文言は、法案第二章の
内容を表しているものであることから、同条の
当該文言が同章の規定の解釈に影響を与えるも
のではなく、労働契約の内容については、同章
の規定に沿つた解釈がなされるものと考える。
「の4について」
御指摘の「契約内容が法律、労働協約、就業
規則の最低基準効、又は、当事者間の合意のい
ずれにも基づかずして決定されること」の意義が
必ずしも明らかでないが、契約の一方当事者が
法律上認められた形成権を行使することにより、
契約内容が変更されることがあると承知してお
り、例えば、借地借家法(平成三年法律第
九十九号)第三十二條の規定により建物の借賃増

減請求権を行使した場合がこれに該当するもの
と考える。

「の5について」
御指摘の事項については、承知していない。

「の6について」
法案第一条の「労働契約が合意により成立
し、又は変更されるという合意の原則及び労働
契約と就業規則との関係」という文言に關して
は、一の3についてで述べたとおりであり、法
案第二章は、判例法理に沿つた内容であること
から、御指摘のような解釈がなされるおそれは
ないものと考える。

「の1について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の2について」
労働契約は、その締結後に労働契約の内容が
変更されることもあり得るが、労働契約の内容
が変更された場合であつても、その変更された
内容について労働者の理解を深めることが重要
である。しかしながら、「締結された労働契約
の内容」という文言では、締結の際に理解を深
めればよく、変更後の労働契約については理解
を深める必要がないと誤解されるおそれがある
と考えたことから、法案第四条第一項において
は、「締結し、又は変更した後の労働契約の内
容」という文言を用いたものである。

「の3から5までについて」
本年一月二十五日に厚生労働大臣が労働政策
審議会に対し諮問した労働契約法案要綱(以下
「諮問要綱」という。)の第三の二における御指摘
の文言については、法案第六条及び第八条の規
定により合意によつて決定された労働契約の内
容のほか、法案第七条及び第十条によつて決定
された労働契約の内容も含むものであり、法案
第四条と内容が異なるものではない。

「の6について」
労働契約の内容の変更については、法案第八
条から第十条までの規定が適用されるもので
あつて、法案第四条はそれらの規定の特例を定
めたものではないため、同条が法案第八条から
第十条までの規定の解釈に影響を与えるもので
なく、法案第四条の規定により、御指摘のよ
うな解釈がなされるおそれはないものと考え
る。

「の1について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の2について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の3について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の4について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の5について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の6について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

の文言については、法案第六条及び第八条の規
定により合意によつて決定された労働契約の内
容のほか、法案第七条及び第十条によつて決定
された労働契約の内容も含むものであり、法案
第四条と内容が異なるものではない。

「の6について」
労働契約の内容の変更については、法案第八
条から第十条までの規定が適用されるもので
あつて、法案第四条はそれらの規定の特例を定
めたものではないため、同条が法案第八条から
第十条までの規定の解釈に影響を与えるもので
なく、法案第四条の規定により、御指摘のよ
うな解釈がなされるおそれはないものと考え
る。

「の1について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の2について」
労働契約上の合意」を必要とするものではないと
考へており、諮問要綱と内容が異なるものでは
ない。したがつて、御指摘のような解釈がなさ
れるおそれはないものと考える。

「の3から6までについて」
諮問要綱の「労働契約に伴い」という文言の意
味内容については、御指摘のとおりである。ま
た、法案第五条に規定する使用者の安全配慮責
任の根拠としては、「使用者と労働者との間の
労働契約の締結」のみで足り、「配慮に關する労
働契約上の合意」を必要とするものではないと
考へており、諮問要綱と内容が異なるものでは
ない。したがつて、御指摘のような解釈がなさ
れるおそれはないものと考える。

「の1について」
意味するところは、同一であるものと考え
る。

「の2について」
労働者に周知させていた場合」という文言で
は、いつの時点から「労働契約の内容は、その
就業規則で定める労働条件によるものとする」
という効果が生ずるのかが定かでなく、法案第
七条においては、法的効果が発生する時点を明
確にする必要があるため、「就業規則を労働者
に周知させた場合」という文言に改めたもので
ある。

「の3から5までについて」
諮問要綱第四の「〔〕における「就業規則を
労働者に周知させていた場合」という文言で
は、「締結し、又は変更した後の労働契約の内
容」という文言を用いていたところであるが、
「労働契約に伴い」という文言を用いていたとこ
ろであるが、「労働契約に伴い」では、その意味
するところが適切に表現できていないと考えた
ことから、「労働契約により」という文言を用い
ることとしたものである。

「の6について」
労働者に周知させていた場合」という文言を用
いた場合には、どの時点から「労働契約の内容
は、その就業規則で定める労働条件によるもの
とする」という法的効果が生じるのかについて
は明らかでないものの、新たに就業規則が制定

されて、その周知がなされた場合も含まれると考へる。

また、法案における御指摘の文言についても、新たに就業規則が制定され、その周知がなされた場合も含む趣旨であり、法案において新たな内容を盛り込んだものではない。

四の6について

御指摘の事案に関する判例の存在については、承知していない。

四の7について

就業規則の制定前に労働者の労働契約の内容が何によって決定されたのかは、個別具体的に判断されるものであり、慣行によつて一律に労働条件が決まつていた場合もあれば、個別に労働者及び使用者が合意して労働条件を決定していた場合もあるものと考えられ、これらの場合にも法案第七条の規定は適用されるものである。

官

この場合において、法案第七条本文と同条ただし書とのいずれが適用されることになるのかは、個別具体的な事情に照らして判断されるものであるが、御指摘の「従前の労働契約が定め

る労働条件を切り下げる場合であつても、同条ただし書により労働者及び使用者の合意が優先されるときもあるものと考えるため、当然に御指摘のような解釈がなされるおそれはないものと考える。

五の1について

従来の労働法学説及び判例による「出向」の概念において、労働者を出向させるにより出向元が出向先から経済的利益を得ることについて

て議論したものについては、承知していない。

五の2、3及び9について

法案第十四条第二項に規定する「出向」を使用者が労働者に命じ、労働者を第三者に使用させ定する「労働者供給に含まれると考える。

したがつて、出向が使用者により業として行われるものと必要はないと考えられる場合には、職業安定法第四十四条が適用され、禁止されることから、出向の定義から業として行われるものと必要はないと考えられる。

五の4及び5について

法案第十四条第二項の規定は、出向について、出向元である使用者、出向先である第三者及び出向する労働者の三者間の関係を定義したものであり、「(労働者)と第三者との間の労働契約」の成立要件を規定しているものではな

く、いかなる場合に成立するのかに關しては、法案第十四条第二項の規定は、出向について、出向元である使用者、出向先である第三者及び出向する労働者の三者間の関係を定義したものであり、「(労働者)と第三者との間の労働契約」の成立要件を規定しているものではな

五の6について

労働政策審議会労働条件分科会においては、「在籍出向」の定義自体についての具体的な議論はなされておらず、従来の労働法学説及び判例上の概念としての「在籍出向」を念頭に置いて議論がなされたものと認識している。

五の7及び8について

出向をめぐる学説及び判例において、法案第十四条第二項と全く同様の「出向」の定義を示した例については承知していないが、出向は、

「出向元会社の従業員である身分を保有しながら、すなわち休職という形のまま、出向先会社で勤務する雇傭状態であつて、指揮命令権の帰属者を変更すること」とした最高裁昭和四十八年十月十九日第二小法廷判決や、「出向は、甲企業における従業員としての地位を保持したまま、乙企業においてその労務に従事させる人事異動」であり、「それを実現するためには、まず甲企業と乙企業において甲企業の従業員の出向・転籍を乙企業が受け入れること(および受入の仕方)についての合意(受入契約の締結)を必要とする」(菅野和夫著「労働法第七版」)とした学説が存在することは承知しているところであります。

法案においては、できる限り多くの出向について同条第一項の権利濫用法理の保護の対象とする趣旨から、出向を定義したものである。したがつて、今般、法案第十七条第一項を設けたとしても、使用者が解雇を行う場合には、民法第六百二十八条は、従来どおり、解雇といふ効果を生じさせるための根拠規定となるものであり、そうした効果を生じさせるための要件である「やむを得ない事由がある」ことについての証明責任の分担に変更を加えるものではないと考えており、御指摘のような解釈がなされるおそれはないものと考へる。

六の1及び2について

民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百二十八条において、契約期間途中であつても「やむを得ない事由」があるときは直ちに契約の解除ができる旨が定められているところであるが、契約期間の満了前解雇事由を労働契約においてあらかじめ定めていた場合に、当該解雇事由に基づく解雇を有効に行うことができるのか否かは、裁判例においてもその判断は必ずしも統一されていなかつたものと承知している。

七の1について

法案第十四条及び第十五条は、出向の命令及び懲戒について、それらを使用者が行うことができる場合であつても、民法第一条第三項と同様に権利の濫用が許されないことを明らかにするとともに、権利の濫用に該当するか否かの判

一項において「やむを得ない事由がないとき」の取扱いを明確にすることとしたものである。

六の3から6までについて

法案第十七条第一項は、「解雇することができない」旨を規定したものに過ぎないものであり、解雇の根拠自体を定めた規定ではないことから、使用者がその契約期間が満了するまでの間において労働者を解雇しようとする場合においては、民法第六百二十八条がその根拠規定になりますのであり、「やむを得ない事由がある」ことに関する証明責任は、使用者が負うものと解している。

したがつて、今般、法案第十七条第一項を設けたとしても、使用者が解雇を行う場合には、民法第六百二十八条は、従来どおり、解雇といふ効果を生じさせるための根拠規定となるものであり、そうした効果を生じさせるための要件である「やむを得ない事由がある」ことについての証明責任の分担に変更を加えるものではないと考えており、御指摘のような解釈がなされるおそれはないものと考へる。

七の2について

法案第十四条及び第十五条は、出向の命令及び懲戒について、それらを使用者が行うことができる場合であつても、民法第一条第三項と同様に権利の濫用が許されないことを明らかにするとともに、権利の濫用に該当するか否かの判

官 報 (号外)

断に当たつての考慮要素を示すことにより、使用者が権利の濫用に該当する出向の命令及び懲戒を行うことを未然に防止し、もつて出向の命令及び懲戒に係る紛争の未然防止等に資するようにするための規定である。

御指摘の「使用者の労働契約上の権利の発生又は行使を規制する条項」が何を想定しているのか必ずしも定かでないが、法案第九条等は、使用者の合理的な行動を促すこととなると考える。

七の2について

平成十九年四月二十四日

内閣衆質一六六第一八二号

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による勧奨退職に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

と顧問料を明らかにされたい。
右質問する。

平成十九年四月十三日提出

質問 第一八二号

特命全権大使の免官に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

特命全権大使の免官に関する質問主意書

一 二〇〇二年に東郷和彦オランダ王国駐箚特命大使が免官となつた理由を明らかにされたい。

二 東郷和彦大使は、自らの意思に反して外務省退職を余儀なくされたと理解するが、確認を求める。

三 現時点で外務省は東郷和彦大使の免官が適切であつたと認識しているか。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による勧

奨退職に関する質問に対する答弁書

一について

勧奨退職とは、一般的に人事の刷新、行政能率の維持・向上を図る等のため、任命権者又は

その委任を受けた者によって職員本人の自発的な退職意思を形成させるための事実上の懲罰

行為を受けて職員が退職することと解される。

二について

自衛隊のイラク派兵差止等請求事件に関して、原告による訴えのうち損害賠償請求に係る部分を除く訴えをいずれも却下し、原告による

その余の請求を棄却する等の判断が示されている。

三について

お尋ねの事実はない。

四について

平成十九年度については、外務省と田辺総合法律事務所との間で、月額八十万円により法律顧問に係る契約を結んでいる。

四 外務省が顧問契約を結んでいる弁護士の氏名

平成十九年四月十六日提出

質問 第一八三号

暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する再質問主意書

提出者 田村 謙治

内閣衆質一六六第一八二号

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する質問に対する答弁書

一について

暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する再質問主意書

書

平成十九年三月二日付けで「暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品の輸出規制に関する質問主意書」を提出したところ、同月十三日付けて政府より答弁書を受領したが、例えば質問主意書の質問五において指摘した米国の運用と異なるということについて回答がないなど、不誠実な対応が随所に見受けられた。

この件に関連して、三月二十三日、衆議院財務金融委員会の「関税定率法等の一部を改正する法律案」の審議の中で質問したところ、「試作品につきましても、包括許可制度の対象になつております。

著しく失墜させたことから、オランダ国駐箚特命全権大使を免することとしたものである。

二について

外務省として、個々の職員の退職に至る経緯の具体的な内容については、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、明らかにすることは差し控えたい。

三について

外務省として、御指摘の者の退職は適切であつたと認識している。

三について

外務省として、御指摘の者の退職は適切であつたと認識している。

二について

外務省として、個々の職員の退職に至る経緯の具体的な内容については、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、明らかにすることは差し控えたい。

三について

外務省として、御指摘の者の退職は適切であつたと認識している。

官 報 (号外)

<p>一 「前回答弁書」において、「お尋ねの在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の移転後の旧事務所の取扱いについては、現在ロシア連邦政府と協議中である」との答弁がなされたが、「大使館」はロシア連邦政府のいかなる機関と協議をしているのか。</p> <p>二 二〇〇七年四月十四日現在、「大使館」の旧事務所はどのような用途のために用いられているか。</p> <p>三 二〇〇七年四月以降における、「大使館」の旧事務所と大使公邸の賃借料を明らかにされたい。</p> <p>四 旧事務所の使用状況を踏まえ、三の賃借料の支払いは、社会通念上適切と財務省は認識しているか。</p> <p>右質問する。</p>
<p>内閣衆質一六六第一八四号 平成十九年四月二十四日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>質問 第一八五号 平成十九年四月十六日提出 ロシア連邦駐箚特命全権大使と在モスクワ日 本人記者の関係に関する質問主意書 提出者 鈴木 宗男</p> <p>内閣衆質一六六第一八五号 平成十九年四月二十四日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>内閣衆質一六六第一八五号 平成十九年四月二十四日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>内閣衆質一六六第一八五号 平成十九年四月二十四日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>内閣衆質一六六第一八五号 平成十九年四月二十四日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p>
<p>衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いについての再質問に対する答弁書</p> <p>二 一 斎藤泰雄ロシア連邦駐箚特命全権大使(以下、「斎藤大使」という。)は、国民の知る権利についてどのような認識を有しているか。</p> <p>二 スクワ日本人記者(以下、「在モスクワ日本人記者」という。)は、国民の知る権利との関係でどのような機能を果たしていると外務省は認識しているか。</p> <p>三 「斎藤大使」は、「在モスクワ日本人記者」に対する質問に対する答弁書</p> <p>一について お尋ねのロシア連邦政府側機関は、ロシア連邦外務省附属外交団世話総局(ウポデカ)である。</p>
<p>二について 在ロシア日本国大使館の旧事務所について は、平成十九年四月十四日現在、その一部を車庫、倉庫等として用いている。</p> <p>三について 平成十九年四月以降の賃借料の支払について は、現在、旧事務所の取扱いについてロシア連邦政府と協議中であることから、決定に至つて いない。</p> <p>四について お尋ねについては、現在、外務省がロシア連邦政府と協議中であり、現時点でお答えすることは困難である。</p> <p>五 「大使館」が、「斎藤大使」との会見を求める「在モスクワ日本人記者」に対して、履歴書の提出を求めたという事実があると承知するが、確認を求める。</p> <p>六 外務省の内規で、外務省幹部との会見を求める記者に対して履歴書の提出を求めるという条項がある。</p> <p>七 五の行為は「斎藤大使」の意思を反映して行われたものか。</p> <p>八 「大使館」が五の行為を行った理由を明らかにされたい。</p> <p>右質問する。</p> <p>在ロシア日本国大使館において、一般に、御指摘の大使への来訪者に対して、来訪者の関心事項や訪問の背景、目的等をあらかじめ把握するため、事前に、一定の情報の提供を求めることはあり、同大使を訪問したモスクワ駐在の日本人記者に対して、このような情報の一環として略歴の提出を求めたことはある。ちなみに、この略歴の入手は、同大使の意思によるものではない。</p> <p>六について 外務省において、御指摘のような内規は存在しない。</p> <p>右に 株式会社日本政策金融公庫法案 国会に提出する。</p> <p>平成十九年二月二十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p>

株式会社日本政策金融公庫法

目次

- 第一章 総則(第一条～第五条)
- 第二章 役員及び職員(第六条～第十条)
- 第三章 業務(第十一条～第二十七条)
- 第四章 財務及び会計(第二十八条～第五十七条)
- 第五章 雑則(第五十八条～第六十六条)
- 第六章 罰則(第六十七条～第七十四条)
- 附則

第一章 総則
(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者

及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が國の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民

一般のうち、生活衛生関係営業(生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。)を営む者であつて、生活衛生同業組合その他の政令で定めるものをいう。

二 農林漁業者 農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業、漁業若しくは塩業(以下「農林漁業」という。)を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。)をいう。

三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千円、卸売業を主たる事業とする事業者とする事業者については一億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「中小企業特定事業」という。)を営むもの(口の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものと除く。)

ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であるもの

て、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

二 協業組合であつて、中小企業特定事業を営むもの

ホ 商工組合及び商工組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるものへ商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が三十五万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

リ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ア 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

イ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

ウ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

エ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

オ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

カ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ハ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ニ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ホ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

リ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ア 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

エ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

オ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

カ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ハ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ニ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ホ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

リ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

ア 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

エ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

オ 中央会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

官 報 (号 外)

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員等の欠格条項)

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

者を除ぐ。)は、公庫の役員等となることができない。

3 いて、同条第一項中「この法律」とあるのは、「」の法律又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第号)とする。

あつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第五条 公庫でない者は、その名称中に日本政策

2 公庫は、銀行法昭和五十六年法律第五十九号第六条第二項の規定にかかわらず、第十三号第三項に規定する部門の名称として、国際協

3 公庫でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

第六条 公庫の役員等（取締役、執行役及び監査

役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。)

(役員等の欠格条項)

第七条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、公庫以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(役員等の兼職禁止)

第八条 公庫の役員等(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)は、公庫以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務)

第九条 公庫の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員等、会計参与及び職員の地位)

第十条 公庫の役員等、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあっては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十五条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。)を行う

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業

六 前各号に掲げる業務(第四号に掲げる業務にあつては、別表第三第七号に掲げるものを除く。)に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主導力日
が、一般の金融機関が通常の条件により特定資
金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、

旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うも

のとする。

二 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(国内金融業務の方法)

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「国内金融業務」という。)の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 前項の国内金融業務の方法で定めるべき事項は、次項及び第四項の規定に従い公庫が定める貸付けの利率、償還期限(据置期間を含めるものとする。以下同じ。)及び据置期間のほか、主務省令で定める事項とする。

らヲまで、カからタまで及びツからナまでに係る部分に限る。)及び第九号から第十三号までの下欄に掲げる資金(同表第八号の下欄のイ、二、チ、ヨ、ネ及びナに掲げる資金については、別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金を除く。)の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第四の範囲内でなければならない。

4 林業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業経営の改善、林業経営の改善、漁業経営の改善若しくは漁業の整備若しくは振興山村若しくは過疎地域における農林漁業の振興を促進するため必要なものとして別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内になければならない。

(国際協力銀行業務の方法)

第十三条 第十一条第一項第四号の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等(別表第三の注(3)に規定する公社債等をいう。以下この項、第三十一条第三項、第五十条第六項及び第七十三条第五号において同じ。)の取得、債務の保証等(同表の注(2)に規定する債務の保証等をいう。第五十条第六項及び第七十三条第五号において同じ。)又は出資は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

2 別表第三第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利率の他の条件は、第四十一条第六号に掲げ回りの他の条件は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るよう、銀行等(銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八百八号)に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。)の取引の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

3 公庫は、第十一条第一項第四号の規定による業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行なう専任の部門を置かなければならない。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第1号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。))に委託することができる。

(指定)

2 受託法人(主務省令で定める法人を除く。)は、他の法律の規定にかかるらず、公庫が前項の規定により委託した業務を受託することができる。

3 第十一条第二項の規定による指定(以下この条、次条第一項、第十八条、第二十五条第三項、第二十六条及び第二十七条において「指定」という。)は、危機対応業務を行おうとする者の申請により行う。

4 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、遅滞なく、危機対応円滑化業務を受けたときは、遅滞なく、危機対応円滑化業務を実施方針を公表しなければならない。

5 業務規程には、危機対応業務の実施体制及び実施方法並びに特定資金の貸付け等のために必要な危機対応円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第二十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち、次にいずれかに該当する者がある者で復権を得ないもの

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 指定金融機関が第二十六条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から五年を経過しないもの

5 主務大臣は、第一項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 業務規程が法令及び危機対応円滑化業務実施方針に適合し、かつ、危機対応業務を適正えて、主務大臣に提出しなければならない。

官 報 (号外)

<p>かつ確実に遂行するために十分なものであること。</p> <p>三 人的構成に照らして、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。</p> <p>(指定の公示)</p> <p>第十七条 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を官報で公示しなければならない。</p> <p>2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は危機対応業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>(指定の更新)</p> <p>第十八条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 第十六条の規定は、指定の更新について準用する。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の規定により指定が効力を失つたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>(承継)</p> <p>第十九条 指定金融機関が危機対応業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて主務大臣の認可を</p>

<p>受けたときは、譲受人は、指定金融機関の地位を承継する。</p> <p>2 指定金融機関である法人の合併の場合(指定金融機関である法人と指定金融機関でない法人が合併して指定金融機関である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(危機対応業務に係る事業を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務に係る事業を承継した法人は、指定金融機関の地位を承継する。</p> <p>3 第十六条及び第十七条第一項の規定は、前二項の認可について準用する。</p> <p>(業務規程の変更の認可等)</p> <p>第二十条 指定金融機関は、業務規程を変更ようとするとときは、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が危機対応業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>(協定)</p> <p>第二十一条 公庫は、危機対応円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下この条、附則第二十八条、第四十五条及び第四十六条において「協定」といふ。)を締結し、これに従いその業務を行うものとする。</p> <p>2 第十六条の規定は、指定の更新について準用する。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の規定により指定が効力を失つたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>(承継)</p> <p>第十九条 指定金融機関が危機対応業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて主務大臣の認可を</p>
--

<p>二 第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引(次号において「特定取引」という。)が行われる場合において、指定金融機関は、主務大臣が定めるところにより金銭を支払い、これに対して、公庫は、指定金融機関の危機対応業務に係る債務の弁済がなされすこととなつた場合において、その弁済がなされないこととなつた額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払うこと。</p> <p>三 指定金融機関は、公庫と特定取引を行う場合において、公庫から当該特定取引に係る金銭の支払を受けた後も、当該支払に係る債権の回収に努めること。</p> <p>(帳簿の記載)</p> <p>第二十三条 指定金融機関は、危機対応業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し監督上必要な命令を出すことができる。</p> <p>五 指定金融機関は、定期又は臨時に、その財務状況及び危機対応業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定金融機関が行つ危機対応業務及び公庫が行つ危機対応円滑化業務の内容及び方法その他主務省令で定める事項</p> <p>(業務の休廃止)</p> <p>第二十五条 指定金融機関は、危機対応業務の全部若しくは一部を廃止しようとするとき、又は危機対応業務を開始した場合において、当該危機対応業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p>

<p>二 第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引(次号において「特定取引」という。)が行われる場合において、指定金融機関は、主務大臣が定めるところにより金銭を支払い、これに対して、公庫は、指定金融機関の危機対応業務に係る債務の弁済がなされすこととなつた場合において、その弁済がなされこととなつた額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払うこと。</p> <p>三 指定金融機関は、公庫と特定取引を行う場合において、公庫から当該特定取引に係る金銭の支払を受けた後も、当該支払に係る債権の回収に努めること。</p> <p>(帳簿の記載)</p> <p>第二十三条 指定金融機関は、危機対応業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し監督上必要な命令を出すことができる。</p> <p>五 指定金融機関は、定期又は臨時に、その財務状況及び危機対応業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定金融機関が行つ危機対応業務及び公庫が行つ危機対応円滑化業務の内容及び方法その他主務省令で定める事項</p> <p>(業務の休廃止)</p> <p>第二十五条 指定金融機関は、危機対応業務の全部若しくは一部を廃止しようとするとき、又は危機対応業務を開始した場合において、当該危機対応業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p>
--

3 指定金融機関が危機対応業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。(指定の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条第四項第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二 指定の時点において第十六条第五項各号のいずれかに該当していないなかったことが判明したとき。

三 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十七条 指定金融機関について、第十八条第一項及び第二十五条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた危機対応業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

第四章 財務及び会計

(事業年度) 第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に

始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下

七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにならなければならぬ。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続について

は、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

口 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項

第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号まで

の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第三号から第七号までの下欄に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれら

の業務に附帯する業務

3 前項の規定により国会に提出する予算には、前項第二項各号に掲げる書類を添付しなければ

ならない。(予算の形式及び内容)

第三十一条 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めることとする。

一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額

イ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第六号の規定によるこれら

の業務の利用者に対する情報の提供を行なう業務並びに同項第五号の規定によるこれら

の業務に附帯する業務

ロ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号からハまでに掲げる業務ごとの第

五十三条第一号の規定による受益権の譲渡及び同項第二号の規定による貸付債権等の譲渡により調達する資金の限度額

二 危機対応円滑化業務

二 前号イからニまでに掲げる業務ごとの社債の発行(外国を発行地とする社債を失つた者

からの請求によりその者に交付するためにす

る社債の発行を除く。)の限度額

三 第一号イからハまでに掲げる業務ごとの第

五十三条第一号の規定による受益権の譲渡及び同項第二号の規定による貸付債権等の譲渡により調達する資金の限度額

四 次のイからホまでに掲げる業務ごとのそれ

ぞれイからホまでに定める金額

イ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一十五号の中欄に掲げる者に対して行う貸付け

ロ 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号及び第五号に掲げる業

務として行う取引これら

の号に掲げる業務ごとの当該取引において公庫が支払うこ

とを約する金銭の額の限度額

八 第十一条第一項第二号の規定による別表第一第二号及び第六号に掲げる業務として行う保証保証金額の限度額

第一 第十四号の中欄に掲げる者に対する貸付けを行う業務及び同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号までの下欄に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行なう業務並びに同項第六号の規定によるこれら

の業務に附帯する業務

八 第二第四号及び第六号に掲げる業務として

行う保証保証金額の限度額

(号外)

官報

二 第十一条第一項第三号の規定による保険 保險額の限度額	
本 第十一条第二項第二号の規定による指定 金融機関に対する補てん 補てんの額の限 度額	
五 前各号に掲げるもののほか、予算の執行に 関し必要な事項	
3 第一項の収入支出予算における收入は、貸付 金の利子、公社債等の利子、出資に対する配当 金、債務保証料その他資産の運用に係る収入、 収入保険料、回収金(第十一条第一項第三号に 掲げる業務に係るものに限る)及び附属雑収入 とし、支出は、借入金の利子、社債の利子、支 払保険金、補てんに係る支払金、利子補給金、 事務取扱費、業務委託費及び附屬諸費とする。	
4 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イか らハまで及び第四十一条第五号から第七号まで に掲げる業務ごとに区分する。	
5 前各項に規定するものを除くほか、公庫の予 算の形式及び内容は、財務大臣が主務大臣と協 議して定める。	
(予備費)	
第三十二条 公庫は、予見し難い予算の不足に充 てるため、公庫の予算に予備費を計上すること ができる。	
(予算の議決)	
第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関する ことは、国の予算の議決の例による。	
(予算の通知)	
第三十四条 内閣は、公庫の予算が国会の議決を 経たときは、国会の議決したところに従い、主 務大臣を経由して、直ちにその旨を公庫に通知 するものとする。	

2 公庫は、前項の規定による通知を受けた後で なければ、予算を執行することができない。
3 財務大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、その旨を会計検査院に通知しなければ ならない。
(補正予算)
第三十五条 公庫は、予算の作成後に生じた事由 に基づき予算に変更を加える必要がある場合に は、補正予算を作成し、これに補正予算の作成 により変更した第二十九条第二項第一号、第三 号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益 計算書及び予定貸借対照表を除く)を添え、主 務大臣を経由して財務大臣に提出することがで きる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、 予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要と なった場合に限り、作成することができる。
2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、 第三十三条及び前条の規定は、前項の規定によ る補正予算について準用する。

(予備費の使用)
第三十六条 公庫は、必要に応じて、一事業年度 のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、こ れに当該期間の事業計画及び資金計画その他の當 該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添 える、主務大臣を経由して財務大臣に提出するこ とができる。
2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、 第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規 定による暫定予算について準用する。
(財務諸表の提出)
第三十七条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成 しなければならない。

2 第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、 第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規 定による暫定予算について準用する。
2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その 事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録 (以下「貸借対照表等」という)及び事業報告書 (これらの書類に記載すべき事項を記録した電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の 知覚によつては認識することができない方式で 作られる記録であつて、電子計算機による情報 処理の用に供されるものとして財務大臣が定め るもの)をいう。第四十四条第一項において同 じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に 提出しなければならない。
3 第暫定予算は、当該事業年度の予算が成立した ときは失効するものとし、暫定予算に基づく支 出があるときは、これを当該事業年度の予算に 基づいてしたものとみなす。
三 第十一条第一項第一号の規定による別表第 一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付け を行ふ業務、同項第二号の規定による別表第

二第四号、第六号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第十四号若しくは第六号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。並びに同項第五号の規定によるこれらの業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務（以下「信用保険等業務」という。）

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれら

（区分経理に係る会社法の準用等）
第四十二条 会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四

百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により公庫が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法」と、同法第四百四十六条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「合計額から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する勘定に計上されるものの合計額及び最終事業年度の末日ににおける同法第四十二条第一項に規定する勘定に属する経営改善資金特別準備金の額）と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは、及び当該資本金と、同条第三項中に「準備金」とあるのは「に株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、第四十七条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により設けられた勘定に属する公庫の経営改善資金特別準備金の額を「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「準備金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは、及び当該資本金と、同条第三項中に「準備金」とあるのは「に株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 公庫が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの公庫の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する資本金の額の合計額とし、公庫が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの公庫の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の公庫のすべての勘定に属する準備金の額の合計額とし、公庫が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を減少することが経営改善資金特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、定期株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

4 公庫が前条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する経営改善資金特別準備金（附則第六条第一項の規定により同号に掲げる業務に係る勘定に設ける経営改善資金特別準備金をいう。次条第一項、第二項及び第五項並びに第四十七条第六項において同じ。）の額を増加し、又は減少したときの公庫の経営改善資金特別準備金附則第六条第二項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金をいう。）の額は、当該増加し、又は減少した後の当該勘定に属する経営改善資金特別準備金の額とする。

5 公庫についての会社法第四百四十六条の規定の適用については、同条中「第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは、「第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは、「第五号から第七号までに掲げる額の合計額及び最終事業年度の末日における株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第四十二条第四項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金の額を合計して得た額」とする。

6 公庫は、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する準備金（経営改善資金特別準備金の額を除く。）の額が零となつたときは、経営改善資金特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、定期株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

7 勘定に属する資本金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」とあるのは「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前項第一号の額は、同項第二号の日における経営改善資金特別準備金の額を超えてはならない。

9 効力を生ずる日

2 前項第一号の額は、同項第二号の日における経営改善資金特別準備金の額を超えてはならない。

3 第一項の定時株主総会の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の同意を得なければならない。

5 会社法第四百四十九条（第六項第一号を除く。）の規定は、第一項の規定により行う経営改善資金特別準備金の額の減少について準用する。この場合において、同条第一項中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）とあるのは「経営改善資金特別準備金（株式会社日本政策金融公庫法第四十二条第四項に規定する勘定に属する経営改善資金特別準備金をいう。以下この条において同じ。）と、「減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「経営改善資金特別準備金の額」と、「前条第一項各号」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項各号」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項、第四項及び第五項中「当該資本金等」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項第一号」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四項第一号」と、「前条第一項第一号」とあるのは「主務省令」と、同条第二項、第四項及び第五項中「当該資本金等」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項の規定による経営改善資金特別準備金」と、同条第六項中「準備金」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十三条第一項の規定による経営改善資金特別準備金」と、「前条第一項第三号の日」とあるのは「同項第二号の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

3 公庫は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

(決算報告書の会計検査院への送付)

第四十五条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書の国会への提出)

第四十六条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第四十四条第一項の貸借対照表等を添え、國の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

(国庫納付金)

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもつて、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剩余金の配当その他の剩余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剩余金の配当その他の剩余金の処分を行つてはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

2 政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるものを用ひた場合には、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を付付することができる。

(国内金融業務等の借入金及び社債)

第四十九条 公庫が国内金融業務（信用保険等業務を除く。第五項において同じ。）及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

2 前項に規定する「特定短期借入金」とは、公庫が第三十一条第二項第一号イから二までに掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の範囲内で銀行その他の主務省令で定める金融機関から行う短期借入金をいう。

1 第三十二条第二項第一号の規定により定められた同号イから二までに掲げる業務ごとの規定により定められた同項第一号イから二ま

	でに掲げる業務ごとの社債の発行の限度額の合計額に相当する金額	可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
二	第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために既に借り入れている借入金の借入額に相当する金額	二 第三十一条第二項第一号イからニまでに掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために既に借り入れている借入金の借入額に相当する金額
3	公庫が信用保険等業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入者は、信用保険等業務に係る勘定に属する資金及び準備金の額の合計額の範囲内で銀行その他の主務省令で定める金融機関から行う短期借入金の借入れに限るものとする。	3 公庫は、前項に規定する社債を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、そしての額及び既に発行している社債の額の合計額に相当する金額
4	公庫は、信用保険等業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、社債を発行してはならない。	4 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第二項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額の十倍に相当する額(次項及び第六項において「限度額」という。)を超えることとなつてはならない。
5	公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。	5 前項の規定にかかわらず、第二項に規定する社債について、その発行済みのものの借換えのために必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、限度額を超えて社債を発行することができる。
6	(国際協力銀行業務の借入金及び社債)	6 第十一条第一項第四号の規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額及び準備金の額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本額を超えることとなつてはならない。
第五十条	公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。	第五十二条 公庫の社債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
2	公庫は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第四十一条第六号に掲げる業務に係る借入額を掲げる業務を行つたために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。	2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
第五十一条	公庫が前二条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第四十一条第六号に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。	3 第五十三条 公庫は、第十一条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行つたために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。
2	公庫は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第四十一条第六号に掲げる業務を行つたために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認	2 公庫は、次に掲げる者に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができるとする。
2	第一項に規定する特定短期借入金	一 貸付債権及び社債(第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務と
3	の規定による別表第二第三号に掲げる業務と	二 沖縄振興開発金融公庫

官 報 (号 外)

前項の規定により受託した業務の一部を同項第一号に掲げる者に委託する場合について準用する。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第一項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、公庫が社債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。(余裕金の運用)

第五十六条 公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得

三 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

四 譲渡性預金証書の保有

五 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

六 コール資金の貸付け

七 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第五十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、公庫の財務及び会計に規定するものには、その身分を示す証明書を携帯し、関係機関にこれを提示しなければならない。

関連必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他の法律又は中

小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるとときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の

施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続及び要件に関する事項を記載し、又は記録し

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に申し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第五十九条 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 この法律に規定する主務大臣の権限(第一項

の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができ

引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合においては、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第四十一条第六号に掲げる業務を行う場合 金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)

二 第十一條第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行う場合(前号に掲げる場合に該当するものを除く。)金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款(第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。)第五款及び第六款の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)

3 公庫が、第十一條第一項の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合においては、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三十八条(第一号に係る部分に限る。)及び第三十九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

5 公庫が別表第二第三号に掲げる業務(中小企業特定金融機関等(同表の注⁽⁷⁾)に規定する中小企業債の取得を行う業務に限る。)を行う場合に

おける金融商品取引法の適用については、当該中小企業特定金融機関等が行う行為は、同法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。

6 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 公庫が貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)から主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第五項に規定する外国信託会社以外の者への信託を除く。)をする場合 貸金業

うち、同条第六項に規定する外國信託業者による資金の貸付けの業務又は別表第二第二一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権(貸金業者が行う貸付けに係るものに限る。)に係る債務の一部の保証を行ふ場合 貸金業法第十六条の二第一項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。)の規定

三 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

四 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までの下欄に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

める大臣とする。

一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

二 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第二号及び第九号に掲げる業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

三 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までの下欄に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

四 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までの下欄に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

五 第十一條第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までの下欄に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる者に對して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

六 第十一條第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

官報(号外)

項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣	七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。	(協議)
二 第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。	第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
一 第六条の規定による認可をしようとするとき。	第六条の規定による認可をしようとするとき。
二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。	第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
三 第六十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。	第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(内閣総理大臣等への通知)	第一 第二十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
第六十六条 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他政令で定める大臣に通知するものとする。	二 第二十四条の規定による命令に違反したとき。
一 第十一条第二項の規定による指定(第十八条第一項の指定の更新を含む。)	三 第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
二 第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項の認可	第六十九条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
三 第二十条第二項、第二十四条及び第二十六条第一項の規定による命令	第七十条 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
四 第二十六条第一項の規定による指定の取消し	第一 第二十六条第一項の規定による指定の取消し
2 主務大臣は、第二十五条第一項の規定による	第二 第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
二 第二十六条第一項の規定による指定の取消し	第三 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第二十六条第一項の規定による命令	第四 第四十九条第四項の規定に違反して社債を行つたとき。
五 第五十条第四項の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第六項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若	五 第五十条第四項の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第六項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	第六章 罰則
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	第六十七条 第二十六条第一項の規定による危機対応業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処する。
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	第一 第二十三条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	二 第二十四条の規定による命令に違反したとき。
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	三 第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	第六十三条 第六項の規定による法律(平成十八年法律第一百五十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	二 第六十三条第六項の規定による法律(平成十八年法律第一百五十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	一 第六十三条第一項から第五項までの規定による法律(平成十八年法律第一百五十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	四 附則第四十五条の規定 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第一号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	五 附則第四十六条の規定 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第一号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	五 第五条第三項及び附則第四十二条から第十四条までの規定 平成二十年十月一日
届出を受理したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣その他の政令で定める大臣に通知するものとする。	第二条 信託法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、信託法の施行の日の前日ま

での間における第五十四条第一項及び別表第二の注(2)の規定の適用については、同項中「について信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等別表第二の注(1)に規定する信託会社等をいう。)との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。」をしとあるのは「を信託会社等(別表第二の注(1)に規定する信託会社等をいふ。)に信託し」と、同表の注(2)中「信託法第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。)をしとあるのは「を信託会社等への」とする。

(設立委員)

第三条 主務大臣は、設立委員を命じ、公庫の設立に関する事項に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。」とあるのは「信託会社等への」とする。

(定款)

第四条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(公庫の設立に際して発行する株式)

第五条 公庫の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び公庫が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。この場合において、第二号に掲げる事項は、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

一 株式の数(公庫を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 資本金並びに資本準備金及び次条第二項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金の額に関する事項

2 公庫の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかるわらず、その発行に際して附則第八条の規定に二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百号)」とする。

(株式の引受け)

第七条 公庫の設立に際して発行する株式の総数は、国民生活金融公庫等が引き受けるものとし、設立委員は、これを国民生活金融公庫等に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による公庫の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額(国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第百号)による改正前の国際協力銀行法平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。)第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とす

る。 (公庫の成立)

第十一条 公庫は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、公庫の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(設立の登記)

第十二条 公庫は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、公庫の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十三条 国民生活金融公庫等が出資によつて取得する公庫の株式は、公庫の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

2 前項の規定により政府に無償譲渡される公庫の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は財政投融资特別会計に帰属するものとする。

(会社法の適用除外)

第十四条 附則第四十二条の規定による廃止前の国民生活金融公庫の解散等)

第十五条 附則第四十二条の規定による廃止前の国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号。以下「旧国民生活金融公庫法」という。)第二十二条の二第二項及び第三項の規定による政

府の無利子貸付金のうち政令で定める金額は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の時において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の無利子貸付金の額に相当する金額が、その時において、政府の一般会計から国

(経営改善資金特別準備金)

第六条 公庫は、その設立に際し、別表第一第一号の下欄に掲げる資金のうち小規模事業者の經營の改善発達を支援するための資金として政令で定めるものの第十一条第一項第一号の規定による貸付けに係る業務の円滑な運営を確保するため、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に経営改善資金特別準備金を設け、これに当該勘定に属する資本準備金のうち政令で定める金額を充てるものとする。

2 前項の規定により第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に設けられる経営改善資金特別準備金は、公庫の経営改善資金特別準備金とす

る。 (公庫の設立)

第七条 公庫の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百号)附則第七条第一項の規定による株式の割当後」

とす。

第十一条 附則第八条の規定により国民生活金融公庫等が行う出資に係る給付は、附則第四十二条の二第二項及び第三項の規定による政の規定の施行の時に行われるものとし、公庫は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

- 2 民生活金融公庫に対し出資されたものとする。
- 第十五条 国民生活金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。
- 2 公庫の成立の際現に国民生活金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において國が承継する。
- 3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国民生活金融公庫の解散の日前日に終るものとする。
- 5 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、旧国民生活金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第十八条第一項監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が從前の例によつて行うものとする。この場合において、旧国民生活金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十一年十一月三十日」とする。
- 6 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る公庫が從前の例によつて行うものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。
- 3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

- 4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日前日に終るものとする。
- 5 第十六条 農林漁業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。
- 2 公庫の成立の際現に農林漁業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において國が承継する。
- 3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 第一項の規定により國が承継する資産の範囲の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日月三十日」と、同法第十七条中「毎事業年度」との国庫への納付については、公庫が從前の例によつて行うものとする。この場合において、旧農林漁業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
- 6 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧農林漁業金融公庫法第二十三条の規定による損益計算上利益金が生じたときの國庫への納付については、公庫が從前の例によつて行うものとする。この場合において、同条第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
- 7 第一項の規定により農林漁業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

- 4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日前日に終るものとする。
- 5 第十七条 中小企業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。
- 2 公庫の成立の際現に中小企業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において國が承継する。
- 3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、中小企業金融公庫の解散の日前日に終るものとする。
- 5 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)以下「旧中小企業金融公庫法」という。第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が從前の例によつて行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とする。
- 6 第一項の規定により農林漁業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

- 4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第二百五十五号)。
- 5 第十七条 中小企業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。
- 2 公庫の成立の際現に中小企業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において國が承継する。
- 3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧中小企業金融公庫法第二十四条、附則第十三項及び第十四項並びに株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律

の整備に関する法律(平成十九年法律第二号)第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第一百五十一号。以下「改正前中堅事業者信用保険特例法」という。)第十条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十四条第一項及び第十項並びに改正前中堅事業者信用保険特例法第十条第六項中「毎事業年度」とあるのは平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは平成二十年十一月三十日」と、旧中小企業金融公庫法第二十四条第五項中「翌事業年度の五月三十日」とあるのは平成二十一年十一月三十日」と、同条第十一項中「当該各項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十一年度」と、旧中小企業金融公庫法附則第十三項及び第十四項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十二年四月一日に始まる事業年度」と、改正前中堅事業者信用保険特例法第十条第七項中「同一項目に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十二年度」とする。

7 第一項の規定により中小企業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(国际協力銀行の解散等)

第八条 国際協力銀行は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。2 公庫の成立の際現に国際協力銀行が有する権

官 報 (号 外)

利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(承継される財産の帰属する勘定)

第二十条 公庫が国民生活金融公庫等から資産及び負債を承継した場合には、その承継の際、次の各号に掲げる資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国際協力銀行の解散の日の前日に終わるものとする。

5 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る附則第四十二条の規定による廃止前の国際協力銀行法(以下「旧国際協力銀行法」という。)第四十四条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、同条第十一号及び第三号に掲げる業務に係る勘定

二 農林漁業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債 第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定

三 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十一条第三号に掲げる業務に係る勘定

四 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第二号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十一条第四号に掲げる業務に係る勘定

5 第一項の規定により国際協力銀行が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(承継される財産の価額)

第六条 第一項の規定により国際協力銀行が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 第一項の規定により中小企業金融公庫が解散する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十九条 公庫が国民生活金融公庫等から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

五 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第四号に掲げる業務、旧中小企業金融公庫法附則第七項に規定する機械保険経過業務及び改正前中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等の業務に係る資産及び負債 信用保険等業務に係る勘定

六 国際協力銀行から公庫が承継した資産及び

負債 第四十二条第六号に掲げる業務に係る勘定

2 前項に規定する場合において、公庫が承継した資産及び負債のうち主務大臣が財務大臣と協議して定める資産及び負債については、同項の規定にかかわらず、第四十二条第七号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

3 前二項の規定により整理した場合において、第四十二条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額(同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額)を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剩余额として整理するものとする。

4 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剩余额の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。

5 前二項の場合において、公庫の設立時の剩余额の額は、公庫のすべての勘定に属する剩余额の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

6 第二十二条 国民生活金融公庫等がその解散時に有する根抵当権(元本の確定前のものに限る。)は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債権を担保する。

7 前項の根抵当権に係り、当該根抵当権の設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。

官報(号外)

3 前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、国民生活金融公庫等の解散の時に確定したものとみなす。

4 第二項の規定による請求は、当該解散の日から二週間を経過したときは、することができない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第二十三条 附則第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債券に

係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一 旧国民生活金融公庫法第二十二条の三第一項の国民生活債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の四又は外資受入法第二条の規定による保証契約

二 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の二第一項の農林漁業金融公庫債券 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の三の規定による保証契約

三 旧中小企業金融公庫法第二十五条の二第一項の中小企業債券 旧中小企業金融公庫法第二十五条の三又は外資受入法第二条の規定による保証契約

四 旧国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券 旧国際協力銀行法第四十七条又は外資受入法第二条の規定による保証契約

五 旧国際協力銀行法附則第十五条の規定によ有する。

る廃止前の日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」とい

う。)第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は旧国際協力銀行法附則第二十三条の規定による改正前の外資受

入法第二条の規定による保証契約

2 前項の国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等については、公庫の社債とみなして、第五十二条の規定を適用する。

3 農林漁業金融公庫が附則第四十二条の規定の施行前に行つた資金の貸付け(農林漁業金融公庫が同条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けで、公庫が附則第三十七条第一項第三号の規定により行うものを含む。)に係る利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

第二十四条 附則第十八条第一項の規定により公庫が国際協力銀行の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されているすべての改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協

庫が国際協力銀行の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されているすべての改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による

一般の先取特権に次ぐものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現にその名称中に日本政策金融公庫という文字を用いている者についてでは、第五条第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(国内金融業務の方針に関する経過措置)

第二十六条 設立委員は、第十二条の規定の例により、国内金融業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた国内金融業務の方法は、公庫の成立の時において、第十二条の規定により公庫が定めて認可を受けた国内金融業務の方法とみなす。

(危機対応円滑化業務実施方針に関する経過措置)

第二十七条 設立委員は、第十五条の規定の例により、危機対応円滑化業務実施方針を定め、主務大臣の承認を受けるとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針は、第十五条の規定により公庫が定めて承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針とみなす。

(協定に関する経過措置)

第二十八条 設立委員は、第二十一条の規定により、主務大臣の認可を受けて、協定を締結することができる。

2 前項の規定により認可を受けて締結した協定は、公庫の成立の時において、第二十一条の規定により公庫が認可を受けて締結した協定とみなす。

(非課税)

第三十一条 附則第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定により公庫が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定により公庫が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(事業年度に関する経過措置)

第二十九条 公庫の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

(準備行為)

三十条 国民生活金融公庫等は、国民生活金融公庫法第一条、農林漁業金融公庫法第一条、中小企業金融公庫法第一条及び国際協力銀行法第一条の規定にかかわらず、公庫がその成立の時において業務を円滑に開始するため必要な第

四十二条第七号に掲げる業務に係る準備行為その他の準備行為を行うことができる。この場合において、次の各号に掲げる者が行う準備行為についての監督その他の規定の適用については、当該各号に定める業務とみなす。

2 前項の規定により認可を受けた国内金融業務の方法は、公庫の成立の時において、第十二条の規定により公庫が定めて認可を受けた国内金融業務の方法とみなす。

3 前項の規定により認可を受けた国内金融業務の方法は、公庫の成立の時において、第十二条の規定により公庫が定めて認可を受けた国内金融業務の方法とみなす。

2 前項の規定により認可を受けた危機対応円滑化業務実施方針は、第十五条の規定により公庫が定めて承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針とみなす。

官 報 (号 外)

い。　　る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産
取得税又は自動車取得税を課することができな

(業務の特例)

第三十二条 公庫は、第十一条に規定する業務のほか、当分の間、農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二条第一項に規定する発電に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金の貸付けを行うことができる。

前項の業務は、この法律の適用については、第十一項第一号の規定による別表第一第一八号の下欄のネに掲げる資金の貸付けの業務とみなす。

第三十三条 公庫は、当分の間、第十一条第一項
第一号(別表第一、第八号に係る部分に限る。)の規定による農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。
2 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

第三十四条 公庫は、当分の間、第十二条第一項
第一号(別表第一第八号に係る部分に限る。)の
規定による林業經營基盤の強化等の促進のため
の資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十五
四年法律第五十一号)第六条第二項の協定に係
る資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付
けることができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は三
十五年以内、据置期間は二十年以内で公庫が定
める。

第三十五条 別表第五の貸付金の種類の欄に掲げる資金についての第十二条第四項の規定の適用については、当分の間、同表の利率の欄中「年三分五厘」とあるのは「年三分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年五分」とあるのは「年五分以内で主務大臣の定める利率」と、「年六分五厘」とあるのは「年六分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年七分五厘」とあるのは「年七分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とする。

第三十六条 公庫は、第十一條及び附則第三十二

条に規定する業務のほか、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一

部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第二条の規定による改正前の中小企業総合

事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)。以下「改

正前の廃止法」という。)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた保険

関係に係る改正前の廃止法第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の幾種類言

用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)第十一条に規定する義務を行つ。

2
前項の規定により公庫が同項に規定する業務

を行う場合には、第十一條第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第三十六条第

一項に規定する業務」と、第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に

規定する業務並びに前条第一項第五号」と、第十四
条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げ

る業務並びに附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第三十一条第二項中「掲げる業務」と

あるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第四十一条第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに第十一条第五号」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣(附則第三十六条第一項に規定する業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第三十六条第一項」とする。

第三十七条 公庫は、第十一条、附則第三十二条及び前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務(第十一条、附則第三十二条又は前条の業務に該当するものを除く。)を行うことができる。

一 附則第四十二条の規定の施行前に国民生活金融公庫等が行つた資金の貸付けその他の業務に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 当分の間、附則第四十二条の規定の施行前に国際協力銀行が締結した債務保証契約に係る旧国際協力銀行法第二十三条の業務を行うこと。

三 当分の間、国民生活金融公庫等が附則第四十二条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務を行うこと。

四 前三号の業務の利用者に対して、その業務に関する情報の提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第三十一条第二項第一号イ、第十四条第一号及び第六十四条第一項第二号

中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務並びに附則第三号に掲げる業務(国民生活金融公庫が行つたものに限る)、同項第三号に掲げる業務(国民生活金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)及び第五号に掲げる業務」と、同項第三号に掲げる業務(国民生活金融公庫が行つたものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、同項第三号に掲げる業務(国民生活金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれに係る同項第四号に掲げる業務」と、同項第三号に掲げる業務(農林漁業金融公庫が行つたものに限る)、同項第三号に掲げる業務(農林漁業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、同項第三号に掲げる業務(農林漁業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、同項第三号に掲げる業務(中小企業金融公庫が行つたものに限る)、同項第三号に掲げる業務(中小企業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、同項第三号に掲げる業務(中小企業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、同項第六号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務(国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号に掲げる業務(国際協力銀行が行つたものに限る)及び第五号に掲げる業務」と、同項第六号中「業務」とあるのは「業務及び附則第三号又は附則第三十七条第一項」と、同項第二号に掲げる業務(国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、同項第六十三条第一項中「又は第五十三条」とあるのは「第五十三条又は附則第三十七条第一項」と、同項第二号に掲げる業務(国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、同項第六十三条第一項中「第一号中業務」とあるのは「業務及び附則第三

十七条第一項に規定する業務（附則第四十二条の規定の施行前に国際協力銀行が行つたもの又は国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る。）と、同項第二号中「第十一條第一項に規定する業務及び第五十三条各号」とあるのは「第十一条第一項及び附則第三十七条第一項に規定する業務並びに第五十三条各号」と、同条第三項中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項又は附則第三十七条第一項」と、第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び附則第三十七条第一項」とする。

（業務の委託の特例）

第三十八条 公庫は、第十四条の規定による場合のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第二百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行ふ場合には、第十一條第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金（同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。次条において同じ。）の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けによる貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

2 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が独立行政法

人福祉医療機構にと読み替えるものとする。

一条第一項及び附則第三十七条第一項に規定する業務並びに第五十三条各号」とあるのは「独立行政法人にとあるのは「独立行政法

人福祉医療機構にと読み替えるものとする。以下この項及び第七十一条において同じ。」と

あるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「受託法人の」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の」と、「受託法人に」とあるのは「独立行政法

金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に委託することができる。

（政令への委任）

第四十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、公庫の設立及び国民生活金融公庫等の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国民生活金融公庫法

二 農林漁業金融公庫法

三 中小企業金融公庫法

四 國際協力銀行法

（国民生活金融公庫法等の廃止に伴う経過措置）

第四十三条 前条の規定の施行前に旧国民生活金融公庫法（第十三条を除く。）、旧中小企業金融公庫法（第十条を除く。）、旧農林漁業金融公庫法（第十一条を除く。）又は旧国際協力銀行法（第十二条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 国際協力銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係る旧国際協力銀行法第十九条の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお從前の例によることとされる。

3 前二項に規定するもののほか、前条各号に掲げる法律の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十四条 附則第四十二条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用について

3 前項において読み替えて準用する第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員、監査役若しくは職員又は独立行政法人福祉医療機構の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。）

4 第二項において準用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第五十九条 公庫は、第十四条及び前条の規定による場合のほか、第十一條第一項第一号の規定

による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の施行の際現に存する同法附則

第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同法第二条の規定による廃止前の郵便

貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）第六十条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者

の受入れ）

4 第二項において準用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

5 第二項において準用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第六十条 公庫は、独立行政法人農林漁業信用基金からの寄託金

の受入れ）

4 第二項において準用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第五十条 公庫は、独立行政法人農林漁業信用基金からの林業経営基盤の強化等の促進のための資

金の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の規定に係る寄託金の受入れをする場合には、主

務大臣の認可を受けなければならない。

は、なお従前の例による。

(株式会社商工組合中央金庫に対する指定金融機関のみなし指定等)

第四十五条 株式会社商工組合中央金庫は、附則第一条规定する日において第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。こ

の場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第十六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関の」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が附則第四十五条第一項の規定により第十二条第二項の規定による指定を受けたものとみなされたときは、その」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 株式会社商工組合中央金庫法の施行の際現に存する商工組合中央金庫(以下「転換前の法人」という。)は、株式会社商工組合中央金庫が附則第一条规定する日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結の他の準備行為をすることができる。

3 前項の規定により転換前の法人がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により、その認可をすることができる。この場

合において、転換前の法人が同項の規定の例により、その認可を受けたときは、附則第一条规定する日において第十一条第二項の認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により転換前の法人が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社商工組合中央金庫が第二十一条の規定により認可を受けたものとみなす。

(株式会社日本政策投資銀行に対する指定金融機関のみなし指定等)

第四十六条 株式会社日本政策投資銀行は、附則第一条规定する日において第十二条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。こ

の場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第十六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関の」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

5号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結の他の準備行為をすることができる。

4 第二項の規定により転換前の法人が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社商工組合中央金庫が第二十一条の規定により認可を受けたものとみなす。

(株式会社日本政策投資銀行に対する指定金融機関のみなし指定等)

第四十六条 株式会社日本政策投資銀行は、附則第一条规定する日において第十二条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。こ

の場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第十六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関の」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

5号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結の他の準備行為をすることができる。

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

(株式会社日本政策投資銀行に対する指定金融機関のみなし指定等)

第四十六条 株式会社日本政策投資銀行は、附則第一条规定する日において第十二条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。こ

の場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第十六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関の」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

5号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結の他の準備行為をすることができる。

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

(株式会社日本政策投資銀行に対する指定金融機関のみなし指定等)

第四十六条 株式会社日本政策投資銀行は、附則第一条规定する日において第十二条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。こ

の場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第十六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関の」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

5号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結の他の準備行為をすることができる。

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

別表第一(第十一条関係)			
一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの		
二	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であつて、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 小口の教育資金教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。 </td></tr> </table>	教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であつて、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。
教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であつて、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。		

官報(号外)

							三
八	七	六	五	四	三	二	一
農林漁業者	理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十二年法律第一百六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を営む者	生活衛生関係小組会その他の生活衛生関係の向上のための研究を行う者	生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であつて、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組会、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であつて、当該政令で定める事業を営むもの	該當するもの	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であつて、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該當するもの	生活衛生関係営業者
イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業經營の改善のためにする農地又は採草放牧地とする土地 リ 森林の造林に必要な資金 ル 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 チ 農業經營の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	農林漁業の持続的かつ健全な發展に資する長期かつ低利の資金であつて、次に掲げるもの(資本市場からの調達が困難なものに限る。) イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業經營の改善のためにする農地又は採草放牧地とする土地	ト 農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業從事の態様の改善等の農業經營の改善に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	ハ 果樹以外の永年性植物であつて主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。) ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。)	ト 農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業從事の態様の改善等の農業經營の改善に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの 二 果樹の植栽又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。) ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。)	ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの 二 果樹の植栽又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。) ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。)	政令で定める施設又は設備(車両を含む。以下この表において同じ。)の設置又は整備(当該施設又は設備の設置又は整備に伴つて必要な施設の設置又は整備を含む。)に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するため必要な資金であつて政令で定めるもの

官 報 (号 外)

九	
農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目で、当該卸売市場(付設集団売場を含む。)の指定するもの)	<p>ヲ 林業経営の維持に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>ワ 林業経営の改善のためにする森林(森林とする土地を含む。)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>力 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>ヨ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金</p> <p>タ 漁業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>レ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、經營管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金</p> <p>ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの</p> <p>ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。)であつて主務大臣の指定するもの</p>
十	

十	
農畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの(以下「特定農林畜水産物」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であつて、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大される認められるものを営む者	<p>以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認める)ことを相当とするもの(以下「付設集団売場」という。)を含む。)を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。)若しくは仲卸の業務(農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。)を行う者(以下「仲卸業者」という。)又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつて法人であつて当該卸売若しくは仲卸の業務の改善を図るために当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの</p> <p>施設又は当該卸売若しくは仲卸の業務に必要な施設であつて農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るために必要あると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの(中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)</p>

十一

指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者

食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行るために必要なものであつて主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものに限る。)であつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)

良好、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行るために必要なものであつて主務大臣の指定するものに限る。)

指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者

当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)

(前二号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)

(前二号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)

(前二号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)

別表第二(第十一條関係)

十二			

一			

十四			

十五			

官 報 (号 外)

				三
				特定中小企業貸付債権に係る貸付けを行つた中小企業特定金融機関等からの当該特定中小企業貸付債権の譲受け及び特定中小企業社債(中小企業者が新たに発行するものに限る。)の取得を行つた中小企業特定金融機関等からの当該特定中小企業社債の全部の取得を行うこと。
四				特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証を行うこと。
五				中小企業特定金融機関等が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた中小企業者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、中小企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引を行うこと。
六				特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債(これらの信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下「特定資産担保証券」という。)であつて特定目的会社等が発行するものに係る債務の保証を行うこと。
七				特定資産担保証券であつて特定目的会社等が発行するものの取得を行うこと。
八				特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を中小企業特定金融機関等が特定信託をする場合における当該特定信託の受益権その他これに準ずる信託の受益権として主務省令で定めるもの当該中小企業特定金融機関等からの取得を行うこと。
九				前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの 1 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。 2 特定目的会社等の優先株式(その発行の時において議決権行使することができない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。)及び優先出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第五項に規定する優先出資をいう。)の取得並びに中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第一条第一号に規定する有限責任中間法人に対する基金の拠出を行うこと。
3				信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。

注 この表における用語については、次に定めることによる。

(1) 「国民一般特定金融機関等」とは、別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者

に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付け又は同表第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者

がそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資金を調達するために発行する社債(社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)(3)、(4)、(6)、(7)及び(9)において同じ。)の取得を行う金融機関

その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。

(2) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企業者に対する貸付け又は中小企業者が発行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。

(3) 「特定国民一般貸付債権」とは、国民一般特定金融機関等が別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対する行う、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸付けに係る貸付債権をいう。

(4) 「特定国民一般社債」とは、別表第一第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者が、それぞれこれらの号の下欄に掲げる資金を調達するために新たに発行する社債であつて国民一般特定金融機関等が応募その他の方法により取得したものを行う。

(5) 「特定中小企業社債」とは、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行つものとして主務省令で定める法人をいう。

(6) 「特定農林漁業社債」とは、農林漁業者が新たに発行する社債であつて農林漁業特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。

(7) 「特定中小企業貸付債権」とは、中小企業者に対する貸付け又は中小企業者が発行する社債の取得を行う金融機関その他の法人のうち、主務省令で定めるものをいう。

(8) 「特定目的会社等」とは、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行つものとして主務省令で定める法人をいう。

(9) 「信託会社等」とは、信託業法第二条第二項に規定する信託会社、同条第五項に規定する外国信託業者又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

(10) 「信託業法第二条第二項に規定する信託会社、同条第五項に規定する外国信託業者又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

(11) 「信託会社等」とは、信託業法第二条第二項に規定する信託会社、同条第五項に規定する外国信託業者又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

(12) 「特定信託」とは、信託法第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等との間

特定金融機関等が農林漁業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。

(6) 「特定農林漁業社債」とは、農林漁業者が新たに発行する社債であつて農林漁業特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。

官 報 (号 外)

で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。)、同条第三号に掲げる方法による信託又はこれらに準ずる行為をいう。

備考

- (1) 第一号、第二号及び第五号に掲げる業務は、それぞれ主務省令で定めるところにより、公庫が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた別表第一第一号から第七号までの欄に掲げる者、農林漁業者若しくは中小企業者の信用状態に係る事由が発生した場合において、それぞれ当該業務に係る取引を約した第一号の国民一般特定金融機関等、第二号の農林漁業特定金融機関等若しくは第五号の中小企業特定金融機関等以外の者が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、公庫が特定国民一般貸付債権若しくは特定国民一般社債、特定農林漁業貸付債権若しくは特定農林漁業社債又は特定中小企業貸付債権若しくは特定中小企業社債を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引を行う場合に限り、行うことができる。
- (2) 第三号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。
- (イ) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債について特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡するとき。

(ロ) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡するとき。

第四号に掲げる業務は、次のいずれかの場合に限り、行うことができる。

(イ) 中小企業特定金融機関等が、第四号の特定中小企業貸付債権に係る貸付け又は同号の特定中小企業社債の取得を行う場合において、当該特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債について特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡するとき。

(ロ) 中小企業特定金融機関等が、第四号の特定中小企業貸付債権に係る貸付け又は同号の特定中小企業社債の取得を行う場合において、当該特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡するとき。

別表第三(第十一條関係)

一	二	三	四	五	六	七
設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。	重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。	我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金(短期資金を除く。)を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行つた場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。	海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。	外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際收支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、金銭を支払い、これに対しうあらかじめ定めた中小企業者の信用状態に係る事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、中企業特定金融機関等が特定中小企業貸付債権又は特定中小企業社債を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引を行うこと。	海外で事業を行う者専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

注 この表における用語については、次に定めることによる。

(1) 「設備の輸出等」とは、設備(航空機、船舶及び車両を含む。)(5)において同じ。)並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保若しくは外國との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。

(2) 「債務の保証等」とは、債務の保証(保証期間が一年を超えるものに限り、債務を負担する行為であつて債務の保証に準するものを含む。)及び当事者の一方が金銭を支払ひ、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が貸付債権、公社債等その他金銭債権を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引をいう。

(3) 「公社債等」とは、公債、社債若しくはこれに準する債券又は信託の受益権をいう。

(4) 「法人等」とは、法人その他の団体又は個人をいう。

(5) 「重要物資の輸入等」とは、我が国の外国との貿易関係若しくは国民経済の健全な発展のために不可欠な物資(設備を含む。)又は技術を輸入し、又は受け入れることをいう。

(6) 「外国政府等」とは、外国の政府、政府機

関又は地方公共団体をいう。

「出資外国法人等」とは、我が国の法人等の出資に係る外国の法人等(我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。)をいう。

(7) 「外国金融機関等」とは、外国の銀行その他主務大臣が定める外国法人をいう。

(8) 「「外国金融機関等」とは、外国の銀行その他主務大臣が定める外国法人をいう。

(9) 「協調融資」とは、銀行(銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行その他の政令で定める金融機関をいう。以下同じ。)が公庫とともに資金の貸付けを行なうことを行うことをいう。

備考

(1) 第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(8)及び(13)において「開発途上地域」という。以外の地域を仕向地とする輸出に係るものは、当該地域を仕向地とする輸出を行う外国の政府、政府機関又は地方公共団体によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取決めに従つて必要な対抗措置を講ずる限り、行なうことができる。

(2) 第一号に掲げる業務は、我が国の法人等以外の者に対する資金に係るものに限り、行なうことができる。

(3) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者に対する債務の保証等(公社債等に係るもの)を除く。)

(4) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等(公社債等に係るもの)を除く。)

政府等が当該資金の貸付けを行う場合(当該貸付けに係る貸付債権が主務大臣が定められた者に譲渡された場合を含む。)又は第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合に限り、行なうことができる。

(4) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限り、行なうことができる。ただし、(イ)に掲げるものにあっては銀行等が公庫とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、公庫による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合、(ロ)に掲げるものにあっては償還期限が一年を超える出資外國法人等に対する貸付債権を主務大臣が定める期間内に、特定目的会社等(別表第二の注(10)に規定する特定目的会社等をいう。5)において同じ。)に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等(同表の注(1)に規定する信託会社等をいう。5)において同じ。)に對して特定信託(同表の注(2)に規定する特定信託をいう。)の全部若しくは一部を譲渡する場合

取得する場合(ロ)に掲げる場合を除く。)

(ロ) 公社債等を取得し、当該公社債等を主務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に對して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合

(ハ) 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合

(イ) 特定目的会社等又は信託会社等をいふ。5)において同じ。)に對して特定信託(同表の注(2)に規定する特定信託をいう。)の全部若しくは一部を譲り受ける場合は、この限りでない。

(2) 出資外国法人等、外国金融機関等、外國政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行なう場合

(ホ) 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権若しくは公社債等又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等(銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。)を行うとき。

(ヘ) 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、

官報(号外)

- (6) 又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。
- (7) 第二号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)は、債務の保証等であつて次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。
- (1) 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であつて、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として主務大臣が定めるものの輸入に必要な資金
- (2) 我が国の技術では十分な代替が困難であつて、我が国への受入れが不可欠である技術として主務大臣が定めるものを受け入れに必要な資金
- (3) 第三号に掲げる業務のうち、我が國の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるものは、当該法人等に對して直接貸し付ける場合に限り、行うことができる。
- (4) 第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)は、開発途上地域において行われる事業に係るものに限り、行うことができる。
- (5) 第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が國の法人等に対する貸付けは、中小企業者又は中堅企業として主務大臣が定めるものに対するものに限り、行うことができる。
- (6) 第五号に掲げる外国の政府、政府機関又は銀行への貸付けは、国際通貨基金等によ

る経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次のいずれかに該当するときに限り、主務大臣の認可を受けて行うことができる。

(1) 國際通貨基金等(公庫を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられるることにより、当該償還が確保されることとなつている場合

(2) 当該貸付けについて確実な担保を徵する場合

(11) 第七号に掲げる業務は、第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施に必要最小限の場合に限り、行うことができる。

(12) (2)又は(9)の規定にかかわらず、国際金融秩序の混亂により我が國の法人等の輸出又は海外における事業の遂行が著しく困難となつた場合において、これに対処するために公庫の業務の特例が必要となつた旨を主務大臣が定めたときは、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

(1) 第一号に掲げる業務のうち我が國の法人等に対する資金に係るもの

(2) 第三号に掲げる業務のうち、(9)に規定する主務大臣が定めるもの以外のものに対する貸付け

(13) (8)の規定にかかわらず、開発途上地域以外の地域における事業に関して、我が國の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国策の推進を図るために特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第三号に掲げる業務のうち当該事業に係るものを行なうことができる。

別表第四(第十二条関係)

一 別表第一第八号に掲げる資金	貸付金の種類	年	年	年	年	年	年	年	年	利	率	償還期限	据置期間
1 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	資金	七分	二十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
2 果樹の植栽に必要な資金		八分五厘	二十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
3 農業經營の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの		五分	三十年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
4 造林に必要な資金		七分	三十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
5 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金		五分	三十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
6 林道の改良造成又は復旧に必要な資金		八分五厘	三十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
7 林業經營の維持に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの		五分五厘	三十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
8 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金		七分	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
9 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金		十八年	三十年	二十	十年	三十年							
10 漁業經營の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの		五分五厘	三十年	二十	十年	三十年							
11 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金		八年	三十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
12 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金		八分五厘	三十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
13 1から12までに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金を含む。)であつて主務大臣の指定するもの		八年	三十五年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	二十	十年	三十年	
四 金													
五 別表第一第一十二号の下欄に掲げる資金													
六 別表第一第一九号の下欄に掲げる資金													
七 別表第一第十三号の下欄に掲げる資金													
八 年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	利	率	償還期限	据置期間
九 八分五厘	九分五厘	八分五厘	八	年	三十	年							
十 十五年	十五年	十五年	二十五年	二十五年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十	年	三十	年
十一 三年	三年	三年	五年	八年	八年	八年	八年	八年	八年	三十	年	三十	年

別表第五(第十二条関係)

貸付金の種類	利 率	償還期限	据置期間
一 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その農業経営を一体として、総合的かつ計画的に農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善を図るために必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄一第八号の下欄のイからハまで、ト、チ若しくはナに掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは育成若しくは家畜の購入若しくは育成に必要なもの			
1 当該資金に係る農業経営の改善が農業經營基盤強化促進法第十二条第一項の認定を受けた農業經營改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)第二条の五の認定を受けた第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画に従つて図られるものである場合における当該資金	年 三分五厘	二十年	三十年
2 1に掲げる資金以外のものであつて主務大臣の指定するもの	年 二十五年	三十年	三十年
(別表第一第八号の下欄の口に掲げる資金については、年三分五厘)	年 五年	三十年	三十年

二 林業の構造改善のために必要な事業

を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの

1 2に掲げる資金以外のもの

年	三分五厘	二十年	三十年
（当該資金に係る事業に要する金額が主務大臣の定める額に満たない場合における当該資金については、年七分五厘）	年 六分五厘	年 六分五厘	年 三年
三 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。1において同じ。）の取得若しくは森林の保育その他他の育林に必要な次に掲げる資金であつて主務大臣の指定するもの又は別表第一第八号の下欄のナに掲げる資金であつて育林期間中における林業経営の改善のために必要な次に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年 六分五厘	年 二十年	年 三十年
1 森林の取得に係るもの	年 三分五厘	年 二十五年	年 二十五年
（森林施業の実施に関し主務大臣の定める要件に適合する者以外の者に貸し付けられる資金については、年五分）	年 二十五年	年 二十五年	年 二十五年

官 報 (号 外)

2 森林の保育その他の育林に係るもの	年	年	年	年
3 別表第一第一第八号の下欄のナに掲げる資金	六分五厘	十五年	二十年	二十五年
4 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条各号に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて別表第一第一第八号の下欄のヨ、レ、ソ、ネ又はナに掲げるもののうち主務大臣が指定するもの	三分五厘	十五年	二十年	二十五年
1 漁船の改造、建造又は取得に係るもの(3に掲げるものを除く。)	五分	十八年	三十年	四十年
2 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に係るもの	五分	十五年	二十年	二十五年
3 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの	六分五厘	十八年	三十年	四十年
4 1から3までに掲げるもの以外のもの	五分	三年	五年	七年
五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十七条又は過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二十六条に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて、別表第一第一八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるものの又は果樹の植栽若しくは育成指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの	年	年	年	年
1 2に掲げる資金以外のもの	五分	十五年	二十年	二十五年
2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金	(別表第一第一第八号の下欄のネに掲げる資金については、年七分五厘)	六分五厘	二十二年	三十二年
理由	（据置期間中は、年四分）	年	年	年
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	（別表第一第一第八号の下欄のネに掲げる資金については、年七分五厘）	六分五厘	二十五年	三十二年
株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出)に関する報告書	年	年	年	年
1 本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という)を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。	（据置期間中は、年四分）	年	年	年
2 公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とすること。	（据置期間中は、年四分）	年	年	年
3 公庫の役員等の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとすること。	（据置期間中は、年四分）	年	年	年
4 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。	（据置期間中は、年四分）	年	年	年

- (一) 独立して事業を遂行する意思を有し、かつ適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの、教育を受ける者等、生活衛生関係営業者等、農林漁業者、食品及び飼料の製造、加工及び流通の事業を営む者等、中小企業者及び信用保証協会に対して資金を貸し付ける業務を行うこと。
- (二) 国民一般、農林漁業者及び中小企業者に対する貸付債権等の証券化を支援する業務を行うこと。
- (三) 中小企業信用保険法の規定による保険を行うこと。
- (四) 國際協力銀行業務を行うこと。
- (五) 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関する情報の提供を行うこと。
- (六) (一)から(五)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- 5 公庫は、その目的を達成するため、指定金融機関が危機による被害に対処するために必要な資金の貸付け等を公庫からの信用の供与を受けて行うこと(以下「危機対応業務」という。)の必要性等を主務大臣が認定する場合に、指定金融機関に対し、当該危機対応業務に関する必要な資金の貸付け又は債務の弁済がなされないこととなつた額の一部の補てんの業務を行うものとすること及びこれらの信用の供与を得て行う貸付け等について利子補給金の支給の業務を行うことができるものとすること。
- 6 財務及び会計、監督、罰則等について所要の規定を整備すること。
- 8 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、國が承継する資産を除き、その時において公庫が承継するものとすること。

二 議案の可決理由

二 議案の可決理由

本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策立てる事項を定めるものであり、妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年四月二十四日

内閣委員長 河本 三郎

衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

政府は、両法律の施行に当たつては、次の諸点
一 株式会社日本政策金融公庫法案に対する附
帶決議

- 7 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、国民生活金融公庫法、農林漁業金融公庫法、中小企業金融公庫法及び国際協力銀行法の廃止及び廃止に伴う経過措置の規定等は平成二十年十月一日から施行するものとする。
- 一 新公庫の組織設計・運営に当たつては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うことなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融资目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たつて十分配慮すること。
- 一 中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度の創設及び拡充を図るなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。

- 一 新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付けの貸付対象範囲の見直しに当たつては、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生じてしまうことのないよう、十分慎重に検討すること。
- 一 新公庫において、国際協力銀行が果たしてきに留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

- 一 株式会社日本政策金融公庫の機能を、引き続き適切に果たすため、目的遂行のために信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう体制を整備すること。また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。
- 一 危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。
- 一 新公庫の貸付残高にかかる数値目標の要否についての議論を行うに当たつては、予め機械的な目標を設定することは避け、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、経済金融情勢の変化等を十分踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行うこと。
- 右報告する。
- 平成十九年二月二十七日
- 内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律

(恩給法等の一部改正)

第一条 次に掲げる法律の規定中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

一 恩給法(大正十二年法律第四百八号)第十一
条第一項ただし書

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第九条の八第二項第十二号

三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第十六条の二第二項

四 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)第七条第二項ただし書

五 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)第四十六条ただし書

六 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第十条ただし書

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条第二項第十三号及び第五十一条の二第一項第十一号

八 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第二百七号)第五十五条第一項ただし書

九 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)第八条第二項ただし書

十 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第二百九号)第十条ただし書

十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)第六十二条第二項ただし書

十二 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第六十八号)第五条

第一項

十三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)附則第二条

十四 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国會議員互助年金法(昭和三十三年法律第二百七十年号)第六条第一項ただし書

(国会職員法等の一部改正)

十五条 次に掲げる法律の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

一 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十八条第二項

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第二項

三 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の七第三項

四 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十一号)第七条の二第一項

五 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第四十六条第二項

六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項

七 一般職の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二十三号)第十七条第一項

八 国家公務員の留学費用の償還に関する法律

(平成十八年法律第七十号)第二条第四項及び第十条の表第四条第六号の項

(金融商品取引法の一部改正)

十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

十五条の五第三項中「又は中小企業金融公庫(次項)」を「(次項)に、「機構等」を「機構」に改め、「又は中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第二十五条の四第一項」を削り、「機構等」を「機構が」に、「當該機構等」を「機構」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

十六条 次に掲げる法律の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

一 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十八条第二項

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第二項

三 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の七第三項

四 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十一号)第七条の二第一項

五 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第四十六条第二項

六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項

七 一般職の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二十三号)第十七条第一項

八 国家公務員の留学費用の償還に関する法律

和二十五年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「公庫等」を「公庫」に改め、

同条第一項中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫」及び「又は国際協力銀行」を削り、「公庫等」を「公庫」に改め、「總裁又は」を削り、「公庫等の」を「公庫の」に、「公庫等に」を「公庫に」に改め、同条第二項中「公庫等予算執行職員」を「公庫予算執行職員」に改め、同条第三項中「公庫等予算執行職員」を「公庫予算執行職員」に、「公庫等に」を「公庫に」に改め、同条第四項中「公庫等予算執行職員」を「公庫予算執行職員」に改め、同条第三項中「公庫等予算執行職員」を「公庫予算執行職員」に、「公庫等に」を「公庫に」に、「公庫等」を「公庫」に、「公庫等の」を「公庫の」に改め、同条第四項中「公庫の長は、公庫予算執行職員」を「公庫の長は、公庫予算執行職員」に改め、同条第五項中「公庫等予算執行職員」を「公庫予算執行職員」に改め、「公庫予算執行職員」に改める。

(中小企業信用保険法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

十七条 次に掲げる法律の規定中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

一 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項

二 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第二百五十三号)第十九条第三項

三 一般職の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二十三号)第十七条第一項

四 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和正)

五 第十五条第二号から第六号までを次のように改める。

二から六まで 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

六 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改

正する。

一 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項

二 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第二百五十三号)第十九条第三項

三 一般職の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二十三号)第十七条第一項

四 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和正)

五 第十五条第二号から第六号までを次のように改

正する。

二から六まで 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項

七 一般職の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二十三号)第十七条第一項

八 国家公務員の留学費用の償還に関する法律

題名中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第一条 中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び」を削る。

第五条 第二項第一号を次のように改める。

一 政府からの借入金(沖縄振興開発金融公庫

の者からの借入金(沖縄振興開発金融公庫 法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十六

条第二項の規定による短期借入金を除く。)

の限度額

第五条第二項第二号中「国民生活債券、中小企業債券」を削り、「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び農林漁業金融公庫債券」を及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券に改め、「国民生活債券若しくは」及び「又は外国を発行地とする中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券」を削り、「これらの」を「当該に改め、同条第三項中「収入保険料(中小企業金融公庫の場合に限る。)」、「農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)」、「(中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)」、「回収金(中小企業金融公庫の場合に限る。)」、「国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、冲縄振興開発金融公庫にあつては農林漁業債券、冲縄振興開発金融公庫にあつては農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫の場合に限る。)」及び「支払保険金(中小企業金融公庫の場合に限る。)」及び「支払保険金(中小企業金融公庫の場合に限る。)」を削る。

第十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同

条第九項中「国民生活金融公庫の」を「株式会社日本政策金融公庫の」に、「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十三条第一項第三号」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百三号)第五十六条第三号」に

改め、同条第十項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第五十四条第四項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。(中小企業融資保証法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第十四条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第二百九十六条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「受け、又は国民生活金融公庫を代理して」を「受けて」に改める。

二 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一項第二号、第二十条第三号及び第二十一条第一号

三百四十六号)第四条第二号、第十七条第一項第三号及び第二十一条第一号

二 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一項第二号、第二十条第三号及び第二十一条第一号

一項第四号及び第三十条第五号

三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十七条(見出しを含む。)

五 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十号八号)第四条第三十五号

五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第四項第十号

六 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、(信用金庫法の一部改正)

第十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同

る。(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第十六条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間の項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、

第十四条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第二百九十六条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「受け、又は国民生活金融公庫を代理して」を「受けて」に改める。

二 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一項第二号、第二十条第三号及び第二十一条第一号

三百四十六号)第四条第二号、第十七条第一項第三号及び第二十一条第一号

二 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一項第二号、第二十条第三号及び第二十一条第一号

一項第四号及び第三十条第五号

三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十七条(見出しを含む。)

五 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十号八号)第四条第三十五号

五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第四項第十号

六 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、(信用金庫法の一部改正)

第十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同

条第九項中「国民生活金融公庫の」を「株式会社日本政策金融公庫の」に、「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一号(目的)及び第十八条(業務の範囲)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百三号)第十一号第一号、第二号及び第四号並びに第二項第一号に、「同条を「これら」に改め、同条第二項

中「国民生活金融公庫法第三十条の四第一項(主務大臣)又は第三十二条第三号(罰則)の規定」を「株式会社日本政策金融公庫法」に、「第十八条第一号に規定する」を「第十二条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号の下欄に掲げる資金の貸付け」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第十六条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間の項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、

第十四条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第二百九十六条)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「受け、又は国民生活金融公庫を代理して」を「受けて」に改める。

二 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一項第二号、第二十条第三号及び第二十一条第一号

三百四十六号)第四条第二号、第十七条第一項第三号及び第二十一条第一号

二 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一項第二号、第二十条第三号及び第二十一条第一号

一項第四号及び第三十条第五号

三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十七条(見出しを含む。)

五 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十号八号)第四条第三十五号

五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第四項第十号

六 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、(信用金庫法の一部改正)

第十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同

条第九項中「国民生活金融公庫の」を「株式会社日本政策金融公庫の」に、「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一号(目的)及び第十八条(業務の範囲)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百三号)第十一号第一号、第二号及び第四号並びに第二項第一号に、「同条を「これら」に改め、同条第二項

第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三

官報(号外)

十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正)

第十九条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「中小企業金融公庫又は」を

「株式会社日本政策金融公庫又は」に、「中小企

業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)

第十九条を「株式会社日本政策金融公庫法(平

成十九年法律第百三十八号)第十一條」に改め、同

条第二項中「中小企業金融公庫法又は」を「株式

会社日本政策金融公庫法又は」に、「中小企業金

融公庫法第十九条第一項」を「株式会社日本政策

金融公庫法第十一條第一号の規定による

同法別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸

付けの業務」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年

法律第百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

第四十九条ただし書中「国民生活金融公庫」を

「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第一百二十四条の二第一項中「公庫の予算及び

決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九

号)第一條に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第二十一条 電話加入権質に関する臨時特例法

(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のようにより改正する。

第二条中「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫」を削り、「沖縄振興開発金融公庫」の下

に「株式会社日本政策金融公庫」を加える。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)

第二十二条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

経済基盤強化のための資金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第 号)
--------------	---------------------------

別表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の

項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公

庫の項を削る。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十五条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第五十条の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十六条 削除

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五十七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 勤労者財産形成促進法(一部改正)

第五十九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「公庫の予算及び決算に

関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一

条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十一条第一項中「公庫の予算及び決算に

関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一

条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十二条第一項中「公庫の予算及び決算に

関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一

条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十三条第二項中「公庫の」を「沖縄振興開発金融公庫の」に、「同法第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十四条第一項中「公庫の」を「沖縄振興開発金融公庫の」に、「同法第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十五条第一項中「公庫の」を「沖縄振興開発金融公庫の」に、「同法第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十六条第一項中「公庫の」を「沖縄振興開発金融公庫の」に、「同法第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十七条第一項中「公庫の」を「沖縄振興開発金融公庫の」に、「同法第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十八条第一項中「公庫の」を「沖縄振興開発金融公庫の」に、「同法第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第五十九条第一項第一号中「長期資金」の下に

「(沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。)」を加え、同項第一号の中「資金」の下に「(沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものと認められるものと

官 報 (号 外)

同項第二号中「教育資金の貸付け」の下に「(所得の水準その他の政令で定めるものに限る。)」を加え、
対するものに限る。)」を加え、同項第五号中に「(所得の水準その他の政令で定めるものに限る。)」を加え、
対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け
期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にか
んがみ特に必要があると認められる長期の資金
として、主務大臣が定めるものに限る。)の貸付
けを行い、「を応募その他の方により取得
する」を「の応募その他の方による取得(特定
の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関
する重要な施策の目的に従つて行われるもの又
は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特
に必要があると認められるものとして、主務
大臣が定めるものに限る。)」を行うに改め、同
条第二項第一号中「国民生活金融公庫法(昭和
二十四年法律第四十九号)第十八条第一号」を
「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律
第二号)」を「株式会社日本政策金融公庫法別表第
一第二号の下欄」に改め、同項第二号中「国民生
活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に
第一号」を「株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号」に改め、
同項第五号中「国民生活金融公庫法第十八条第
三号イ」を「株式会社日本政策金融公庫法第二条
二十八年法律第百三十八号)第二条」を「株式会
社日本政策金融公庫法第二条第三号」に改め、
第一号」に改め、同条第五項中「国民生活金融公

「第二十一条第一項中「中小企業金融公庫」の行
う中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号若
しくは第四号」を「株式会社日本政策金融公庫の
行う株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一
項第二号の規定による同法別表第二第一号から
第五号まで」に改める。

第二十四条中「公庫」を「沖縄振興開発金
融公庫」に改める。

(林業經營基盤の強化等の促進のための資金の
融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第三十条 林業經營基盤の強化等の促進のための
資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四
年法律第五十一号)の一部を次のように改正す
る。

第五条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「株
式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一項
中「農林漁業金融公庫が」を「株式会社日本政策
金融公庫が」に、「農林漁業金融公庫法(昭和二
十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第
二号又は第四号」を「株式会社日本政策金融公庫
法(平成十九年法律第 号)別表第一第八号
の下欄のり又はル」に、「同条第二項の」を「同法
第十二条第三項の」に、「同条第一項第二号」を
「同欄のリ」に、「同項第四号」を「同欄のル」に改
め、同条第二項中「農林漁業金融公庫が」を「株
式会社日本政策金融公庫が」に、「農林漁業金融
公庫法第十八条第一項第四号の二」を「株式会社
日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄の
ヲ」に、「農林漁業金融公庫法第十八条第二項
を「株式会社日本政策金融公庫法第十二条第三
項」に改め、同条第三項中「農林漁業金融公庫

「漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の三」を「株式会社日本政策金融公庫が」に、「農林
の下欄のワ」に、「同条第三項」を「同法第十二条
第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の
三第一項」を「株式会社日本政策金融公庫は、株
式会社日本政策金融公庫法第十一條」に改め、
「に対し、」の下に「林業の持続的かつ健全な発
展に資する長期かつ低利の資金であつて」を加
え、「長期かつ低利の資金であつて他の金融機
関が融通することを困難とするもの」を「もの
(他の金融機関が融通することを困難とするも
のであつて、資本市場からの調達が困難なもの
に限る。」に改め、同条第五項中「農林漁業金融
公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、
同条第六項を次のように改める。

規定する業務並びに前条第一項第五号と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十二条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十三条第一項第五号」と、同法第五号」と、同法第五十二条中「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十三条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、暫定措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十三条」とあるのは「第十一条及び暫定措置法第五条第四項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」とする。

第六条第二項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第三十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫等」を「株式会社日本政策金融公庫等」に改め、同項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日

項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一

第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品流通構造改善促進法第六

条第一項に規定する業務」とする。

(獣医療法の一部改正)

第三十四条 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「農林漁業金融公庫」を

「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一

項中「農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫

法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条

第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに

第十八条の三第一項」を「株式会社日本政策金融

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十

九年法律第
号)第十一條に改め、「に対

し、「の下に「畜産業の持続的かつ健全な発展に

資する長期かつ低利の資金であつて」を加え、

「長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が

融通することを困難とするもの」を「もの(他の

金融機関が融通することを困難とするもので

あつて、資本市場からの調達が困難なものに限

る。」に改め、同条第二項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同

条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融

公庫が行う同項に規定する資金の貸付けにつ

いての株式会社日本政策金融公庫法第十一條

第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条

第二項第一号口、第四十二条第二号、第五十

三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六

十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び

別表第二第九号の規定の適用については、同

法第十一條第一項第六号中「除く。」とあるの

は「除く。」及び獣医療法第十五条第一項に規

定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項

第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一

項に規定する業務並びに前条第一項第五号」

と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十

一条第二号及び第六十四条第一項第四号中

「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるの

は「別表第二第二号に掲げる業務又は獣医

療法第十五条第一項に規定する業務」と、「同

項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一

項に規定する業務並びに第十一條第一項第五

号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあ

るのは「獣医療法第十五条第一項に規定する

業務並びに第十一條第一項第五号」と、同法

第五十八条及び第五十九条第一項中「この法

律」とあるのは「この法律、獣医療法」と、同

法第七十二条第三号中「第十一條」とあるのは

「第十一條及び獣医療法第十五条第一項」と、

同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号

から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付

けの業務」とあるのは「別表第一第一号から

第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの

業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する

業務」とする。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に

関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 青年等の就農促進のための資金の貸

付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二

号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「掲げる業務」とあるのは

「掲げる業務並びに中堅事業者信用保険特例

法第七条に規定する業務」と、同法第三十一

条第三項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる

業務及び中堅事業者信用保険特例法第七条に

規定する業務」と、同法第四十一条第五号及

び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」

とあるのは「附帯する業務並びに中堅事業者

信用保険特例法第七条に規定する業務」と、

同法第五十八条及び第五十九条第一項中「又

は中小企業信用保険法」とあるのは「中小企

業信用保険法又は中堅事業者信用保険特例

法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び中堅事業者信用保

険特例法第七条」とする。

第九条から第十一條までを削り、第十二條を

第九条とする。

(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進

に関する法律の一部改正)

第三十七条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利

用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十

二号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出し中「農林漁業金融公庫」を

「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一

項中「農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫

法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条

第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに

第十八条の三第一項」を「株式会社日本政策金融

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十

九年法律第
号)第十一條」に改め、「に対

し、「の下に「畜産業の持続的かつ健全な発展に

資する長期かつ低利の資金であつて」を加え、

「長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもの」を「もの(他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、資本市場からの調達が困難なものに限る。)」に改め、同条第二項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第二項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号口、第四十一條第二号、第五十三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一條第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)第十一條第一項に規定する業務」と、同法第十二條第一項中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一條第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一條第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「家畜排せつ物法第十一條第一項に規定する業務」並びに第六十四条第一項に規定する業務又は家畜排せつ物法第十一條第一項に規定する業務」とする。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第三十八条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「農林漁業金融公庫等」を「株式会社日本政策金融公庫等」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「第十一條」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項第五号」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「この法律、特別措置法の一部改正」

第四十条 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)の二号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は家畜排せつ物法第十一條第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は家畜排せつ物法第十一條第一項」とする。

第八条の見出し中「農林漁業金融公庫法」を「株式会社日本政策金融公庫法」に改め、同条第一項中農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項」を「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第号)第十一條」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第二項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号口、第四十一條第二号、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四条第一項第四号及び第七十三條第三号の規定の適用については、同法第十一條第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第八条第一項に規定する業務」と、同法第十二條第一項中「同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一條第二項第一号口、第四十一條第二号及び第六十四条第一項第四号中「同項第五号」とあるのは「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二号」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二号)第十一條」とする。

第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「第十一條」とあるのは「この法律、特別措置法の一部改正」

第四十二条 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 第四項を削る。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第四十五条 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 第二十八条(見出しを含む。)中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則第五条の二第三項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に、「又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に、「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二号」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二号)第十一條」とする。

の下欄に掲げる資金の貸付け」に改め、同条第四項中「年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十一条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項」を「株式会社日本政策金融公庫法附則第三十八条第一項」に、「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に改める。

株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第 号)

別表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

附則第七十六条の二の次に次の一条を加える。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第一百三十四条の二 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律 第 号)の一部を次

よつに改正する。

第十一一条第一項第一号及び別表第二の注(1)中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第四十六条 郵政民営化法(平成十七年法律第九

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第四十四条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

附則第五条第二項の表中

第五十二条第一項

生計困難等のため(割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため)

第七条第一項第六号

国民生活金融公庫法(昭和二十四年十九号)第十八条第二号

生計困難等のため

第五十二条第一項

生計困難等のため(割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため)

第六十三条の二

国民生活金融公庫又は

第十三條第二項第一号中「国民生活金融公庫を「株式会社日本政策金融公庫」に、「整備法附則第六十四条第一項」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律 第 号)附則第三十

法律第四

株式会社日本政策金融公庫法

(平成十九年法律第 号)

第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け

生計困難等のため

生計困難等のため
の取扱い
天災その
他の緊急
需要

に改める。

に改める。

号

株式会社日本政策金融公庫又は
株式会社日本政策金融公庫法第
十二条第一項第一号の規定による
同法別表第一第二号の下欄に
掲げる資金の貸付け

附則第十二条第二項の表第五十条の項の次に次のように加える。

第六十三条の二 国民生活金融公庫、独立行政法人 住宅金融支援機構、農林漁業金融 公庫、中小企業金融公庫	株式会社日本政策金融公庫、独立行政 法人住宅金融支援機構
--	---------------------------------

附則第五十八条第五号を次のように改める。

五 削除

附則第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

(国会議員互助年金法を廃止する法律の一部改正)

第四十九条 国会議員互助年金法を廃止する法律の一部の一部を次のように改める。

附則第十七条中「国民生活金融公庫」を

「株式会社日本政策金融公庫」に、「前条の規定による改定後の国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の一部改正)

第五十条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第五十一条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第五十二条 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改定する。

第二百四十九条 第二百六十条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第二百六十条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改める。

(第二条第七項)に改める。

附則第一条中「別に法律で定める日」を「平成

二十年十月一日」に改める。

附則第二条中第九項を第十一項とし、第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 國際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、改正前国際協力銀行法第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第四十三条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分

を除き、機関及び株式会社日本政策金融公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、改正前国際協力銀行法第四十条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに」とあるのは「並びに」と「これらの半期及び事業年度」として作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十年十二月三十一日まで」とあるのは「平成二十一年十二月三十一日まで」と、改正前国際協力銀行法第四十二条中「一」と、改正前国際協力銀行法第四十二条中「二」に改める。

6

附則第四条第一項中「及び国際協力銀行」を

「及び株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第二項中「又は国際協力銀行」を「又は株式会社日本政策金融公庫」に改める。

事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

附則第四条第一項中「及び国際協力銀行」を「及び株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第二項中「又は国際協力銀行」を「又は株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則第六十三条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する。

附則第六十三条第四号中「第三十八条」を削り、「及び第五十二条から第五十三条まで」を「第五十二条から第五十三条まで及び第六十三条の二」に改める。

附則第六十三条の次に次の二条を加える。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第六十三条の二 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改定する。

第六十三条第六項第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二第三項」に改める。

(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部改正)

第六十三条第六項第二号中「第十六条の二第一項」に規定する海外経済協力業務に係る事業年度の改正前国際協力銀行法第四十三条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付について、機関が従前の例により行うものと

目次中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第一条中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 株式会社日本政策金融公庫の業

務の特例

第十六条の見出し中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一項中

「国際協力銀行は、国際協力銀行法(平成十一年
五月二十二日第1ミサニ第三三三二十六)

法律第三十五号)第一條及び第二十三条を二株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策

金融公庫法(平成十九年法律第 号)第一条
及び第十一條に改め、同項第四号中「前二号」

を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同

四 第一号及び第二号の業務の利用者に対し
項第三号の次に次の二号を加える。

て、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

第十六条第一項を削る。

第十七条の見出し中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一項中

「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」

「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同

号二を「株式会社日本政策金融公庫は、前条第一項第二

号」に、「国際協力銀行法第五条第二項」を「株

式会社日本政策金融公庫法第四条第一項に改め、「金額」の下に「及び同法附則第四十二条第

四号の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第二十五条第二項の規定

成「一、会社法第315号」第5条第2項の規定による出資があつた金額の合計額に相当する金額を加える。

第十八条中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第十九条を削る。

第二十条第一項中「第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第四十五条第一項の規定による」を削り、「係る資本並」を「属する資本金及び準備金」に改め、「及び前条第一項の積立金の額」を削り、同条第二項「第十六条第一項」を「第十六条」に、「係る資本金の額、前条第一項の積立金の額及び」を「属する資本金及び準備金の額並びに」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加え。○

(社債の発行の制限)

第二十条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

第二十一条の見出し中「貸付け」を「貸付け等」に改め、同条中「国際協力銀行に」を「株式会社日本政策金融公庫に」に、「国際協力銀行法第五条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

第二十二条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号 外)

第四十一条	第四十一条及び駐留軍再編特別措置法第十八条
第五十七条 第五十八条及び 第五十九条第一項	同条各号に掲げる業務 この法律に この法律に この法律、駐留軍再編特別措置法
第五十七条 第五十八条及び 第五十九条第一項	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに この法律、駐留軍再編特別措置法
第六十四条第一項第六号	事項 事項並びに駐留軍再編促進金融業務に係る財務及び会計に関する事項
第六十五条	厚生労働大臣 厚生労働大臣(第三号の場合にあつては、厚生労働大臣及び防衛大臣)
第七十一条	第五十九条第一項 第五十九条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)
第七十三条第三号	同項 第五十九条第一項
第七十三条第七号	第十一條 第十一條及び駐留軍再編特別措置法第十六条
附則第四十七条 第一項	公庫の業務 公庫の業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)
駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、株式会社日本政策金融公庫法第六十条第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条、第五十九条第一項及び第七十三条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。	3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第二十九条第一項の規定による予算の提出、同法第三十五条第一項の規定による補正予算の提出、同法第三十六条第一項の規定による暫定予算の提出、同法第四十条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産

目録及び事業報告書の提出並びに同法第四十一条第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

第二十三条第一項及び第二項中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第三項中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「係る資本金の額により資本金」を「属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。

第二十四条中「国際協力銀行の役員又は職員は、二十万円」を「株式会社日本政策金融公庫の取締役又は執行役は、百万円」に改め、同条第二号中「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二十条の規定に違反して社債を発行したとき。

附則第一条に次のただし書きを加える。

ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則に次の二条を加える。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)
第五条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「厚生労働大臣」の下に

「及び防衛大臣」を加える。

「及び防衛大臣」を加える。

附則第五条第一項中「第四十一条」の下に「及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第号)第五十四条(同法附則第一条第二号)に規定する改正規定を除く。」の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する実施に関する特別措置法(平成十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十六条 軍再編促進金融勘定(地方税法の一部改正)

附則第五十七条 第二百二十二条の四第一項第三号中「国民生活金融公庫」を削り、「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則第五十八条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第五十九条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十一条 同上。

附則第六十二条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十三条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十四条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十五条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十六条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十七条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十八条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第六十九条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十一条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十二条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十三条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十四条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十五条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十六条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十七条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十八条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第七十九条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

附則第八十条 第二百二十二条の四第一項第三号を削る。

条第一項若しくは第十八条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第号)別表第一号」若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは「に改める。

(所得税法の一部改正)

第五十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第一第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第号)
--------------	-------------------------------

律第
号

別表第二国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第五十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第三の一の項の次に次のように加える。

一の二 株式 会社日本政 策金融公庫 (平成十九年 法律第 号)	会社法及び株 式会社日本政 策金融公庫法 (平成十九年 法律第 号)	別表第一第一号から第二十四号まで に掲げる登記又は登録(法人税法昭 和四十年法律第三十四号)第二条第 九号(定義)に規定する普通法人のう ち資本金の額が政令で定める金額以 上の法人並びに相互会社及び外国相 互会社に係る債権を担保するために 受ける先取特権、質権又は抵当権の 保存、設定又は移転の登記又は登録 を除く。)
---	---	--

(消費税法の一部改正)

第六十条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定によ
り設立された法人を含む。)の項の次に次のように加える。

株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第 号)
--------------	-----------------------------------

別表第三第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第
号)の施行の日のいずれか遅い日

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行前に株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による解散前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は国際協力銀行(以下「旧国民生活金融公庫等」という。)が有していた第四条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務についての端数計算については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第七条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項に規定する公庫等予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である旧国民生活金融公庫等の職員が第七条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十二条の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十条の規定により政府から農林漁業金融公庫に対して出資された出資金は、株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七

年法律第三百五十五号)第四条第二項の規定により出資された出資金とみなす。

(激甚災害に対する特別の財政援助等)

第五条 商工組合中央金庫が第二十五条の規定による改正前の激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 沖縄振興開発金融公庫は、第二十九条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法(以下この条において「改正後沖縄振興開発金融公庫法」という。)第十九条に規定する業務のか、当分の間、沖縄振興開発金融公庫が第二十九条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務(改正後沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができる。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧国民生活金融公庫等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された第四十四条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「旧独立行政

法人等個人情報保護法」という。)第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧国民生活金融公庫等の役員又は職員である廢止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七

あつた者

官 報 (号外)

- 二 旧国民生活金融公庫等から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者
- 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧国民生活金融公庫等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- (罰則に関する経過措置)
- 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
- 第九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- (調整規定)
- 第十一条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第 号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)又は地方公営企業等金融機関法(平成十九年法律第 号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によって改正されるものとする。

<p>理由</p> <p>株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議</p> <p>政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫(新公庫)の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量とともに的確に応えるものとし、そのため必要かつ十分な財政措置等を講ずること。</p> <p>二 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮すること。</p> <p>三 中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度の創設及び拡充を図るなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。</p>
--	---

<p>二 議案の可決理由</p> <p>株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>右報告する。</p>	<p>〔別紙〕</p> <p>株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議</p> <p>政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。</p> <p>一 新公庫において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を、引き続き適切に果たすため、目的遂行のために信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう体制を整備すること。また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。</p> <p>二 危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。</p> <p>三 新公庫の貸付残高にかかる数値目標の要否についての議論を行うに当たっては、予め機械的な目標を設定することは避け、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、経済金融情勢の変化等を十分踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行うこと。</p>
--	--

<p>一 新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付けの貸付対象範囲の見直しに当たっては、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを</p> <p>水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案</p> <p>右報告する。</p>	<p>受けられない層が生じてしまうことのないよう、十分慎重に検討すること。</p> <p>一 新公庫において、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を、引き続き適切に果たすため、目的遂行のために信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう体制を整備すること。また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。</p> <p>二 新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。</p> <p>三 新公庫の貸付残高にかかる数値目標の要否についての議論を行うに当たっては、予め機械的な目標を設定することは避け、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、経済金融情勢の変化等を十分踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行うこと。</p>
---	--

平成十九年四月二十四日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣委員長 河本 三郎

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

官報(号外)

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法

の一部を改正する法律

(水産業協同組合法の一部改正)

第一条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の二 子会社等(第十七条の二・第十七条の三)」を「第一節 共済契約に係る契約条件の変更(第十七条の二・第十七条の七条の十四・第十七条の十五)」

十三)に、「第二節」を「第四節」に、「第三節」を「第五節」に、「第六節」に、「第五節」を「第七節」に、「第一百条の六」を「第一百条の八」に、「第一百二十七条の五」を「第一百二十七条の七」に改める。

第十一條第一項第六号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第八号中「施設」を「事業」に改め、同項第九号中「に関する施設」を「の設置」に改め、同項第十号から第十二号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同項第十三号中「に関する施設」を削り、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「その施設」を「その事業」に、「第四号の規定による施設」を「第四号の事業」に改め、同項ただし書中「並びに第四項の規定による施設」を「第四項並びに前項の事業に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項第十一号の事業を行ふ組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第二項に規定する保険会社)の一部を改正する法律案及び同報告書

社をいう。以下同じ。その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

第十一條の三第一項中「第十一條第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加え、同条第二項中「第二十一條第一項ただし書に規定する組合員」を「第十八條第五項の規定による組合員(以下この章及び第四章において「准組合員」といえる。」に改め、「該当する組合」の下に「又は第十一條第一項第四号の事業を行わない組合」を加える。

第十一條の三第一項中「第十一條第一項第四号」に改め、「該当する組合」の下に「又は第十一條第一項第四号の事業を行わない組合」を加える。

第十一條の三第一項中「第十一條第一項第四号」に改め、「該当する組合」の下に「又は第十一條第一項第四号の事業を行わない組合」を加える。

第十一條の三第一項中「第十一條第一項第四号」に改め、「該当する組合」の下に「又は第十一條第一項第四号の事業を行わない組合」を加える。

第十一條の十を第十一條の十三とする。
第十一條の九中「第十一條第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加え、同条第二項二とし、第十一條の八を第十一條の十一とし、第十一條の七を第十一條の十とする。

第十一條の六の四の見出しを「特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用」に改め、同条中「第十一條の六の四」を第十一條の九に改め、同条を第十一條の九とする。

3 組合は、前項の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十五条の五中「前条」を「第十五条の十四」に、「同号の事業」を「共済事業」に改め、同条を第十五条の十六とし、同条の次に次の三条を加える。
(共済計理人の選任等)

第十五条の十七 第十一條第一項第十一号の事業を行う組合(農林水産省令で定める要件に該当する組合を除く。)は、理事会(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として農林水産省令で定めるものに関与させなければならない。

2 共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として農林水産省令で定める要件に該当する者でなければならぬ。

3 組合は、前項の事業(この事業に附帯する事業を含む。)及び同条第七項の事業をいう。以下同じ。

4 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、農林水産省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

5 共済計理人が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

6 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

官 報 (号外)

- 三 その他農林水産省令で定める事項
- 2 共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。
- 3 行政庁は、共済計理人に對し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に關する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(共済計理人の解任)

第十五条の十九 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づく行政庁の处分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第十五条の四中「同号の事業」を「共済事業」に改め、同条を第十五条の十四とし、同条の次に次の二条を加える。

(特別勘定)

第十五条の十五 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他のこれに準するものとして農林水産省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、農林水産省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならぬ。

(価格変動準備金)

第十五条の十二 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、そぞの所有する資産で第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもののうちに、価格変動による損失が生じ得るものとして農林水産省令で定めるところにより、共済契約に基づく財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定(次項において「特別勘定」という。)を設けなければならない。

2 前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

- 二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

3 行政庁は、共済計理人に對し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に關する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(支払備金)

第十五条の十一 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他のこれに準するものとして農林水産省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、農林水産省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならぬ。

(契約者割戻し)

第十五条の十三 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、契約者割戻し(共済契約に対し、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。)を行なう場合は、公正かつ公平な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならぬ。

2 契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他の契約者割戻しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(共済事業に係る経営の健全性の基準)

第十五条の三 主務大臣は、第十一条第一項第十一号の事業を行う組合の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合がその経営の健全性を判断するため

- 二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。
- 3 行政庁は、共済計理人に對し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失(売買、評価換え及び外國為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が特定資産の売買等による利益(売買、評価換え及び外國為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除いて改め、同条を第十五条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

の基準として共済金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の農林水産省令で定めることができる。

一 出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

(共済契約の申込みの撤回等)

第十五条の四 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者は当該組合と共済契約を締結した共済契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

一 申込者等が、農林水産省令で定めるところにより、共済契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 当該共済契約の共済期間が一年以下であるとき。

三 当該共済契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであると認められたとき。

四 申込者等が組合又は共済代理店(組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約

官 報 (号 外)

- の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。)の事務所その他の農林水産省令で定める場所において共済契約の申込みをしたとき。
- 五 その他農林水産省令で定めるとき。
- 2 前項第一号の場合において、同項の組合は、同号の規定による書面の交付に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供した組合は、当該書面を交付したものとみなす。
- 3 前項前段の電磁的方法(第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。
- 4 共済契約の申込みの撤回等は、当該共済契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 5 第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、同項の規定による共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

- (共済契約の締結等に関する禁止行為)
- 第十五条の五 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、次条に規定する特定共済契約の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。
- 9 共済契約の申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じたことを知つているときは、この限りでない。
- 10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。
- 第十五条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款 第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。), 同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二

- 合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。)の事務所その他の農林水産省令で定める場所において共済契約の申込みをしたとき。
- 六 第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該共済契約に係る共済掛金の前払として受領した金銭のうち前項ただし書の農林水産省令で定める金額については、この限りでない。
- 7 共済代理店は、共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

- 8 共済代理店は、第一項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他の金銭の支払をした場合において、当該支払に伴う損害賠償の支払その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。
- 9 共済契約の申込みの撤回等の当時、既に共済契約の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じたことを知つているときは、この限りでない。
- 10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

- (特定共済契約の締結の代理等の委託の禁止)
- 第十五条の六 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、次条に規定する特定共済契約の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。
- (特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)
- 第十五条の七 金融商品取引法第三章第一節第五款 第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。), 同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二

- 号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書きを除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第十一条第一項第十一号の事業を行う組合が行う特定共済契約(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。)がある共済契約として農林水産省令で定めるものをいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあ

るには「次に掲げる事項その他水産業協同組

合法第十五条の五第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三

十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められて

いる買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く)又はデリバティブ取引(以下この

条において「有価証券売買取引等」という。」

とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価

証券又はデリバティブ取引(以下この条にお

いて「有価証券等」という。)とあるのは「特定

共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又

は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

第一条第一項の認可を受けた金融機関をい

う。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託

をする者の計算において、有価証券の売買又

はデリバティブ取引を行う場合にあつては、

当該信託をする者を含む。以下この条におい

て同じ。)とあるのは「利用者」と、「損失」と

あるのは「損失(当該特定共済契約が締結され

ることにより利用者の支払う共済掛金の合計

額が当該特定共済契約が締結されることによ

り当該利用者の取得する共済金等(水産業協

同組合法第十五条の三に規定する共済金等を

いう。以下この号において同じ。)の合計額を

上回る場合における当該共済掛金の合計額か

ら当該共済金等の合計額を控除した金額をい

う。以下この条において同じ。)と、「補足す

るため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらない」と、同項第二号及び

第三号中「有価証券買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあ

るには「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該

特定共済契約によらない」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該

賠償の請求権について準用する。

(共済事業の適切な運営を確保するための措置)

第十五条规定 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定め

るもののか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利

用者への説明、その共済事業に関して取得し

た利用者に関する情報の適正な取扱い、その

共済事業を第三者に委託する場合における当

該共済事業の的確な遂行その他の健全かつ適

切な運営を確保するための措置を講じなければ

ばならない。

第六十九条の前の見出しを削り、同条に見出

しとして「(合併の手続)」を付し、同条第三項中

「第十一项第四号」の下に「又は第十一号」

を加える。

第六十九条の二に見出しとして「(総会の議決

を経ない合併)」を付する。

第六十九条の三に見出しとして「(合併契約に

媒介につき共済契約の締結の代理又は

媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償す

る責めに任ずる。

第二前項の規定は、同項の組合が、共済代理店

の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、

当該共済代理店が当該組合のために行う共済

契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者

に加えた損害の発生の防止に努めた場合に

は、適用しない。

3 第一項の規定は、同項の組合から共済代理店に対する求償権の行使を妨げない。

として「(設立準備会)」を付する。

第六十一条に見出しとして「(定款作成委員の選任等)」を付し、同条第一項中「当る」を「當

」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第六十四条の前の見出しを削り、同条に見出

しとして「(設立の認可)」を付し、同条中「左の」

を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同

条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二章中第四節を第六節とする。

第三十二条第三項を同条第四項とし、同条第

二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え

る。

第二項第五号の組合員たる資格に関する規定

には、組合員たる資格及びその審査の方法を

定めなければならない。

第三十四条第十一項及び第十二項中「第十一

条第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加

え、「政令で定める規模」を「その行う信用事業

又は共済事業の規模が政令で定める基準」に改

める。

第三十四条の四第一項第三号中「(平成十一年

法律第二百二十五号)」を削り、同項に次の一号

を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に關する法律(平成三年法律第七十七号)第二条

第六号に規定する暴力団員(以下この号に

おいて「暴力団員」という。)又は暴力団員で

なくなつた日から五年を経過しない者

第三十四条の四第二項中「第十一项第一項第

四号の」を「それぞれ当該各号に定める」に改

め、同項各号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十一条第一項第四号又は第十一号の事業

二 金融商品取引法第一百九十七条、第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第二百九十三条、第二百九十八条第八号、第二百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二百十号若しくは第二十一号、第二百三十二条又は第二百五十五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 第十一条第一項第四号の事業

第三十九条の二第二項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第四十一条第一項中「第十一条第一項第四号の事業を行う組合」を「組合(農林水産省令で定める組合を除く。)」に、「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第四十二条の二中「一時理事」の下に「又は監事」を加える。

第四十三条の見出し中「理事若しくは代表理事」を「役員」に改め、同条第一項中「一時理事」の下に「若しくは監事」を加える。

第四十五条の前の見出しを削り、同条に見出として「参考及び会計主任の選任等」を付する。

第四十六条に見出しとして「(参考又は会計主任の解任の請求)」を付する。

第四十七条中「又は会計主任」を「会計主任又は共済計理人」に改める。

第四十七条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(通常総会の招集)」を付する。

第四十七条の三に見出しとして「(臨時総会の招集)」を付する。

第四十七条の四に見出しとして「(総会招集者)」を付する。

第四十七条の四に見出しとして「(総会招集者)」を付する。

第四十八条第一項第五号中「第七号若しくは第十一号の事業(これに附帯する事業を含む。)」を「若しくは第七号若しくは第七号の事業(これに附帯する事業を含む。)」に改め、同条第五项中「であつて、その変更に係る第十一号第五項中「(若しくは共済事業)」を「(共済事業)」に改める。

第四十九条第一項中「第十一条第一項第四号の事業(これに附帯する事業を含む。)」を「(共済事業)」に改め、同条第五项中「(若しくは共済事業)」を「(共済事業)」に改める。

第五十条第一項中「若しくは第十一号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を共済水産業協同組合連合会の共済に付することを条件として実施される」を「(のうち、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係る)」に改める。

第五十一条第三号の二中「若しくは第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号の事業(これに附帯する事業を含む。)」を「(出資一口の金額の減少)」に改め、同条第五项中「(若しくは第七号の事業(これに附帯する事業を含む。)」を「(出資一口の金額)」に改める。

第五十四条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(信用事業の譲渡又は譲受け)」を付する。

第五十四条の三に見出しとして「(総会の議決を経ない信用事業の譲受け)」を付する。

第五十四条の四第一項中「(これに附帯する事業を含む。以下この条及び第二百三十条第一項第二十九号において「共済事業」という。)」を削る。

第五十五条第一項及び第二項中「第十一条第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加える。

第五十六条の前の見出しを削り、同条に見出として「(剩余金の充当)」を付する。

第五十七条に見出しとして「(剩余金の出資の払込みへの充当)」を付し、同条中「払込」を「払込み」に、「終る」を「終わる」に改める。

第五十七条の三中「第十一条の七、第十一条の十、第十五条の三から第十五条の五まで」を「第十一条の十一、第十一条の十三、第十五条の十から第十五条の十六まで」に改める。

第五十八条に次の二項を加える。

2 出資組合は、第二十六条第一項の規定により組合員の持分を譲り受けける場合には、前項の規定にかかわらず、当該組合員の持分を取得することができる。

3 出資組合が前項の規定により組合員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

第五十八条の二第一項中「第十一条第一項第四号の事業を行う」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第三項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第五十九条の二第一項中「第十一条第一項第四号の事業を行う」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第三項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第二十条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二十七条に見出しとして「(法定脱退)」を付し、同条第一項中「左の事由に因つて」を「次の事由によつて」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「施設」を「事業」に改める。

第二十八条の見出しを「(脱退者の持分の払戻し)」に改め、同条第一項中「組合員は、」の下に「前条第一項の規定により」を加え、「払戻」を「払戻し」に改め、同条第二項中「事業年度の終」を「事業年度末」に改める。

第二十八条の二中「事業年度の終りにあたり」を「事業年度末において」に、「その年度内に」を「その事業年度内に第二十七条第一項の規定により」に改める。

第二十九条中「脱退した」を「第二十七条第一項の規定により脱退した」に、「払戻」を「払戻し」に改める。

第三十一条第一項中「組合員は」の下に「事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは」を加える。

第三十二条の二第三項第一号中「(電子的方

式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。」を削る。

第二章中第二節を第四節とする。

官 報 (号外)

第十七条の三第一項中「第十一條第一項第四

号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「信用事業会社(信用事業)」を「特定事業会社(特定事業)

(前条第二項に規定する特定事業をいう。以下この項において同じ。)」に、「又は信用事業」を

「又は特定事業」に、「当該信用事業会社」を「當該特定事業会社」に改め、同条第二項から第六

項までの規定中「信用事業会社」を「特定事業会社」に改め、第二章第一節の二中同条を第十七

条の十五とする。

第十七条の二第一項中「第十一條第一項第四

号」の下に「又は第十一号」を加え、「にあつては、」を「のうち、信用事業に従属する業務を専

ら営むものにあつては」に改め、「ために」の下に「その他の会社にあつては主として当該組

合の行う事業のために」を加え、「以下この条」

を「第三項に、『以外の信用事業』を除き、

特定事業に、『又は信用事業』を『又は特定事

業』に改め、同項第一号中「信用事業」を「特定事

業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次項第一号に掲げる組合にあつては第十

一条第一項第三号、第四号又は第十一号の

事業に、次項第二号に掲げる組合にあつては第

一項第十一号の事業に、それぞれ付随し、

又は関連する業務として主務省令(次項第

三号に掲げる組合にあつては、農林水産省

令)で定めるもの

第十七条の二第三項を削り、同条第二項中

「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

1 第十一條第一項第四号及び第十一号の事

業を併せ行う組合 信用事業又は共済事業

(前項に掲げる組合を除く。) 信用事業

三 第十二条第一項第十一号の事業を行う組

合(第一号に掲げる組合を除く。) 共済事

業

第十七条の二第四項中「又は営む業務」を「若

しくは営む業務又は組合の行う事業」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第二章中第一節の二を第三節とし、第一節の

次に次の二節を加える。

第二節 共済契約に係る契約条件の変

(契約条件の変更の申出)

第十七条の二 第十二条第一項第十一号の事業

を行つ組合は、その業務又は財産の状況に照

らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然

性がある場合には、行政庁に対し、当該組合

に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)に

ついて共済金額の削減その他の契約条項の変

更(以下「契約条件の変更」という。)を行う旨

の申出をすることができる。

2 前項の組合は、同項の申出をする場合に

は、契約条件の変更を行わなければ共済事業

の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約

者等の保護のため契約条件の変更がやむを得

ない旨及びその理由を、書面をもつて示さな

ければならない。

3 行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第二項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める共済契約をいう。

2 前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に定める組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

1 第十一條第一項第四号及び第十一号の事

業を併せ行う組合 信用事業又は共済事業

(前項に掲げる組合を除く。) 信用事業

三 第十二条第一項第十一号の事業を行う組

合(第一号に掲げる組合を除く。) 共済事

業

第十七条の三 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定期率については、共済契約者等の保護の見地から第十二条第一項第十一号の事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の限度)

第十七条の四 契約条件の変更は、契約条件の

変更の基準となる日までに積み立てるべき責

任準備金に對応する共済契約に係る権利に影

響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定期率については、

共済契約者等の保護の見地から第十二条第一項第十一号の事業を行う組合の資産の運用の

状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の議決)

第十七条の五 第十二条第一項第十一号の事業

を行つ組合は、契約条件の変更を行おうとす

るときは、第十七条の二第三項の規定による

承認を得た後、契約条件の変更につき、総会

の議決を経なければならない。

官 報 (号外)

- 2 前項の議決には、第五十条の規定を準用する。
- 3 第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第四十七条の六第一項又は第二項の通知において、総会の目的である事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、經營責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。
- 4 第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しとの金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならぬ。
- 5 前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならない。
- (契約条件の変更等についての仮議決)
- 第十七条の六 前条第一項の議決又はこれとともに行う第五十条第一号、第二号若しくは第三号の二の事項に係る議決は、同条(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。
- 2 前項の規定により仮にした議決(以下この条において「仮議決」という。)があつた場合においては、組合員(准組合員を除く。)に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

- 3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。
- (契約条件の変更に係る書類の備付け等)
- 第十七条の七 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合の理事は、第十七条の五第一項の議決を行うべき日の二週間前から第十七条の十三第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、經營責任に関する事項その他の農林水産省令で定めた事項を示さなければならない。
- (共済調査人)
- 第十七条の八 行政庁は、第十七条の二第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。
- 2 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。
- 3 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を各事務所に備えて置かなければならない。
- 2 組合員及び共済契約者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事会は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの

2 前項の議決には、第五十条の規定を準用する。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

のの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載し

員及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況(これらの者であつた者についてのみに限る。)につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査するこ

とにあつた期間内に知ることのできた事項に係る報告を求め、又は被調査組合の業務に従事していなかった者に照会し、又は協力を求めることができる。

2 共済調査人は、その職務を行ふため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(共済調査人の秘密保持義務)

第十七条の十 共済調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。共済調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2 共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(契約条件の変更に係る承認)

第十七条の十一 第十一条第一項第十一号の事務を行う組合は、第十七条の五第一項の議決があつた場合(第十七条の六第三項の規定により第十七条の五第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。)には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求めなければならない。

2 行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であ

- 3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。
- (共済調査人)
- 第十七条の九 共済調査人は、被調査組合の役
- 3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。
- (共済調査人)
- 第十七条の八 行政庁は、第十七条の二第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。
- 2 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。
- 3 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を各事務所に備えて置かなければならない。
- 2 組合員及び共済契約者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事会は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの

- 3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。
- (共済調査人)
- 第十七条の九 共済調査人は、被調査組合の役
- 3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。
- (共済調査人)
- 第十七条の八 行政庁は、第十七条の二第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。
- 2 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。
- 3 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を各事務所に備えて置かなければならない。
- 2 組合員及び共済契約者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事会は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの

つて、かつ、第十七条の五第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

第十七条の十二 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間に以内に、第十七条の五第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者(以下この条において「変更対象契約者」という。)に対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十七条の五第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者総数の十分の一

を超えて、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として農林水産省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の農林水産省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

(契約条件の変更の公告等)

第十七条の十三 第十一条第一項第十一号の事業を行う組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の農林水産省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三ヶ月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対する施設を「共同利用施設の設置」に改め、同項第十八号中「施設」を「事業」に改め、同項第十九号中「に関する施設」を「の設置」に改め、同項第十一号及び第十二号中「施設」を「事業」に改め、同項第十三号中「に関する施設」を削り、同條第二項中「(以下この章において「非出資連合会」という。)」を削り、同條第九項中「その施設」を「その事業」に、「規定による施設」を「事業」に改める。

第八十六条第二項中「第五十八条」を「第五十条第一項」に改める。

第八十七条第一項第六号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第十八号中「施設」を「事業」に改め、同項第十九号中「に関する施設」を「の設置」に改め、同項第十一号及び第十二号中「施設」を「事業」に改め、同項第十三号中「に関する施設」を削り、同條第二項中「(以下この章において「非出資連合会」という。)」を削り、同條第九項中「その施設」を「その事業」に、「規定による施設」を「事業」に改める。

第九十条を削り、第九十一条を第九十条とし、第九十二条第一項の二を第九十二条とし、第九十三条を第九十二条の二とする。

第九十二条第一項中「第十一条の九まで」を「第十一条の十二まで」に、「第十一条の四第一項」を「及び第十一条の十二中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあり、並びに第十一条の四第一項に、「第十一条の六の二から第十一条の六の四まで、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九」を「第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項及び第十一条の十一第一項」に、「第二十一条第一項ただし書に規定する組合員」を「第十八条第五項の規定による組合員(以下この章及び第四章において「准組合員」という。)」に改め、「該当する組合」の下に「又は第十一条第一項第四号の事業を行わない組合」を加え、「第十一条第九

七条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条第二項中「非出資組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第二十八条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十八条の二及び第三十条中「第二十七条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と、第三十一条第一項中「事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款」とあるのは「定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条第二項中「第五十八条」を「第五十条第一項」に改める。

第八十七条第一項第五号中「第十項」を「第九項」に改め、同條第三項中「第十七条の二第二項」を「第三十二条第三項及び第四項」に改め、同條第四項中「第十項」を「第九項」に改め、同條中第九項を削り、第十項を第九項と

し、第十一項を第十項とする。

第八十七条の四第二項中「第十七条の三第二項」を「第十七条の十五第二項」に、「信用事業会社である国内の会社の」を「特定事業会社である国内の会社の」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「信用事業会社」である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同條第四項と、「信用事業会社」を「特定事業会社」に、「第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社」を「第六項中「第一項」と、「信用事業会社」を「第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「特定事業会社」に改め、同條第三項中「第十七条の三第二項」を「第十七条の十五第二項」に改める。

官 報 (号 外)

定による施設」を「第四号の事業」に改め、同項ただし書中「並びに第三項の規定による施設を「第三項並びに前項の事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第六号の二の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

第九十六条第一項中「第十七条の二及び第十七条の三」を「第十七条の二から第十七条の十三までの規定は組合の共済契約に係る契約条件の変更について、第十七条の十四及び第十七条の

の十五に改め、「第十一条の三第一項」の下に「第十二条の十二及び第十七条の十四第一項」中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第二号又は第六号の二」

と、第十一条の三第二項】を加え、【第十一条の六の二から第十一条の六の四まで、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十二条の十、第十七条の二第一項及び第

十七条の三第一項」を「第十一条の七から第十一条の九まで、第十一条の十第一項、第十一条の十一第一項、第十二条の十三及び第十七条の十二第二項第二号に、「第十二条第九項」を「第十二

「一条第十項」に、「第九十三条第八項を「第九十三条第九項」に、「及び第十五条の三から第十五条の五までの規定を」、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九から第十五条の十一まで、第十五条の十二第一項、

平成十九年四月二十六日 衆議院会議録第二十六号

一部を改正する法律案及び同報告書

六九

ら第十一條の九まで、第十一條の十第一項及び第十一條の十一第一項に、「第二十一條第一項及び組合」の下に「又は第十一條第一項第四号の事業組合」を「第十八條第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）」に改め、「該当する項目第一号及び第二号」を「同項」に改め、「同条第四項及び第五項第一号中」を削り、同条第二項四項及び第九項第一号中を削り、同条第二項中「第二十二条」の下に「から第二十五条まで、第二十六条第一項及び第四項、第二十七条」を加え、「及び第九十五条」を並びに「第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二」に、第三条の二まで」を「第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二」に、「第三十四条の四」を「第三十四条の四（第一項第五号を除く。）」に、「第四十条、第四十一号」に、「第五十四条の三第一項、第五十五条の二、第四十一条の三」を「から第四十五条の三まで」に、「第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項第二号」に、「第五十四条の三第一項、第五十五条の三第一項」に改め、「第十一條第一項第四号又は第八条の三第一項」の下に「とあり、並びに第三十四条第一項及び第十二項、第三十四条の四第二項第一号、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十一条の三第一項」を加え、「第十二項中組合（政令で定める規模）を「第十二項中「組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準」

に、「第七号若しくは第十一号」を「若しくは第七号」に、「第九十一条の三」を「第九十一条の二」に改め、同条第五項中「第九十一条の二並びに第九十一条の三」を「第九十一条並びに第九十一条の二」に改め、「第十二条第一項第四号」の下に「又は第十一号」を加え、「第九十一条の二第四項」を「第九十一条第四項」に、「第九十一条の三第一項」を「第七十七条中第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四第一項第五号を除く。」と、第九十一条の二第一項に改める。

第一百条の二第二項第一号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「施設」を「事業」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「前項の事業に係る場合を除き」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 連合会は、所属員のために、保険会社その他の主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る)の事業を行うことができる。

第一百条の六第一項中「第十五条の二、第十五条の三及び第十五条の五の規定は、」を「第十二条の三、第十二条の十二、第十五条の二から第十五条の十三まで及び第十五条の十五から第十五条の十九までの規定は、」に改め、「について」の下に「第十七条の二から第十七条の十三までの規定は連合会の共済契約に係る契約条件の変更について」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十二条の三第一項及び第十二条の二中「第十二条第一項第四号又は第十二条」とあり、並びに第十五条の二

第一項、第十五条の三、第十五条の四第一項、第十五条の五から第十五条の七まで、第十五条の八第一項、第十五条の九から第十五条の十一まで、第十五条の十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項、第十七条の二第一項、第十七条の四第二項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十七条の十一第一項、第十七条的十二第一項及び第十七条的十三第一項中「第十二条第一項第十一号」とあるのは「百条の二第一項第一号」と、第十二条的三第二項中「一億円（組合員第十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合又は第十二条第一項第四号の事業を行わない組合にあつては、千万円」とあるのは「十億円」と、第十二条的十二中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、第十五条の二第一項中「同条第七項」とあるのは「同条第二項」と、第十五条の十二第一項中「資産で第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもの」とあるのは「資産」と、第十五条的十六中「財産で第十五条の十四の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもの」とあるのは「財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二十六条第一項及び第四項、第二十七條を加え、「及び第九十五条」を「並びに第九十五条」に改め、同条第三項中「第三十二条から第三十三条の二まで」を「第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二」に、「第九項及び第十項」を「及び第九項から第十二項まで」に、「第三十四条の第四項」を「第三十四条の四（第一項第五号及び第二項第二号を除く。）」に、「第五十八条」を「第五十八条の三」に、「第一百条の四第二項」を「第一百条の六第二項」に、「第四十七条」を「第三十四条第十一項及び第十二項中「第十一条第一項第四号又は第十一号の事業を行う組合その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準に達しない組合を除く。」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合の組合員又は当該組合の組合員」とあるのは「連合会の会員」と、「子会社」とあるのは「子会社（第一百条の三第二項に規定する子会社をいう。第三十九条第五項及び第五十八条の二第二項において同じ。）」と、第三十四条の四第二項第一号及び第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第一百条の二第一項第一号」と、第四十七条に、「第四十八条第五項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第一百条の二第一項第一号」を「第五十五条第一項中「十分の一（第十一条第一項第四号又は第十一号の事業を行う組合にあつては、五分の一）とあるのは「五分の一」と、同条第二項中「出資総額の二分の一（第十一条第一五百八条の三第一項、第二項、第四項及び第五

項中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」に改め、同条第四項中「第一百条の四第一項」を「第一百条の六第一項」に改め、同条第五項中「一人」との下に「第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第一百条の二第一項第一号」と、「除く。」と」の下に「第七十七条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四(第一項第五号及び第二項第二号を除く。)」とを、第六章の二中同条を第一百条の八とし、第一百条の五を第一百条の七とし、第一百条の四を第一百条の六とする。

第一百条の三第四号を次のように改める。

四 第一百条の者のが主たる出資者又は構成員となつてゐる法人(次に掲げる者を除く。)

イ 第一号及び前号に掲げる者

口 連合会の子会社である第一百条の三第一項第一号から第三号までに掲げる会社

第一百条の三を第一百条の五とし、第一百条の二の次に次の二条を加える。

(子会社の範囲等)

第一百条の三 連合会は、次に掲げる会社(第六项において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 保険会社

二 保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。)を行ふ外国の会社

三 少額短期保険業者(保険業法第二条第十项に規定する少額短期保険業者をいう。)

八項に規定する業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を専ら営んでゐるもの

四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を専ら営んでゐるもの

項中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」に改め、同条第四項中「第一百条の四第一項」を「第一百条の六第一項」に改め、同条第五項中「一人」との下に「第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」とあるのは「第一百条の二第一項第一号」と、「除く。」と」の下に「第七十七条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四(第一項第五号及び第二項第二号を除く。)」とを、第六章の二中同条を第一百条の八とし、第一百条の五を第一百条の七とし、第一百条の四を第一百条の六とする。

第一百条の三第四号を次のように改める。

四 第一百条の者のが主たる出資者又は構成員となつてゐる法人(次に掲げる者を除く。)

イ 従属業務
口 関連業務

五 新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社(当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で農林水産省令で定めるもの(次条第三項において「特定子会社」という。)以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。)

六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第五項第一号に規定する持株会社で農林水産省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項に規定する「子会社」とは、連合会がそ

の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該連合会及びその一若しくは二以上の子会社又は当該連合会の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該連合会の子会社とみなす。

3 第十一条の六第三項の規定は、前項の場合において連合会又はその子会社が有する議決権について準用する。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 徒属業務 連合会の行う事業又は第一項

第一号から第三号までに掲げる会社の営む

業務に従属する業務として農林水産省令で

定めるもの

二 関連業務 前条第一項第一号の事業に付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

三 第十七条の十四第三項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「第一百条の三第一項」と、

「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同項の組合又はその子会社とあるのは「連合会又はその子会社(第一百条の三第二項に規定する子会社をいふ。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

4 連合会は、子会社対象会社のうち、第一項各号」とあり、及び同条第七項中「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第八項中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

5 第十七条の十四第三項から第八項までの規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあり、並びに同条第六項及び第七項中「第四項」とあるのは「第一百条の三第六項」と、同条第五項から第八項までの規定中「第一項の連合会」とあるのは「連合会」と、同条第五項中「又はその子会社」とあるのは「又はその子会社(第一百条の三第二項に規定する子会社をいふ。以下この項において同じ。)」と、同条第六項中「同項各号」とあり、及び同条第七項中「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第八項中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

6 連合会は、子会社対象会社のうち、第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第八項中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

7 第八十七条の三第五項から第八項までの規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあり、並びに同条第六項及び第七項中「第四項」とあるのは「第一百条の三第六項」と、同条第五項から第八項までの規定中「第一項の連合会」とあるのは「連合会」と、同条第五項中「又はその子会社」とあるのは「又はその子会社(第一百条の三第二項に規定する子会社をいふ。以下この項において同じ。)」と、同条第六項中「同項各号」とあり、及び同条第七項中「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第八項中「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

8 第一項第四号又は第六項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

9 議決権の取得等の制限

第一百条の四 連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社並びに同項第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

10 第十七条の十五第二項から第七項までの規定は、連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第

官 報 (号 外)

百条の四第一項」と、「同項の組合又はその子会社」とあるのは「連合会又はその子会社（第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）」と、「特定事業会社」である国内の会社の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）と、「同条第三項から第七項までの規定中「第一項の組合」とあるのは「連合会」と、同条第三項から第六項までの規定中「特定事業会社」である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「同項」とあるのは「第百条の四第一項」と、同項第一号中「第五十四条の二第三項」とあるのは「第一百条の三第六項」と、「同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）」とあるのは「同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき」と、「その信用事業の全部又は一部譲受けを」とあるのは「その子会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第百条の四第一項及び同条第二項において準用する第十七条の十五第二項から前項まで」と読み替えるものとする。

「第九十一条第四項第一号」を「第九十一条第四項の二」に、「第九十一条の二」に、「第九十一条第三項第二十九号」を「第九十一条第三項の二」に改める。
第六百六十七条中「第九十一条の三」を「第九十一条の二」に、「第九十条第三項第二十九号」を「第九十条第三項の二」に改める。
第六百九十九条及び第六百五十五条第三項中「第六百九十九条の八」を「第六百九十九条第五項」に改める。

第一百二十二条第二項中「又は信用事業受託者」を「信用事業受託者に、「に対し」を「又は共済代理店に対し」に改め、同条第五項中「又は信用事業受託者」を「信用事業受託者又は共済代理店」に改める。

の充実の状況によつて必要があると認めると
きにするものは、農林水産省令で定める組合
の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区
分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるも
のでなければならない。

「第一百二十四条第三項中「第一百条の六第一項」を
「第一百条の八第一項」に改める。

「第一百二十五条第一項中「第一百条の三第三号」を
「第一百条の五第三号」に改める。

「第一百二十六条中「第一百条の六第二項」を「第一百
条の八第二項」に改める。

「第一百二十六条の三を第一百二十六条の四とし、
第一百二十六条の二を第一百二十六条の三とし、第一
百二十六条の次に次の一条を加える。

第一百二十六条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第二百条の二第一項第一号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

号中「第五十四条の二第三項」とあるのは、「百条の三第六項」と、「同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）」とあるのは「同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき」と、「その信用事業の全部又は一部の譲受けを」とあるのは「その子会社」とと、同条第七項中「前各項」とあるのは「第百条の四第一項及び同条第二項において準用する第十七条の十五第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。」

〔第百十九条の八第四項〕に改める。
第一百二十条中「第百条の六第五項」を「第百条の八第五項」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二第一項」に改める。
第一百二十二条第二項ただし書中「第十一条第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「又は第九十七条第一項第一号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第八十条の二第一項第一号」に改める。
第一百二十二条第三第二項中「第十一条の六の三」を「第十一条の八」に改める。
第一百二十二条の四第二項中「第十一条の六の四」を「第十一条の九」に、「第五十二条の二十八」を「第五十二条の二十八第一項」に改める。
第一百二十二条の五中「第十一条の六の四」を「第十一条の九」に改める。

二十六条の二第三号から第八号まで並びに第百三十一条第一項第十七号、第四十五号及び第四十六号において同じ。)その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この条及び第二百二十七条第六項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第十一条第一項第九号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「又は第九十七条第一項第二号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第一項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

第一百二十六条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合が共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 第十一条第一項第四号若しくは第十一条又是第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合が子会社対象会社（第十七条の十四第一項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する

子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。)を子会社としようとするとき(第五十四条の二第三項(第九十六条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)又は第六十九条第二項(第九十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けて第五十四条の二第二項(第九十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。)。

四 第十一条第一項第四号若しくは第十一号又は第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき(第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項(第九十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。)。

五 第十二条第一項第四号若しくは第十一号又は第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき。

六 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第四号若しくは第十一号又は第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合の子会社対象会社に該当する子会社となつたとき。

七 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の子会社が子会社でなくなつたとき(第九十二条第三項若しくは第一百条第三項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。)。

八 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

九 共済水産業協同組合連合会が第一百条の三第一項第四号又は第五号に掲げる会社認可対象会社をいう。第十一号において同じ。)を

六 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合が第八十七条第三項第五号又は第六号(第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する認可を受ける場合を

八号において同じ。)を除く。)を子会社とし

ようとするとき(第九十二条第三項若しくは第一百条第三項において準用する第五十四

二条第三項又は第九十二条第五項若しくは第一百条第五項において準用する第六十九

三条第二項の規定による認可を受けて第九十

二条第三項若しくは第一百条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する

信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は

合併をしようとする場合を除く。)。

七 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の子会社が子会社でなくなつたとき(第九十二条第三項若しくは第一百条第三項において準用する場合を含む。)に規定する認可を受けて同条第一項に規定する

信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。)。

八 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

九 共済水産業協同組合連合会が第百二十七条第一項中「第百二十七条の二第一項の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に、「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に改め、同条第四号中「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に改める。

七条(第九十二条第五項において準用する場

合を含む。)及び第九十二条第三項において準

用する場合を含む。次条において同じ。)に該

令)で定める場合に該当するとき。

第百二十七条第一項中「第一百条の六第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」を「第九十二条の八第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を

加え、「又は第九十七条第一項第二号」を「若し

くは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は

第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全

部又は一部の譲渡をした場合を除く。)。

八 第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該

当しない子会社となつたとき。

九 共済水産業協同組合連合会が第百二十七条第一項中「第百二十七条の二第一項の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に、「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に改め、同条第四号中「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第二項」に改める。

七条(第九十二条第五項において準用する場

合を含む。)及び第九十二条第三項において準

用する場合を含む。次条において同じ。)に該

令)で定める場合に該当するとき。

第百二十七条第一項中「第一百条の六第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「又は第

九十七条第一項第二号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第二項」に改める。

八 第八章中第百二十七条の五を第百二十七条の六とし、第百二十七条の四の次に次の二条を加える。

十一 共済水産業協同組合連合会の認可対象

会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

十二 その他農林水産省令(信用事業又は倉

荷証券に関するものについては、主務省

令)で定める場合に該当するとき。

第百二十七条第一項中「第一百条の六第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」を「第九十二条の八第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を

加え、「又は第九十七条第一項第二号」を「若し

くは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は

第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する

信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。)。

七条(第九十二条第五項において準用する場

合を含む。)及び第九十二条第三項において準

用する場合を含む。次条において同じ。)に該

令)で定める場合に該当するとき。

第百二十七条第一項中「第一百条の六第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「又は第

九十七条第一項第二号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第二項」に改める。

八 第八章中第百二十七条の五を第百二十七条の六とし、第百二十七条の四の次に次の二条を加える。

十一 共済水産業協同組合連合会の認可対象

(警察庁長官等からの意見聴取)

第百二十七条の五 行政庁は、漁業協同組合又

は漁業協同組合連合会の役員又は清算人につ

いて、第三十四条の四第一項第五号(第七十

七条(第九十二条第五項において準用する場

合を含む。)及び第九十二条第三項において準

用する場合を含む。次条において同じ。)に該

令)で定める場合に該当するとき。

第百二十七条第一項中「第一百条の六第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」の下に「又は共済事業」を加え、同条第二項ただ

し書中「第十一条の八第一項」を「第十一条の十

第一項」に改め、同条第十二項ただし書中「第

十二条の二第一項第一号」に改め、「信用事業」

の下に「又は共済事業」を加え、同条第二項ただ

し書中「第十一条の八第一項」を「第十一条の十

第一項」に改め、同条第十二項ただし書中「第

十二条の二第一項第一号」に改め、「信用事業」

の下に「又は共済事業」を加え、「又は第

九十七条第一項第二号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第二項」に改める。

七条(第九十二条第五項において準用する場

合を含む。)及び第九十二条第三項において準

用する場合を含む。次条において同じ。)に該

令)で定める場合に該当するとき。

第百二十七条第一項中「第一百条の六第五項」に、「第九十二条の三第一項第四号」の下に「若しくは第十一号」を加え、「又は第

九十七条第一項第二号」を「若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第二項」に改める。

八 第八章中第百二十七条の五を第百二十七条の六とし、第百二十七条の四の次に次の二条を加える。

十一 共済水産業協同組合連合会の認可対象

官 報 (号 外)

る場合を含む。)又は第十五條の十五若しくは第十五條の十六(これらの規定を第九十九條第一項及び第一百條の八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

四十九 第百二十二条第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

おいて準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

第一百三十一条第一項中第三十六号を第四十二号とし、第三十四号及び第三十五号を削り、第三

「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「第一百零六条の六第三項」を「第一百零六条の八第三項」に改め、

「同号を同項第四十号」とし、同項第三十一号中「第一百条の六第三項」を「第一百条の八第三項」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十号中

の二中「第一百条の六第五項」を「第一百条の八第五項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項

第三十号を同項第三十七号とし、同項第二十九号中「第一百条の六第三項」を「第一百条の八第三項」に、「信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若

しくは譲り受け」を「第五十四条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三

項 第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをし

に、「第一百条の六第五項」を「第一百条の八第五項」に、「第九十一条の三第二項」を「第九十一条の二第二項」に改め、同号を同項第三十六号と

号に掲げる会社(同条第六項に規定する認

平成十九年四月二十六日 衆議院会議録第二十六号
水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案及び同報告書

七五

十一 第一第十七条の六第二項第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

項、第八十九条第三項(第九十八条の二第二項及び第一百条の六第二項において準用する場合を含む。)及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第三十一条の二第二項(第七十七条第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第一百条第二項及び第一百条の八第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項(第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項(第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)。

十九条の三第一項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第二項（第十八条第四項、第九十五条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十三 第十七条の七第二項（第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定、第二十一条第七項において準用する会社法第三百十一条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第三十一条の二第三項（第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第一百二十二条第二項及び第一百条の八第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項、第三项及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（第七十七条、第八十六条第二項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）

項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第四項第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項並びに第一百条の八第三項において準用する場合を含む。)、第六十九条の三第二項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。)若しくは第七十二条の二第三項(第八十六条第四項、第九十一条の二第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十四 第十七条の十二第一項若しくは第十七条の十三第一項(これらの規定を第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定、第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは

事業を行う漁業協同組合（その事業の規模が政令で定める基準に達しない漁業協同組合を除く。）」を加える。

第四十三条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金）」を付し、同条第一項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第四十三条の三に見出しとして「（特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等）」を付し、同条第一項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に、「同項」を「前項」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第四十四条の二第二号中「第四条第一号口」を「第四条第一項第一号口」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第三号中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第四十五条の三中「ほか」の下に「剩余金の処分及び損失の処理の方法その他」を加える。

第四十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（設立準備会）」を付する。

第四十七条に見出しとして「（定款作成委員の選任等）」を付する。

第五十条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いすれにも」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第三号中「区域及び」を「区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とし、かつ」に改める。

第五十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 事業の全部の譲渡

第五十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（合併の手続）」を付する。

第五十五条に見出しとして「（合併に伴う財産目録等の作成等）」を付する。

第五十六条に見出しとして「（合併に対する債権者の保護）」を付する。

第五十七条第二項中「理事にあつては」及び「監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから」を削り、同項ただし書中「但し、同条第四項」を「ただし、同項」に、「こえでは」を「超えてはならず、監事のうち一人以上は、同条第一項に規定する者でなければ」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（事業の譲渡又は譲受けの手続）

第五十九条の二 協会は、総会の議決を経て、事業の全部の譲渡をすることができる。

第六十六条の次に次の一条を加える。

（主務大臣の監督上の命令）

第六十六条の二 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に照らして、当該協会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある

と認めるときは、当該協会に対し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、当該協会の健全な運営を確保するため改善計画の提出を

求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期間を定めて業務の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第六十七条第一項中「前条」を「第六十六条」に、「基く」を「基づく」に、「採る」を「とる」に改める。

する。

5 協会は、第一項の規定により事業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 前項の規定による公告がされたときは、協会の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

7 第一項の規定による事業の全部の譲渡については、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

8 第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「除く」を「除くものとし、譲受者にあつては特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等が当該漁業近代化資金等に係る借入れに係るものに限る。」を加え、「第四条第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「除く。」を「除くものとし、譲受者にあつては特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等が当該漁業協同組合連合会の負担する同号又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務（以下単に「保証債務」という。）を借り入れに係るものに限る。」に、「漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務（以下単に「保証債務」という。）を借り入れに係るものに限る。」を「協会等」に改め、「による債務の保証」の下に「（譲受者にあつては、特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等が当該漁業近代化資金等に係る借入れをすることにより金融機関に対しても負担する債務について行うものに限る。）」を加え、「第四条第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「限る。」を「限るものとし、譲受者にあつては特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等の借入れに係るものに限る。」を「保証債務」を「特定債務」に改め、同条第四項中「なつてゐる協会」の下に「又は地方公共団

に、「基く」を「基づく」に、「採る」を「とる」に改める。

第六十九条第一項中「協会」の下に「又は譲受者以下「協会等」という。」を加え、「その協会」を「その協会等」に改め、「による債務の保証」の下に「（譲受者にあつては、その者に対し第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る事業（以下「保証事業」という。）の全部を譲り渡した協会の区域であつた区域（以下「特定区域」という。）内に住所又は事業場を有する中小漁業者等が当該漁業近代化資金等に係る借入れをして負担する債務について行うものに限る。」を加え、「第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務について行うものに限る。」を「除く。」を「除くものとし、譲受者にあつては特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等が当該漁業近代化資金等に係る借入れに係るものに限る。」に、「漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務（以下単に「保証債務」という。）を借り入れに係るものに限る。」に、「協会等」に改め、「による債務の保証」の下に「（譲受者にあつては、特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等が当該漁業近代化資金等に係る借入れをすることにより金融機関に対しても負担する債務について行うものに限る。）」を加え、「第四条第二号に掲げる債務」を「特定債務」に、「限る。」を「限るものとし、譲受者にあつては特定区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等の借入れに係るものに限る。」を「保証債務」を「特定債務」に改め、同条第四項中「なつてゐる協会」の下に「又は地方公共団

官 報 (号外)

体が出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の一部を拠出している譲受者」を加え、「その他の協会」を「その他の協会等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「協会」を「協会等」に、「保証債務」を「特定債務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前二項の「譲受者」とは、協会から保証事業の全部を譲り受けた者（協会を除く。）であつて、その者が行う漁業近代化資金等に係る借り入れ（手形の割引を受けることを含む。）による債務の保証及び特定債務の保証の事業が主務省令で定める要件に適合するものであるものをいう。

4 信用基金は、第一項又は第二項の規定により前項の譲受者（以下「譲受者」という。）を相手方として保険契約を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

5 主務大臣は、前項の認可に係る譲受者の第三項に規定する事業が健全に行われ、中小漁業の振興に資することを確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をることができる。

第六十九条第一項中「協会」を「協会等」に、
「保証債務」を「特定債務」に、「第六十九条第三項」を「第六十九条第六項」に、「協会」を「協会等」に改める。

第七十二条第一項及び第二項、第七十三条中「協会」を「協会等」に改める。（見出しを含む。）並びに第七十四条中「協会」を「協会等」に改める。

「協会等」に改める。

第七十五条第一項「若しくは第六十九条第一項」を「違反したときは、同項を同条第六項に改め、「違反したとき」の下に「又は譲受者」を加え、同条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、譲受者の第六十九条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、信用基金に対し、前項に規定する措置をとるべき旨を命ずることができる。

第七十六条及び第七十七条の二中「第六十九条第三項」を「第六十九条第六項」に、「協会」を「協会等」に改める。

第七十七条中「第六十九条第三項」を「第六十九条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第七十八条第二項中「協会」を「協会等」に改める。

第七十九条中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に、「第六十九条第一項」を「若しくは第六十九条第一項」に、「第七十八条第一項」を「又は第七十八条第一項」に、「同条第一項」を「違反したとき又は譲受者の同項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、同条第一項に、「同項」を「違反したときは、同項」に改め

二項に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第六十九条第三項にあつては、農林水産省令・財務省令とする。

第八十六条及び第八十八条各号中「第五十五条第五項」の下に「第五十九条の二第七項において準用する場合を含む。」を加える。

第八十九条第十号中「第五十六条第二項」の下に「これらの規定を第五十九条の二第七項において準用する場合を含む。」を加え、「協会を合併した」を「合併又は事業の全部の譲渡を行つたに改め、同条第十号の二中「第五十五条第五項」の下に「(第五十九条の二第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の二号を加える。

十六 第六十六条の二第一項の規定による命令（改善計画の提出を求める）を含む。）に違反したときは、

第十九条を第九十一条とし、第八十九条の次に次の二条を加える。

第九十条 第六十九条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十条の規定 公布の日

二 附則第三十八条の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号）の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（出資の総額の最低限度に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下「新水協法」という。）第十一条の三条第五項第一項十一号の事業を行う漁業協同組合（同項第十二条第一項第四号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。）又は新水協法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（同項第十二条の事業を併せ行う水産加工業協同組合を除く。）であつて、その出資の総額が新水協法第十一条の三第一項の政令で定める額を下回つていても、そのものについては、平成二十三年三月三十一日までは、適用しない。

第三条 新水協法第十一條の十二（新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定は、新水協法第十一條第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、新水協法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（以下「共済事業実施組合」という。）が施行日以後にする取引又は行為について適用し、当該共済事業実施組合が施行日前にした取引又は行為については、なお從前の例による。（共済規程の変更に関する経過措置）

第四条 施行日前に新水協法第十五条の二第二項（新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第八条）

官 報 (号外)

一項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更について行われた第一条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下「旧水協法」という。)第十五条の二第二項(旧水協法第九十六条第一項及び第一百条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定による改正前の水産業協同組合法(以下「旧水協法」という。)第十五条の認可の申請は、新水協法第十五条の二第三項(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定による損失の額が同項に規定する同一の規定による損失の額を超える場合にそ

て同じ。)の規定による届出とみなす。

2 施行日前に行われた前項に規定する共済規程の変更(同項に規定する申請が行われたものを除く。)は、新水協法第十五条の二第三項の規定の適用については、施行日に行われたものとみなす。

(共済契約の申込みの撤回等に関する経過措置)

第五条 新水協法第十五条の四(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に共済事業実施組合が受けける共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く。)について適用する。

(責任準備金の積立てに関する経過措置)

第六条 新水協法第十五条の十(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十の規定による責任準備金の積立てによる経過措置)

条第一項及び第一百条の六第一項において準用する場合を含む。次項及び附則第十条において同じ。)の責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧水協法第十五条の三の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の責任準備金は、新水協法第十五条の十の責任準備金として積み立てられたものとみなす。

(支払準備金の積立てに関する経過措置)

第七条 新水協法第十五条の十一(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十一の支払準備金の積立てについて適用する。

(価格変動準備金の積立てに関する経過措置)

第八条 新水協法第十五条の十二(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十二の価格変動準備金の積立てについて適用する。

(契約者割戻しに関する経過措置)

第九条 新水協法第十五条の十三(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十三第一項に規定する契約者割戻しを行う場合について適用する。

(特別勘定に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に存する共済事業実施組合が、新水協法第十五条の十五第一項(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新水協法第十五条の十二第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

2 この法律の施行の際現に存する共済事業実施組合が、新水協法第十五条の十二第一項に規定する特定資産(新水協法第十二条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合又は新水協法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合にあっては、旧水協法第十五条の四(旧水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定により旧水協法第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施

一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業に係るものとして区分された会計に属するものに限る。)の新水協法第十五条の十二第二項に規定する売買等による利益の額を超える場合にそ

の差額のてん補に充てるための準備金を積み立てる場合には、当該準備金は、同条第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなす。

(漁業協同組合又は水産加工業協同組合による子会社の保有の制限に関する経過措置)

第十二条 新水協法第十五条の十八(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る共済計理人の職務について適用する。

(漁業協同組合による子会社対象会社(新水協法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次項において同じ。)以外の共済事業会社の保有の制限に関する経過措置)

第十三条 新水協法第十七条の十四第一項(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する共済事業をいう。以下この項において同じ。)に相当する事業を行い、又は共済事業に相当する事業に従事し、付随して、若しくは関連する業務を営む会社をいう。

以下この条及び次条において同じ。)を子会社(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する共済事業をいう。以下この項において同じ。)に相当する事業を行い、又は共済事業に相当する事業に従事し、付隨して、若しくは関連する業務を営む会社をいう。

以下この条及び次条において同じ。)を子会社(新水協法第十二条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合にあっては、旧水協法第十五条の四(旧水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施

行の際現に存する共済事業実施組合については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

(共済計理人の職務に関する経過措置)

第十二条 新水協法第十五条の十八(新水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る共済計理人の職務について適用する。

(漁業協同組合による子会社対象会社(新水協法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次項において同じ。)以外の共済事業会社の保有の制限に関する経過措置)

第十三条 新水協法第十七条の十四第一項(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する共済事業をいう。以下この項において同じ。)に相当する事業を行い、又は共済事業に相当する事業に従事し、付隨して、若しくは関連する業務を営む会社をいう。

以下この条及び次条において同じ。)を子会社(新水協法第十二条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合にあっては、旧水協法第十五条の四(旧水協法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施

官 報 (号外)

業会社については、当該組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁（新水協法第二百一十七条第一項に規定する行政庁をいう。以下同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の組合は、同項の規定による届出に係る子会社対象会社以外の共済事業会社が子会社でなくなったとき又は共済事業会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合による議決権の取得等の制限に関する経過措置）

第十四条 新水協法第十七条の十五第一項（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に共済事業会社である国内の会社（新水協法第十七条の十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権（新水協法第十二条第一項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第二十五条において同じ。）を合算してその基準議決権数（新水協法第十七条の十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している新水協法第十七条の十四第二項第一号若しくは第三号（これらの規定を新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たとき

は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日

後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該組合又はその子会社が同日において新水協法第十七条の十五第二項本文（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）

の主務省令で定める事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、新水協法第十七条の

十五（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（組合員等の脱退に関する経過措置）

第十五条 新水協法第二十六条、第二十八条第一項、第二十八条の二及び第三十条（これらの規定を新水協法第九十二条第二項、第九十六条第一項、第二百条第二項及び第二百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員又は会員の脱退について適用し、施行日の

（役員等の資格に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行の際現在に在任する共済事業実施組合の役員又は清算人については、

（役員等の資格に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行の際現在に存する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会（新水協法第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものを除く。）については、新水協法第五十八条の二（新水協法第九十二条第三項、第十九条の二（新水協法第九十二条第三項、第十九条）の規定において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に関する経過措置）

事業を併せ行う漁業協同組合及び新水協法第九十三条第一項第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合を除く。次条及び附則第二十六条において同じ。）については、新水協法第三十四条第十一項及び第十二項（これらの規定を新水協法第九十六条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以

て最初に招集される通常総会の終了の時まで、適用しない。

（利益準備金の積立てに関する経過措置）

第二十条 新水協法第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を新水協法第九十六条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る利益準備金の積立てについては、なお従前の例による。

（業務報告書に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際現在に存する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会（新水協法第十二条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものを除く。）については、新水協法第五十八条の二（新水協法第九十二条第三項、第十九条の二（新水協法第九十二条第三項、第十九条）の規定において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に関する経過措置）

第二十二条 この法律の施行の際現在に存する共済事業実施組合については、新水協法第五十八条

の三第一項から第五項まで（これらの規定を新水協法第九十六条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（合併の認可に関する経過措置）

第二十三条 新水協法第六十九条第三項（新水協法第九十六条第五項及び第一百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われた合併の認可の申請について適用し、施行日前に行われた合併の認可の申請については、なお従前の例による。

（共済水産業協同組合連合会による子会社の保有の制限に関する経過措置）

第二十四条 新水協法第一百条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に子会社対象会社（同項に規定する子会社対象会社をいう。次項において同じ。）以外の会社を子会社（同条第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としている共済水産業協同組合連合会の当該会社については、当該共済水産業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の共済水産業協同組合連合会は、同項の規定による届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に共済水産業協同組合連合会が認可対象会社（新水協法第一百条の三第三項）

六項に規定する認可対象会社をいう。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該組合連合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした共済水産業協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新水協法第一百条の三第六項の認可を受けたものとみなす。

（共済水産業協同組合連合会による議決権の取得等の制限に関する経過措置）

第二十五条 新水協法第一百条の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数

数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済水産業協同組合連合会又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済水産業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済水産業協同組合連合会に対する水産業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正

第二十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のようにより改定する。

（設立の認可に関する経過措置）

第二十八条 新中融法第五十条の規定は、施行日以後に申請された設立の認可について適用し、施行日前に申請された設立の認可については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 施行日前にした行為並びに附則第六条第一項、第二十条及び第二十二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

（検討）

第三十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水協法及び新中融法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新水協法及び新中融法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（公告の方法に関する経過措置）

第三十二条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第二十五条の一部を次のように改正する。

第二十五条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第二項ただし書の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十七条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新中融法第三十三条第一項の書類について適用する。

（公認会計士等の監査に関する経過措置）

第二十七条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第二百四十二条（第二百四十二条）第十一条第一項第十一号、第二十五条の一部を次のように改正する。

第三十三条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

（地方税法の一部改正）

第三十四条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第三十五条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第三十七条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第三十八条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第三十九条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十一条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十二条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十三条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十四条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十五条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十六条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十七条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

第四十八条 第二条の規定による改正後の中小漁業融資保証法（以下「新中融法」という。）第三十条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法に改める。

官 報 (号 外)

第五十七条第三項第二号中「第九十一条の二
第五項」を「第九十一条第五項」に改め、同項第
三号中「第九十一条の二第四項第二号」を「第九
十二条第四項第二号」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

る法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 独立行政法人農林漁業信用基金法
(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律
及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

(清算中の協会の能力)
第五十九条の三 解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 証券取引法等の一部を改正する法律
(平成十八年法律第六十五号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第五条第二項中「第一百二十九条の二の二」を「第一百二十九条の三第一号」に改める。

「第十一條の九」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四十三条 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年)

る。年法律第号)の一部を次のように改正す

第十一條第一号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第一回第二号は改めて

最近における漁業及び漁業協同組合等をめぐる理由

諸情勢の変化に対応して、漁業協同組合、漁業信
用基金協会等の健全な発展を図るため、漁業協同

組合等が行う共済事業及び漁業信用基金協会が行

う事業の健全な運営を確保するための措置を講ずるとともに、共済契約者の保護に関する規定の整

備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

卷之三

平成十九年四月二十六日 衆議院会議録第二十六号
水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案及び同報告書

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法
の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、近年の水産資源の減少、生産構造のせい弱化等漁業をめぐる情勢の変化に対応して、漁業協同組合・漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)等の健全な発展を図るために、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 水産業協同組合法の一部改正

(一) 経営情報の開示

原則としてすべての漁業協同組合等の理事は、事業年度ごとに、事業別損益を明らかにした書類を作成し、これを通常総会へ提出しなければならないものとすること。

(二) 組合員資格審査の適正化

漁業協同組合の組合員たる資格及びその審査の方法を定款に記載しなければならないものとすること。

(三) 共済事業の健全性の確保及び共済契約者の保護

(1) 主務大臣は、共済事業を行なう漁業協同組合等の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定めることができるものとともに、行政庁は、その状況に応じ、監督上必要な命令をすることができるものとすること。

(2) 共済事業を行なう漁業協同組合等に対しこ共済契約の申込みをした者等は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除(クーリング・オフ)を行うことができ

るものとすること。

雇用基本法案

右の議案を提出する。

平成十九年四月十一日

提出者

2 中小漁業融資保証法の一部改正

(一) 基金協会の財務の健全性の確保

主務大臣は、基金協会の保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定めることができるものとするとともに、その状況に応じ、監督上必要な措置を命ずることができるものとすること。

(二) 基金協会の会員資格の拡大

基金協会の個人会員資格である九十日以上上の漁業を営み又は漁業に従事する日数の要件を廃止するとともに、業種別基金協会の会員資格として、特定漁業を営む者若しくは漁業協同組合等が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体で、政令で定めるものを追加すること。

(三) 基金協会の事業の譲渡

基金協会の事業の譲渡又は譲受けに関する規定を整備すること。

施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

2 議案の可決理由

本案は、漁業協同組合・基金協会等の健全な発展を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

(施策の基本理念)

第一条 雇用に関する施策は、すべての労働者が、公正な労働条件の下、人としての尊厳を重んじられ、安心して働くことができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、労働者が安心して働き、その有する能力を有効に發揮することができるよう、国又は地方公共団体が実施する雇用に関する施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 雇用に関する施策は、すべての労働者が、適切な職業能力の開発等の機会を与えられ、その有する能力を有効に發揮し、充実した職業生活を送ることができるようにして有する能力を有効に發揮することができるようすを送ることができるようにして有する能力を有効に發揮することができるようすを送ることを旨として講ぜられなければならない。

3 雇用に関する施策は、長期の安定した雇用を基本として、労働者が安心して働き、その有する能力を有効に發揮することができるようすを送ることを旨として講ぜられなければならない。

4 雇用に関する施策を講ずるに当たっては、労働者の職業選択の自由を尊重しなければならず、また、事業主の雇用の管理についての自主性を尊重するよう配慮しなければならない。

3 目次

雇用基本法

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 雇用基本計画(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条―第二十条)

附則 第一章 総則(目的)

第一條 この法律は、雇用に関する施策について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、雇用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雇用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつてすべての労働者が、生涯にわたりて、生きがいを持つて働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのつとり、雇用に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責任を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、雇用に関する施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、労働者が安心して働き、その有する能力を有効に發揮することができるよう、国又は地方公共団体が実施する雇用に関する施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

右報告する。

平成十九年四月二十五日

農林水産委員長 西川 公也

衆議院議長 河野 洋平殿

(法制上の措置等)

第六条 政府は、雇用に関する施策を実施するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 雇用基本計画

(雇用基本計画の策定等)

第七条 政府は、雇用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、雇用基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 雇用に関する施策についての基本的な方針

二 雇用の動向に関する事項

三 雇用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、雇用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

五 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成して閣議の決定を求めるなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるとともに、その概要について労働政策審議会の意見を聽かなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画の概要を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第八条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、基本計画の策定のための資料の提出又は基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章 基本的施策

(若年者への就業支援)

第九条 国は、若年者の職業の安定を図るために、若年者が契約の期間を定めないで雇用されるとを推進することその他の若年者の雇用形態及び就業形態の改善を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、若年者の職業人となるとする意識を高めるため、学校、産業界、地域社会、民間団体等が連携して職業教育、職業訓練、就業の相談等を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、若年者について、どのような職業に就くためにも必要とされる基礎的能力を含めた職業能力の開発及び向上が図られるようにするため、中年齢労働者の高齢期における職業生活の設計についての相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(講ずるものとする。)

2 国は、中年齢労働者(四十五歳以上五十五歳未満の労働者をいう。以下同じ。)が高齢期における職業生活の充実を図ることができるようになるため、中年齢労働者の高齢期における職業生活の設計についての相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、定年退職者その他の高齢退職者がその居住する地域において就業することを促進するため、当該地域の産業におけるこれらの者の能力の積極的な活用を図ることに資する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 国は、若年者の有する能力が正當に評価され、その評価が就職活動において適切に利用されることにより若年者の就業が促進されるよう、実践的な職業能力の評価のために必要な施策を講ずるものとする。

(女性への就業支援)

第十一条 国は、雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るために必要な施策を充実するものとする。

2 国は、女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産、育児又は介護を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 (高齢者等への就業支援)

第十二条 国は、高齢者等への就業支援)の実施の促進その他の必要な施策を講ずることを促進するため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 (被生活保護者等への就業支援)

第十三条 国は、生活保護を受けている者等の自立を支援するため、民間団体との緊密な連携の下、これらの者の個々の事情に対応した、その意欲及び能力に応じた就業の機会の確保、就業の相談及びあつせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域雇用開発の促進)

第十四条 国は、地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域の自立的発展に必要な人材の育成及び確保、当該地域の特性に応じた自発的な雇用機会の創出の支援その他当該地域における労働者の雇用を促進するためには必要な施策を講ずるものとする。

(職業能力開発の促進)

第十五条 国は、労働者がその長期にわたる職業生活においてその有する能力を有効に發揮することができるよう、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した多様な職業訓練の充実等に関する必要な施策を講ずるものとする。

れに関する知識を継承させるための定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の取組を充実させることが高齢者の職業の安定に資するものであることにかんがみ、中小企業における技能の円滑な継承を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 (障害者への就労支援)

第十二条 国は、障害者の職業の安定を図るために必要な施策を講ずることを促進するため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 (被生活保護者等への就業支援)

第十三条 国は、生活保護を受けている者等の自立を支援するため、民間団体との緊密な連携の下、これらの者の個々の事情に対応した、その意欲及び能力に応じた就業の機会の確保、就業の相談及びあつせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域雇用開発の促進)

第十四条 国は、地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域の自立的発展に必要な人材の育成及び確保、当該地域の特性に応じた自発的な雇用機会の創出の支援その他当該地域における労働者の雇用を促進するためには必要な施策を講ずるものとする。

(職業能力開発の促進)

第十五条 国は、労働者がその長期にわたる職業生活においてその有する能力を有効に發揮することができるよう、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した多様な職業訓練の充実等に関する必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、労働者が自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようとするため、労働者の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の業務を行うカウンセラーの養成等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(外国人の労働に関する環境の整備)

第十六条 国は、我が国産業の国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上を図るため、高

度の専門的な知識又は技術を有する外国人労働者の受入れの促進、専門的な知識又は技術を有する外国人留学生の我が国における就職に関する支援の拡充その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人労働者の労働条件の改善、労働に関する法令を遵守させるための外国人労働者を雇用する事業所に対する監督の強化その他の外国人労働者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、外国人労働者が我が国において安心して働くことができるよう、外国人労働者の子に対する教育の充実を図るとともに、外国人労働者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための必要な情報の提供、助言等の充実に関し必要な施策を講ずるものとする。

4 国は、研修及び技能実習のための外国人の受け入れに関し、その趣旨に照らして、その運用の改善、違法行為に対する監督の強化等必要な施

策を講ずるものとする。

(号外)

官報 (号外)

遇を確保すべきとの観点から、労働者の雇用形態にかかわらず、その均等な待遇を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、契約の期間を定めて雇用される者の多くが不安定な雇用状態にあることからがみ、当該契約の期間を定めて雇用される者の雇用の安定を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、労働者が人生の各段階において多様な就労形態を主体的に選択することができるようとするため、労働者の事情に応じた勤務時間の短縮に関する制度の導入その他就労形態の多様化を促進するよう配慮するものとする。

活、修学、社会的活動への参加等の社会生活その他の生活の適切な調和をいう。)を保つことができるよう、労働条件の改善、就業環境の整備等に関する必要な施策を講ずるものとする。

「第四章 削除」に改める。

第一条第一項中「国が、雇用に関し、その政

策全般にわたり、必要な施策を総合的に」を「求

職者及び求職者に対する指導、求職者等に対す

る職業転換給付金の支給並びに離職を余儀なく

される労働者の再就職の援助を促進するための

措置等」に改め、同条第二項を削る。

第三条から第五条までを次のように改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第八条及び第九条 削除

第四章を次のように改める。

第六条及び第十七条 削除

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三条 厚生労働省設置法 平成十一年法律第九

十七条の一部を次のように改める。

第四条第一項第四十号の次に次の二号を加える。

四十の二 雇用基本法(平成十九年法律第二号)第七条第一項に規定する雇用基本計画の策定及び推進に関すること。

第四条第一項第五十二号を次のように改め

る。

五十二 削除

第四条第一項第六十二号中「第五十二号」を「第五十三号」に改める。

第九条第一項第四号中「労働基準法」を「雇用

基本法、労働基準法」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(雇用対策法の一部改正)

第二条 雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十

二号)の一部を次のように改正する。

第十九条 国は、すべての労働者がそのワーク

ライフバランス(仕事と育児、介護等の家庭生

活)を「第二章 削除」に、「第四章 技能

第十七条 国は、同一の価値の労働には同一の待

理由
すべての労働者が、生涯にわたって、生きがいを持つて働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、雇用に関する施策について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、雇用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雇用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 2 国は、1の基本理念にのつとり、雇用に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならないものとすること。地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の実情に応じた施策を策定し、実施しなければならないものとすること。
- 3 事業主は、労働者が安心して働き、その有する能力を有効に發揮することができるよう、国又は地方公共団体の施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとすること。

とすること。

雇用基本法案(大島敦君外二名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、すべての労働者が、生涯にわたって、生きがいを持つて働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、雇用に関する施策の基本事項を定める等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 雇用に関する施策は、すべての労働者が、公正な労働条件の下、人としての尊厳を重んじられ、安心して働くことができる環境を整備すること、すべての労働者が、適切な職業能力の開発等の機会を与えられ、その有する能力を有効に發揮し、充実した職業生活を送ることができるようすること及び長期の安定した雇用を基本として、労働者が人生の各段階において、その働き方を多様な就労形態の中から主体的に選択することができるようになることを旨として講ぜられなければならないものとすること。
- 2 この法律は、公布の日から施行すること。
- 3 この法律において「対象若年者等」とは、十五歳以上四十歳未満の者(十五歳に達する日

ようすることは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十九年四月二十五日

衆議院議長 厚生労働委員長 横田 義孝
河野 洋平殿

若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案

平成十九年四月十一日

提出者

山井 和則 太田 和美

郡 和子

賛成者
安住 淳外百六名

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴う雇用に関する状況の変化により、若年者を中心として、安定した職業に就くことが困難な者が多数存在し、かつ職業能力の開発等の機会の格差が生じていることから、個別就業支援計画に基づく職業指導、実習職業訓練の促進等若年者の就業の支援等に関し特別の措置を講じ、もって若年者等の職業の安定を図り、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。(定義)

二 議案の否決理由

- 4 政府は、雇用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、雇用基本計画を策定しなければならないものとすること。
- 5 国は、若年者、女性、高齢者、障害者、被生活保護者等への就業支援等を行うとともに、地域雇用開発及び職業能力開発の促進並びに外国人の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとすること。
- 6 国は、同一価値労働同一待遇の観点から、労働者の雇用形態にかかわらず、その均等な待遇を確保するために必要な施策を講ずるものとする等、公正な働き方の確保、安全と健康の確保、ワークライフバランスの確保及び雇用機会の確保に関し必要な施策を講ずるものとすること。
- 7 この法律は、公布の日から施行すること。

- 四 前二号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの(個別就業支援計画の作成等)
- 五 第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて厚生労働省令で定めるものとすること。
- 六 前二号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの(個別就業支援計画の作成等)
- 七 第三条 若年者等職業カウンセラーは、対象若年者等が安定した職業に就くことが困難な者として厚生労働省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、当該対象若年者等の希望、適性、職業経験その他の事情を踏まえた対象若年者等の就業支援に係る計画(以下「個別就業支援計画」という。)を作成するものとする。
- 八 第二条 若年者等職業カウンセラーは、個別就業支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、対象若年者等について、その希望を把握するとともに、その有する能力及びその置かれている状況の評価を通じて当該対象若年者等の就業に関する課題の把握を行い、当該対象若年者等が安定した職業に就くことができるよう、適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 九 第二条 この法律において「対象若年者等」とは、若年者等職業カウンセラーは、個別就業支援計画の作成後、個別就業支援計画の実施状況の

把握を行い、必要に応じて個別就業支援計画の変更を行うものとする。

(職業指導)

第四条 若年者等職業カウンセラーは、個別就業支援計画に基づき、当該個別就業支援計画に係る対象若年者等に対し、適切かつ効果的に職業指導を行うものとする。

2 若年者等職業カウンセラーは、前項の職業指導(以下「職業指導」という。)を行うに当たつては、職業訓練施設、第六条第一項の実習職業訓練を行う事業主その他の関係者との密接な連携に努めなければならない。

3 国は、対象若年者等が安定した職業に就くことを容易にし、及び促進するため、職業指導を受ける対象若年者等に対して、雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)の規定に基づき、手当を支給するものとする。

(職業紹介)

第五条 若年者等職業カウンセラーは、職業指導を受ける対象若年者等について、厚生労働省令で定める基準に照らして次条第一項の実習職業訓練を行う必要があると認めるときは、個別就業支援計画に基づき、当該対象若年者等を第七条第二項の実施計画の認定を受けた事業主に紹介するものとする。

(実習職業訓練の実施)

第六条 事業主は、次条から第十条までに定めるところにより、当該事業主の行う実習職業訓練の実施計画が対象若年者の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習職業訓練を実施することができる。

2 前項の実習職業訓練(以下「実習職業訓練」という。)とは、事業主が、その雇用する対象若年者等(前条に規定する若年者等職業カウンセラーの紹介により雇い入れた者に限る。)の業務遂行の過程内において行う職業訓練であつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行うものをいう。

(実施計画の変更等)

第八条 前条第三項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第三項の認定に係る実施計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変後のもの。以下「認定実施計画」という。)が、同条第三項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は認定事業主が認定実施計画に従つて実習職業訓練を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第九条 認定事業主は、認定実施計画に係る実習職業訓練(以下「認定実習職業訓練」という。)を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができること。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(委託募集の特例等)

第十条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(認定事業主に限る。以下同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして認定実習職業訓練を担当する者(以下「訓練担当者」という。)の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が、当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小事業主 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第一条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。

二 承認中小事業主団体 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この号において「事業協同組合等」という。)であつて、その構成員である中小事業主に対し、認定実習職業訓練の適切かつ有効な実施を図るために人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき、厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

官報(号外)

<p>第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の承認を取り消すことができる。</p> <p>4 第一項の承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 職業安定法第三十七条规定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第十五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同一条第一項に規定する職権を行ふ場合について准用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律第十条第四項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条</p>
<p>の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律第十条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事する者」、「同項中「第三十九条に規定すえようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律第十条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。</p> <p>7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対して、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>8 第四項及び第五項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。</p> <p>9 第十一条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。</p> <p>(事業主に対する助成金の支給等)</p> <p>10 第十二条 国は、事業主の行う実習職業訓練の振興を図るために、実習職業訓練を行ふ事業主に対する訓練担当者の人件費その他の実習職業訓練に要する費用に充てるための助成金の支給その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(若年者等職業カウンセラー)</p> <p>第十三条 公共職業安定所に、若年者等職業カウンセラーを置く。</p> <p>2 若年者等職業カウンセラーは、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、対象若年者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。</p> <p>3 若年者等職業カウンセラーは、前項に規定する職務を行うのに必要な熱意及び能力を有する者でなければならない。また、若年者等職業カウンセラーについては、定年退職者その他の高年齢退職者を含む多様な人材が確保されなければならない。</p> <p>4 若年者等職業カウンセラーは、厚生労働省令で定めるところにより、その資質の向上を図るために研修を受けなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、若年者等職業カウンセラーに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(対象若年者等に関する特例)</p> <p>第六十条 第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第十一条第二項の規定に違反した者、第十七条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条第二項の規定に違反した者</p> <p>三 第十一条第五項において準用する職業安定法第五十条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第十四条 個別就業支援計画に基づき職業指導を受け、又は実習職業訓練を受けている対象若年者等については、その者が四十歳に達した後ににおいても、その者を対象若年者等とみなしてこの法律の規定を適用する。</p>
<p>(罰則)</p> <p>第十五条 第十一条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第十一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。 (この法律の廃止)</p> <p>三 第二条 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に廃止するものとする。</p>

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の一部改正)

第三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案(山井和則君外二名提出)	
一 議案の目的及び要旨	
1 本案は、安定した職業に就くことが困難な若年者が多数存在し、かつ、若年者の間に職業能力の開発等の機会の格差が生じていて、その主な内容は次のとおりである。	2 若年者等職業カウンセラーによる、個別就業支援計画に基づく職業指導等の措置を講じようとするもので、その希望、適性等を踏まえた個別就業支援計画を作成するものとすること。
3 事業主は、対象若年者等の実践的な職業能力の開発及び向上に効果的であるとの認定等に対して、個別就業支援計画に基づき適切かつ効果的な職業指導を行うものとすること。	4 国は、2の職業指導を受ける対象若年者等に対しても雇用対策法の規定に基づく手当を支給するものとすること。また、3の認定を受けた実習職業訓練を実施する事業主に対して助成等の措置を講ずるものとすること。
5 公共職業安定所に、対象若年者等に対する相談、情報提供、助言等を行う若年者等職業能力の開発等の機会の格差が生じていて、その主な内容は次のとおりである。	6 この法律は、平成二十年四月一日から施行することとし、施行日から五年以内に廃止することとする。

カウンセラーを置くものとすること。	雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一 部を改正する法律
6 この法律は、平成二十年四月一日から施行することとし、施行日から五年以内に廃止することとする。	第一条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十 二号)の一部を次のように改正する。
安定した職業に就くことが困難な若年者が多数存在し、かつ、若年者の間に職業能力の開発等の機会の格差が生じていて、その主な内容は次のとおりである。	二 議案の否決理由
若年者等職業カウンセラーによる、個別就業支援計画に基づく職業指導等の措置を講じようとするもので、その希望、適性等を踏まえた個別就業支援計画を作成するものとすること。	1 本案施行に要する経費
若年者等職業カウンセラーによる、個別就業支援計画に基づく職業指導等の措置を講じようとすることは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。	2 本案施行に要する経費
若年者等職業カウンセラーによる、個別就業支援計画に基づく職業指導等の措置を講じようとすることは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。	3 本案施行に要する経費
若年者等職業カウンセラーによる、個別就業支援計画に基づく職業指導等の措置を講じようとすることは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。	4 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聽取
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して柳澤厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。	5 第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等(第二十四条—第二十七条)
右報告する。	第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置(第二十八条—第三十一条)
平成十九年四月二十五日	第七章 雜則(第三十二条—第三十八条)
厚生労働委員長 櫻田 義孝	附則
衆議院議長 河野 洋平殿	第一条第一項中「国が」の下に「少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して」を、「より」の下に「労働市場の機能が適切に發揮され」を加え、「国民経済の均衡ある発展と」を「経済及び社会の発展並びに」に「達成と」を「達成に」に改め、同条第二項中「あたつて」を「當たつて」に、「技能を習得し」を「職業能力の開発及び向上を図り」に、「たかめ」を「高め」に改める。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一 部を改正する法律案	第一条第一項第一号中「の事業」を「に
右	第一項第一号中「の事業」を「に
平成十九年二月十三日	第一項第一号中「の事業」を「に
内閣総理大臣 安倍 晋三	第一項第一号中「の事業」を「に

官報 (号外)

「施策」に改め、同項第二号中「即応した技能」の下に「及びこれに関する知識」を加え、「これ」を「これら」に、「及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業」を「職業訓練及び職業能力検定に関する施策」に改め、同項第三号中「措置」を「施策」に改め、同項第四号中「離職」を「事業規模の縮小等（事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。以下同じ。）の際に、失業を予防するとともに、離職」に改め、同項第七号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用管理の改善の促進その他」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「雇用形態」の下に「及び就業形態」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下この条において同じ。）の我が国における就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようになるため、雇用管理の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。

十一 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第一項第五号中「及び継続雇用制度の

導入」を「継続雇用制度の導入等」に、「を促進する」を「の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高年齢者がその年齢にかかわることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に發揮されるよう努めなければならない。

八 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第一項第四号の次に次の二号を加える。

五 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他女性の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

六 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めることを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようになるため、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第二項中「国土の均衡ある開発」を「地域振興」に改め、同条に次の二号を加える。

3 国は、第一項第十号に規定する施策を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労

（年政令三百十九号）第七十三条の二第二項に規定する不法就労活動をいう。）を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようになりなくその意欲及び能力に応じて就業することができるようにする」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

第六条中「事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止（以下「事業規模の縮小等」という。）」を「事業規模の縮小等」に改め、同項第七号中「その他の雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第一項第四号の次に次の二号を加える。

五 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出

産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他女性の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

六 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めることを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようになるため、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

第四条第二項中「国土の均衡ある開発」を「地域振興」に改め、同条に次の二号を加える。

3 国は、第一項第十号に規定する施策を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労

く。以下同じ。が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に發揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己）の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条に見出しとして「募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保」を付し、同条中「とき」の下に「として厚生労働省令で定めるとき」を、「について」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「与えよう努めなければ」を「与えなければ」に改め、第一章中同条を第十条とし、第六条の次に次の三條を加える。

第七条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるよう努めなければならない。

第四章 職業訓練等の充実 第四条 第十二条第二項中「公共の職業訓練機関」を「労働者の職業能力の開発及び向上が効果的に図られるようにするため、公共職業能力開発施設に、もとを下に改め、「事業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保され」を削り、「図らなければ」を「努めなければ」に改める。

第八条 事業主は、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に發揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己）の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

に、「技能評価」を「職業能力の評価」に、「並びにこれを拡充し、及び普及する」を「及びその充実を図る」に、「向上及び職業の安定並びに技能労働者の」を「開発及び向上、職業の安定並びに」に改める。

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。
第六章の章名中「措置」を「措置等」に改める。
第二十四条第五項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に、「偽り」を「虚偽」に改め、同項第一号中「第二十九条」を「第三十五条」に、「偽り」を「虚偽」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十八条第一項の規定による届出をせ

三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の届出をした者

四 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は

第三十一条を第三十八条とする。

第三十条第二項中「第七条、第十二条及び第六章」を「から第十条まで及び第五章（第二十七条を除く。）」に改め、同条を第三十七条とす

る。
第二十九条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

第二十八条を削り、第二十七条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(助言、指導及び勧告)

第三十二条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に對して、助言、指導又は勧告をすることができる。

(報告等)

第三十三条 厚生労働大臣は、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けた者）が離職した場合は、その履用に関する状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

(資料の提出の要求等)

第三十四条 厚生労働大臣は、この法律（第二十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。）を施行するため必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第六章中第二十六条の次に次の二条を加える。

(大量の雇用変動の届出等)

第二十七条 事業主は、その事業所における雇用量の変動（事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。）であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの（以下この条において「大量雇用変動」という。）については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(外国人雇用状況の届出等)

第六章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

(第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置)

第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

第六章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

(第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置)

第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

第六章 第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。）、在留期間（同条第三項に規定する在留期間をいう。）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進等に応じた適正な雇用管理を行うことに

一 職業安定機関において、事業主に対し、当該外国人の有する在留資格、知識経験等に応じた適正な雇用管理を行うことに

<p>ついて必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>二 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>三 職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。</p>
<p>四 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。</p> <p>五 地域雇用開発促進法において必要な職業訓練を行うこと。</p>

<p>六 國又は地方公共団体に係る外国人の雇入れ又は離職については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、國又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。</p> <p>七 第二項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。</p> <p>(届出に係る情報の提供)</p>
<p>八 第二十九条 厚生労働大臣は、法務大臣から、出入国管理及び難民認定法又は外国人登録法(昭和二十七年法律第百一十五号)に定める事務の処理に關し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規定による通知に係る情報を提供するものとする。</p> <p>(法務大臣の連絡又は協力)</p> <p>九 第三十条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給</p>

<p>十 の適正かつ円滑な調整等を図るために、法務大臣に対し、労働に從事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。</p> <p>十一 法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。</p> <p>十二 第二条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計画等(第四条―第六条)</p> <p>第三章 地域雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置(第七条―第九条)</p> <p>第四章 白発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置(第十条―第十四条)</p> <p>第五章 雑則(第十五条―第十九条)</p> <p>第六章 罰則(第二十条―第二十三条)</p> <p>附則</p>
--

<p>十三 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。</p> <p>一 一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域であること。</p> <p>二 その地域内に居住する求職者の総数に比較して相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。</p> <p>三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態であること。</p> <p>十四 その地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性による通知に係る情報を提供するものとする。</p> <p>(法務大臣の連絡又は協力)</p> <p>十五 第二条第一項中「求人が相当数あるにもかかわらず就職が困難な状況にある地域又は職業</p>
<p>十六 に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者(以下「高度技能労働者」という。)を雇用する事業所が集積し、かつ、雇用機会が不足するおそれがあると認められる地域について二号中「求職者が多数居住し」を「居住する労働者(十五歳以上の者に限る。)」との他の就業意図及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く」に、「相当程度に」を「著しく」に改め、「就職することが」の下に「著しく」を加え、同条第三項を次のように改める。</p> <p>十七 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。</p> <p>一 一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域であること。</p> <p>二 その地域内に居住する求職者の総数に比較して相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。</p> <p>三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態であること。</p> <p>十八 第四条第一項中「雇用機会増大促進地域、能度技能活用雇用安定地域」を「雇用開発促進地域及び白発雇用創造地域」に改め、同条第二項中「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域」を「雇用開発促進地域及び白発雇用創造地域」に改め、同条第三項中「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域」を「雇用開発促進地域」に、「地域雇用開発計画等」に改める。</p> <p>十九 第二章の章名中「地域雇用機会増大計画等」を「地域雇用開発計画等」に改める。</p> <p>二十 第四条第一項中「雇用機会増大促進地域、能度技能活用雇用安定地域」を「雇用開発促進地域及び白発雇用創造地域」に改め、同条第二項中「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域」を「雇用開発促進地域」に、「地域雇用開発計画」に改める。</p> <p>二十一 第五条の見出しを「(地域雇用開発計画)」に改める。</p>

め、同条第一項中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に、「（）」を「について」に、「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第二項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に改め、同項第四号中「雇用機会増大促進地域」を「雇用開発促進地域」に改め、「事項」の下に「（当該雇用開発促進地域内において行うべき第七条第一項の規定に基づく助成及び援助に関する事項を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 計画期間

第五条第三項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第四項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同項第一号中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第五項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同項第一号中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第五項中「労働政策審議会その他」を「第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれるに改め、同条第六項及び第七項中「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改める。第六条を次のように改める。

（地域雇用創造計画）

第六条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の

区域であつて、自發雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができるとする。

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自發雇用創造地域の区域

二 自發雇用創造地域における労働力の需給状況その他の雇用の動向に関する事項

三 自發雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

四 自發雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野（第十二条第一項において「地域重点分野」といいう。）に関する事項

五 第二条第三項第四号に規定する協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）に関する事項

六 自發雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自發雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

七 計画期間

二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等

の規定により労働者の募集に従事しようとする場合は、当該事業協同組合等が第五項の規定による同意を得たときは、遅ればならない。

7 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

9 第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第七条及び第八条を削る。

第三章の章名中「雇用機会増大促進地域内」を「雇用開発促進地域」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「及び」の下に「独立行政法人」を加え、「同意雇用機会増大促進地域内」を「同意雇用開発促進地域内」に改め、第三章中同条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当

区域であつて、自發雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができるとする。

二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合は、当該事業協同組合等が第五項の規定による同意を得たときは、遅ればならない。

機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聽かなければならぬ。

該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対し、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

第十一条中「同意雇用機会増大促進地域内」を

「同意雇用開発促進地域内」に改め、同条を第九条とする。

第四章 章名を次のように改める。

第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置

第十二条及び第十三条を削る。

第十四条中「第十条及び第十一条」を「第八条及び第九条」に、「同意能力開発就職促進地域内」を「同意自発雇用創造地域内」に改め、同条後段を削り、第四章中同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（地域雇用開発のための事業）

第十条 政府は、第六条第五項の規定による同

意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

（委託募集の特例）

第十二条 地域中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該地域中小企業団体をして當

該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業に係る職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者の募集を行わせようとする場合において、当該地域中小企業団体が同意地域雇用創造計画に従つて当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域において雇用の創造に資するための該当するものに限る。）に委託することができる。

3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地點その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第四章に次の三条を加える。

4 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の

四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十二条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に從事する者について、同法第四十条の規定は同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行ふ場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

5 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその使用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「地域雇用開発促進法第十二条第三項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項」とあるのは「次項に」とする。

第十三条 公共職業安定所は、前条第三項の規定により労働者の募集に従事する地域中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づ

き当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(地域再生に係る措置との総合的な実施)

第十四条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(第五章及び第六章を削る。)

第二十条中「都道府県」の下に「市町村」を加え、「同意雇用機会増大促進地域、同意能力開発就職促進地域、同意求職活動援助地域及び同意高度技能活用雇用安定地域」を「同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域」に改め、第七章中同条を第十六条とし、同条の前に次的一条を加える。

(産業集積の形成及び活性化に係る措置等との総合的な実施)

第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講せられる地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置その他の地域の活性化に資する措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

第二十一条第一項中「第十四条(第十四条、第十六条及び第十八条)を「第九条(第十一條)に、前条中「公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)及び都道府県」を「第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)、都道府

県及び市町村」に改め、同条第二項中「地域雇用機会増大計画、地域能力開発就職促進計画、地域雇用開発計画及び地域雇用開発計画」を「地域雇用開発計画及び地域雇用開発計画」に、「第六条第一項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を同条第八項)を「並びに第六条第一項並びに同条第五項及び第六項(これらの規定を同条第九項)に、「第七項、第七条第一項並びに同条第四項及び第五項(これら

の規定を同条第八項において準用する場合を含む。)並びに第七項並びに第八条第一項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)並びに第七項を「第八項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(地方公共団体への援助)
第十七条 国は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域又は自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関する必要な情報提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 都道府県は、地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した市町村に対し、自発雇用創造地域における地域雇用開発を行なうことができる。
第二十二条を第十九条とする。第七章を第五章とし、本則に次の二条を加える。

第六章 罰則

第二十条 第十二条第四項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十二条第四項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十二 条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二条第四項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十三 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても各本条の罰金刑を科す

第三条 地域雇用開発促進法の一部を次のように改正する。

第六条第二項第八号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用対策法第十二条を削り、第十一条を第十二条とし、第十条を第十三条とす

る改正規定、同法第七条の改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定(同項第二号

中「第二十九条」を「第三十五条」に改める部分を除く。)、同法第三十条第二項の改正規定、同法第二十九条を削り、第二十七条を第三十一条とする改正規定、同条の次に三条を

加える改正規定(第三十二条に係る部分を除く。)、同法第六章中第二十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第六章を第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定並びに

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日

官 報 (号外)

(外国人雇用状況の届出等に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に

外国人(第一条の規定による改正後の雇用対策法(以下「新雇用対策法」という。)第八条に規定する外国人をいう。以下この条において同じ。)を雇い入れている事業主は、平成二十年十月一日までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該外国人に係る新雇用対策法第二十八条

第一項に規定する事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合には、この限りでない。

2 国又は地方公共団体に係る外国人の雇入れについて、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。)は、平成二十年十月一日までに、政令で定めるところにより、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に雇い入れている外国人に係る新雇用対策法第二十八条第一項に規定する事項を厚生労働大臣に通知するものとする。ただし、当該外国人が同号に掲げる規定の施行の日から平成二十年十月一日までの間に離職した場合には、この限りでない。

3 新雇用対策法第二十八条第二項(第三号を除く。)の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

4 新雇用対策法第二十九条の規定は、第一項の規定による届出及び第二項の規定による通知について準用する。

5 新雇用対策法第三十三条の規定は、第一項の規定の施行について準用する。

6 第一項及び第二項並びに前項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による厚生労働大臣の権限については、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

7 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができ

(地域雇用機会増大計画及び雇用機会増大促進地域に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法(以下「旧地域雇用開発促進法」という。)第五条第四項の規定による雇用機会増大計画(以下この条において「同意地域雇用機会増大計画」という。)及び当該同意地域雇用機会増大計画に係る旧地域雇用開発促進法第九条第一項に規定する同意雇用機会増大促進地域であつた地域(以下この条において「同意雇用機会増大促進地域」という。)については、当該同意地域雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地域雇用機会増大計画の計画期間の末日までの間は、当該同意地域雇用機会増大計画を

2 前項の規定により同意地域雇用機会増大計画及び同意雇用機会増大促進地域に関する新地域雇用開発促進法第七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業主、当該雇い入られた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主」とあるのは「事業主」と、「雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業」とあるのは「雇用安定事業」と読み替えるものとする。

(地域求職活動援助事業に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十五条第二項の規定により旧地域雇用開発促進法第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団体等に委託して行つている旧地域雇用開発促進法第十五条第一項各号に掲げる事業については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

(高度技能活用雇用安定地域における助成及び援助に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際旧地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用促進地域を新地域雇用開発促進法第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域とみなして、同項の規定を適用する。ただし、施行日後において都道府県が同意雇用機会増大促進地域の区域の全部又は一部を区域とする地域雇用開発計画を策定し、新地域雇用開発促進法第五条第四項の規定による同意を得た場合における当該同意地域雇用機会増大計画及び当該同意雇用機会増大促進地域については、この限りでない。

2 前附則第二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 附則第二条第五項において準用する新雇用対策法第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘査しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす。

3 この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)に第二条の規定による改正後の地域雇用開発促進法(以下この条において「新地域雇用開発促進法」という。)第五条第四項の規定による雇用開発計画(以下この条において「同意地域雇用機会増大計画」という。)の規定による同意を得た地域雇用開発計画を

「一号」の一部を次のように改正する。

第五十三条の二を削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第三章」を「第一章」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部改正)

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「第三章」を「第二章」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改める。

第四条第一項第五十二号を次のように改める。

五十二 削除

第四条第一項第六十二号中「第五十二号」を「第五十三号」に改める。

第九条第一項第四号中「地域雇用開発促進法」を削る。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第八十二条中「及び第三項第一号」を削り、「経済的・社会的条件」と、同条第四項中「雇用機

会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中

「自然的・経済的社会的条件」とあるのは「経済的・社会的条件」を、「経済的社会的条件」に改め

る。

附則第二条第二項の表三の項中「地域雇用機

会増大計画、同法第六条第四項の規定による同

意を得た地域能力開発就職促進計画又は第七条

第四項の規定による同意を得た地域求職活動援

助計画」を「地域雇用開発計画」に改める。

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改

正)

第十四条 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)の一部を次のように改

正する。

第十一条第一項第六号中「第十一条第一項及

び第十七条第一項第二号並びに」を「第七条第一

項(厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。)及び」に改める。

附則第三条第十二項中「次条第九項」を「次条

第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第十二条第一項第六号中「附則第四条第九

項」を「附則第四条第十項」に改める。

附則第七条第一項第六号中「附則第四条第九

項」を「附則第四条第十項」に改める。

附則第四条第九項中「第一項及び第二項」を

「第一項から第三項まで」に、「並びに第二項第一号及び第二号」を「第二項第一号及び第二号

並びに第三項」に改め、同項を同条第十項と

し、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げる、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第六項の」を「第七項」に改める。

第八項に、「附則第四条第三項、第六項及び第八項」を「附則第四条第四項、第七項及び第八項」に改める。

又は第七項を「附則第四条第三項、第六項又は

第八項」に、「附則第四条第三項、第六項及び第八項」を「附則第四条第四項、第七項及び第八

「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の二項を加える。

3 機構は、第一条第一項、第三項及び第四項並びに前二項に規定する業務のほか、雇用

対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下

この項において「改正法」という。)附則第十四

条の規定による改正前の第十一条第一項第六号に掲げる業務(改正法の施行の際改正法第六

二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法第十七条第一項に規定する同意高度技能活

用雇用安定地域であつた地域において、改正

法附則第五条の規定によりなお従前の例によ

り行われるものに限る。)が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)を行つものとする。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改

正する。

附則第七条第一項第六号中「附則第四条第九

項」を「附則第四条第十項」に改める。

附則第七条第一項第六号中「附則第四条第九

項」を「附則第四条第十項」に改める。

附則第四条第九項中「第一項及び第二項」を

「第一項から第三項まで」に、「並びに第二項第一号及び第二号」を「第二項第一号及び第二号

並びに第三項」に改め、同項を同条第十項と

し、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げる、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第六項の」を「第七項」に改める。

第八項に、「附則第四条第三項、第六項及び第八項」を「附則第四条第四項、第七項及び第八

項」に改める。

又は第七項を「附則第四条第三項、第六項又は

第八項」に、「附則第四条第三項、第六項及び第八項」を「附則第四条第四項、第七項及び第八

項」に改める。

少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の募集及び採用の方法の改善等による雇用機会の確保、労働者の募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保並びに外国人労働者の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置を講ずることも、雇用機会が著しく不足している地域等について地域雇用開発を促進するために必要な措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

一

本案は、人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、若者の雇用問題や、地域における雇用情勢の改善の遅れ等の課題に的確に対応した雇用政策を講ずるため、働く希望を持つすべての人の就業の実現を図ることを明確化するとともに、青少年の応募機会の拡大、雇用情勢が特に厳しい地域への支援の重点化等のため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨
雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、若者の雇用問題や、地域における雇用情勢の改善の遅れ等の課題に的確に対応した雇用政策を講ずるため、働く希望を持つすべての人の就業の実現を図ることを明確化するとともに、青少年の応募機会の拡大、雇用情勢が特に厳しい地域への支援の重点化等のため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用対策法の一部改正

(一) 人口減少等の経済社会情勢の変化に対応した就業の促進を図ることを法律の目的として追加するとともに、国の実施すべき施策として、青少年、女性、高齢者、障害

官報 (号外)

者等の就業促進対策、外国人雇用対策及び地域雇用対策を追加すること。

(二) 事業主は、青少年の能力を正当に評価するための募集及び採用方法の改善等により、その雇用機会の確保等が図られるよう努めなければならないものとすること。

(三) 事業主は、外国人の雇用管理の改善等に努めるとともに、新たに外国人を雇用した場合等において氏名、在留資格等を厚生労働大臣に届け出なければならないものとすること。

四 事業主は、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えるべきものとすること。

2 地域雇用開発促進法の一部改正

地域雇用開発のための措置を講ずる地域について、現行の四類型を、雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域と雇用創造に向けた意欲の高い地域である自発雇用創造地域の二類型に再編すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1の(一)、(三)及び(四)については、平成十九年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、若者の雇用問題や、地域における雇用情勢の改善の遅れ等の課題に的確に対応した雇用政策を講ずるため、働く希望を持つすべての

人の就業の実現を図ることを明確化するとともに、青少年の応募機会の拡大、雇用情勢が特に厳しい地域への支援の重点化等のために必要な措置を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

一般会計予算に千百万円及び平成十九年度労働保険特別会計予算雇用勘定に七十三億七千八百万円が、それぞれ計上されている。右報告する。

平成十九年四月二十五日

衆議院議長 厚生労働委員長 河野 洋平殿 櫻田 義孝

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案

国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律

目的

第一章 総則

第一条 この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（以下「広域的地域活性化」という。）を図ることが重要となつていてることに鑑み、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

定義

第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 次に掲げる活動であつて、当該活動を行わる地域外の地域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する

効果が高いもの

第二節 民間拠点施設整備事業計画の認定等

（第七条—第十八条）

第三節 交付金（第十九条—第二十一条）

第四章 雜則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（以下「広域的地域活性化」という。）を図ることが重要となつていてることに鑑み、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（2） 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演

ハ 高等教育の段階における教育活動

二 國際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）又は共同研究開発

ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通省令で定める活動

二 前号に掲げるもののほか、同号に規定する活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利用を増進する貨客の運送に関する事業活動であつて、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ當該各号に定めるものをいう。

一 前項第一号イに掲げる活動 会議場施設、研修施設、見本市場施設又はスポーツ施設

二 前項第一号ロ(1)に掲げる活動 一団地の観光施設

三 前項第一号ロ(2)に掲げる活動 教養文化施設

四 前項第一号ハに掲げる活動 教育施設

五 前項第一号ニに掲げる活動 工業団地又は研究開発施設

イ 國際的又は全国的な規模の会議、研修会、見本市又はスポーツの競技会の開催

ロ 國際観光地その他の主要な観光地において行われる次に掲げる活動

（1） 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）

（2） 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演

（3） 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動（相当数の事業者により行われるものに限る。）

六 前項第一号亦又は第二号に掲げる活動 同項第一号亦又は第二号の国土交通省令で定める活動の種類ごとに国土交通省令で定める施設

3 この法律において「拠点施設関連基盤施設整備事業」とは、都道府県が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。

一次に掲げる事業であつて、拠点施設の整備を特に促進することが適當と認められる地区(以下「重点地区」という。)の区域における民間事業者その他の者による拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して当該事業と一体的に実施することが必要となるもの

イ 道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第三条第二号の一般国道又は同条第三号の都道府県道の新設、改築又は修繕に関する事業

ロ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設の建設又は改良に関する事業

ハ 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項第二号に規定する第二種空港又は同項第三号に規定する第三種空港における同法第八条第一項若しくは第四項又は第九条第一項若しくは第三項に規定する工事に関する事業

二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設(廃棄物埋立護岸、廃油処理施設及び同法

第十二条第一項第十一号の三の海洋性廃棄物処理施設に限る。)又は港湾環境整備施設の建設又は改良に関する事業

ホ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

ヘ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業

ト 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条第一項に規定する一級河川の改良工事若しくは修繕又は同法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事に関する事業

チ 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第五号に規定する公営住宅の建設等若しくは同条第十二号に規定する共同施設の建設等に関する事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業(第二十条において単に「都心共同住宅供給事業」という。)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設に関する事業、市中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十四条第二項に規定する住宅の建設に関する事業又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二

十六号)第四十九条第一項に規定する賃貸住宅の整備に関する事業

リ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)による土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業

ヌ その他国土交通省令で定める事業

ト 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条第一項に規定する一級河川の改良工事若しくは修繕又は同法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事に関する事業

チ 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第五号に規定する公営住宅の建設等若しくは同条第十二号に規定する共同施設の建設等に関する事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業(第二十条において単に「都心共同住宅供給事業」という。)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設に関する事業、市中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十四条第二項に規定する住宅の建設に関する事業又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二

定活動を担うべき人材の育成及び確保に関する施策、新たに企業を設立して行う広域的特定活動の開始に対する支援に関する施策、都市と農山漁村との間の交流の促進に関する施策その他の関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

リ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)による土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業

ヌ その他国土交通省令で定める事業

ト 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第四条第一項に規定する一級河川の改良工事若しくは修繕又は同法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事に関する事業

チ 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第五号に規定する公営住宅の建設等若しくは同条第十二号に規定する共同施設の建設等に関する事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業(第二十条において単に「都心共同住宅供給事業」という。)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設に関する事業、市中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十四条第二項に規定する住宅の建設に関する事業又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二

第二章 基本方針

第四条 国土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的方向

二 拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項

三 拠点施設関連基盤施設整備事業に関する基本的事項

四 関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携に関する基本的事項

五 広域的地域活性化のための基盤整備に係る

都道府県間その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的事項
六 次条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の作成に関する基本的事項
七 前各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備に関する重要な事項
3 基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
第三章 広域的地域活性化基盤整備計画及びこれに基づく措置
官 第一節 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等
(広域的地域活性化基盤整備計画)
第五条 都道府県は、その区域について、基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画(以下「広域的地域活性化基盤整備計画」という。)を作成することができる。
2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 広域的地域活性化基盤整備計画の目標
二 拠点施設に関する事項(前号の目標を達成するために拠点施設の整備を特に促進すること
六 次条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の作成に関する重要な事項
三 第一号の目標を達成するために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項
四 前号の拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「事業等」という。)に関する事項
五 計画期間
六 前各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であつて国土交通省令で定めるものが保たれ、かつ、法令に基づく拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画であつて国土交通省令で定めるものに適合するものでなければならない。
7 第二項第四号に掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るものと記載するほか、必要に応じ、市町村、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第四条第一項の規定による港務局又は広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者(以下「市町村等」という。)が実施する事業等(都道府県が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものと記載することができる。
8 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画に市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならない。
9 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に広域的地域活性化基盤整備計画の写しを送付しなければならない。
10 第五項から前項までの規定は、広域的地域活性化基盤整備計画の変更について準用する。
（広域地方計画協議会における協議の特例）
第六条 広域的地域活性化基盤整備計画を作成した都道府県を構成員に含む広域地方計画協議会(国土形成計画法第十条第一項の広域地方計画協議会をいう。以下同じ。)は、同項に規定する事項のほか、当該広域的地域活性化基盤整備計画の実施に關し必要な事項について協議することができる。
2 前項の規定により広域地方計画協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、国土形成計画法第十条第二項中「有する者」とあるのは、「有する者及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第二号)第五条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の実施に密接な関係を有する者」とする。
第三節 民間拠点施設整備事業計画の認定等
(民間拠点施設整備事業計画の認定)
第七条 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業(建築物及びその敷地の整備に関する事業(これに附帯する事業を含む。)で公共施設の整備を伴うものに限る。)であつて、当該事業を施行する土地(水面を含む。)の区域(以下「事業区域」という。)の面積が政令で定める規模以上のもの(以下「拠点施設整備事業」という。)を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該拠点施設整備事業に関する計画(以下「民間拠点施設整備事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間拠点施設整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業区域の位置及び面積

二 拠点施設の概要

三 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

四 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者

五 工事着手の時期及び事業施行期間

六 用地取得計画

七 資金計画

八 前各号に掲げるもののほか、拠点施設整備事業に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの

(民間拠点施設整備事業計画の認定基準等)

官報 (号外)

四 当該拠点施設整備事業を適確に施行するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能力があること。

2 土地交通大臣は、前項の認定(以下「計画の認定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体及び当該拠点施設整備事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者(以下「公共施設の管理者等」という。)の意見を聽かなければならない。

(計画の認定の通知)

第九条 土地交通大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。)第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構(以下「民間都市機構」という。)に通知するとともに、計画の認定を受けた民間事業者(以下「認定事業者」という。)の氏名又は名称、事業区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(民間拠点施設整備事業計画の変更)

第十一条 認定事業者は、計画の認定を受けた民間都市機構と協議の上、計画の変更(以下「認定計画」といふ。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十二条 國土交通大臣は、認定事業者に対し、

第十三条 土地交通大臣は、認定事業者が認定計画に従つて認定事業を施行していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十四条 土地交通大臣は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 土地交通大臣は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、公表しなければならない。

(民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務)

第十五条 民間都市機構は、民間都市開発法第四

認定計画(認定計画の変更があつたときは、そとの変更後のもの。以下同じ。)に係る拠点施設整備事業(以下「認定事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第十二条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る事業区域内の土地の所有権その他該認定事業の施行に必要な権原を取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

2 土地交通大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならない。

(改善命令)

第十三条 土地交通大臣は、認定事業者が認定計画に従つて認定事業を施行していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十四条 土地交通大臣は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 土地交通大臣は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、公表しなければならない。

(民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務)

第十五条 民間都市機構は、民間都市開発法第四

条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準する避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ 認定事業者(専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。)に対する出資

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地(以下この号において「認定建築物等」という。)を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律(平成七年法律第二百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社に対する出資

ハ 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第二項に規定する不動産取引(認定建築物等を整備し、又は整備された認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該拠点施設整備事業を確實に遂行するため適切なものであること。

<p>4 都市計画決定権者は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聽かなければならない。</p> <p>(広域地方計画協議会における認定事業の円滑かつ確実な施行のために必要な協議)</p>	<p>域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施(同号)第十九条第二項の交付金」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十九条第二項の交付金」とする。</p>	<p>盤整備に関する法律(平成十九年法律第号)第十九条第二項の交付金」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十九条第二項の交付金」とする。</p>	<p>第五章 計則</p>
<p>第十八条 認定事業者は、第六条第一項に規定する広域地方計画協議会に対し、その認定事業の円滑かつ確実な施行のために必要な協議を行うことを求めることができる。</p> <p>2 前項の協議を行うことを求められた広域地方計画協議会に関する国土形成計画法第十条第四項の規定の適用については、同項中「関係各行政機関」とあるのは、「関係各行政機関及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第号)第十八条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定事業者」とする。</p> <p>3 広域地方計画協議会は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調つたとき又は当該協議が調わないこととなつたときはその結果を、当該協議の結果を得るに至つていなければ、当該協議を行ふことを求められた日から六月を経過することにその間の経過を、速やかに、当該協議を行うことを求めた認定事業者に通知するものとする。</p> <p>(交付金の交付等)</p>	<p>号の事業等にあつては、市町村等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。)をしようとするときは、当該広域的地域活性化基盤整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施に要する経費に充てるため、第二条第三項第一号イからチまでに規定する施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。</p> <p>3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。</p> <p>4 前三项に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(交付金に係る都心共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は分譲価額等)</p>	<p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p>	<p>第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>第十九条 都道府県は、次項の交付金を充てて広</p>	<p>域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施(同号)第十九条第二項の交付金」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十九条第二項の交付金」とする。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p>	<p>第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の一部改正</p>	<p>第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の一部改正</p>	<p>第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の一部改正</p>	<p>第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律の一部改正</p>

<p>等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四百四十八条」を「第四百四十八条の二」に改める。</p> <p>第十一章中第四百四十八条の次に次の二条を加える。</p> <p>(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正)</p> <p>第四百四十八条の二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第七項中「若しくは民法(明治二十年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。</p>
<p>1 國土交通大臣による基本方針の策定 國土交通大臣は、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化(以下「広域的地域活性化」という。)のための基盤整備に関する基本方針を定めなければならないこと。</p> <p>2 都道府県による広域的地域活性化基盤整備計画の作成 (一) 都道府県は、基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画(以下「広域的地域活性化基盤整備計画」という。)を作成することができる。</p> <p>(二) 広域的地域活性化基盤整備計画には、当該計画の目標、拠点施設に関する事項等を記載すること。</p> <p>3 民間拠点施設整備事業計画の認定 (一) 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区における拠点施設の整備に関する事業を施行しようとする民間事業者は、当該事業に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができるること。</p> <p>4 民間都市開発推進機構の行う拠点施設整備事業支援業務 民間都市開発推進機構は、3の認定を受けた事業を行う民間事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該事業の施行に要する費用の一部について出資等の方法による支援の業務を行うことができる。</p> <p>5 認定事業者による都市計画の決定等の提案等 認定事業者は、都市計画決定権者に対し必要な都市計画の決定又は変更を提案することができることとともに、広域地方計画協議会に対し必要な協議を求めることができる。</p>
<p>6 交付金 国は、都道府県に対し、広域的地域活性化基盤整備計画に基づく拠点施設関連基盤施設整備事業及びこれと一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。</p> <p>7 施行期日 この法律は、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行すること。</p> <p>二 議案の目的及び要旨 本案は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書</p>
<p>能の増進に寄与すること等の基準に適合すると認めるときは、1の計画の認定をすること。</p> <p>4 民間都市開発推進機構の行う拠点施設整備事業支援業務 民間都市開発推進機構は、3の認定を受けた事業を行う民間事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該事業の施行に要する費用の一部について出資等の方法による支援の業務を行うことができる。</p> <p>三 本案施行に要する経費 平成十九年度一般会計予算に、約二百十億円が計上されている。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十九年四月二十五日 衆議院議長 河野 洋平殿 (別紙)</p> <p>広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。</p> <p>一 国の地域活性化策が複数の府省に関連していることにかんがみ、地域の活性化策が効果的に実施できるよう関係府省が連携し、一体的かつ総合的な取組が図られるよう努めること。</p> <p>二 広域的地域活性化基盤整備計画の実施が広域プロックの自立的圏域の形成に資することにかんがみ、都道府県が計画を作成するに当たっては、広域地方計画を含む国土形成計画をはじめとする諸計画との整合性を十分に確保するため、国土交通大臣による基本方針の策定、関係都道府県及び関係機関との連携が図ら</p>

れるよう広域地方計画協議会の活用など適切な措置を講ずるとともに、目標達成に向けた効果的なフォローを行うこと。

三 民間拠点施設整備事業計画の認定に当たっては、当該計画の内容及び実効性について、また、民間事業者が当該計画を適確に施行しうるかどうかについて厳正な審査を行うとともに、認定後においても当該民間事業者による事業の確実な遂行について実態把握に努めるなど適切に対応すること。

四 地域自立・活性化交付金制度については、都道府県にとって利用しやすいものとなるよう、手続の簡素化や柔軟な対応などの措置を講じるなど、その運用に万全を期すこと。また、地域自立・活性化交付金の採択について透明性を確保するとともに、当該事業者に係る評価を適切に行うための仕組みを構築すること。

五 地域活性化のためには、地方公共団体及び民間による地域の知恵と工夫が必要であることにかんがみ、都道府県及び民間事業者等に対し

て、計画策定に関することははじめ、必要な情報の提供や支援などについて、地方支分部局の機能を活用しつつ国としての役割を積極的に果たすこと。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

官報(号外)

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律

(港湾法の一部改正)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第四号中「十分の二・五」を「三分の一」に改める。

第五十二条第二項第四号中「十分の七・五」を「三分の二」に改める。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正)

第二条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

「国がその三分の一」に「港湾管理者がその三分の二」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日又は公布の日から施行すること。

第二条 この法律は、平成十九年四月一日又は公布の日から施行すること。

第三条 この法律は、平成十九年度港湾整備特別会計予算に、約十五億円が計上されている。

第四条 本件は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条 本件は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとする本件は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

第六条 本件は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとする本件は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

第七条 本件は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとする本件は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

第八条 本件は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第九条 第一条の規定による改正後の港湾法第四十三条第五号及び第五十二条第二項第四号の規定並びに第二条の規定による改正後の北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第二条第一項

(同法第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十九年度以降の年度の予算

八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき

に係る国の補助又は負担(当該国への負担に係る港湾管理者の負担を含む。以下同じ。)(平成十

二) 国土交通大臣が廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設を建設又は改良する港湾工事の費用に対し、国はその三分の一以内を補助することができる。

第十条 株式会社商工組合中央金庫法案

右

国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社商工組合中央金庫法

目次

- 第一章 総則(第一条～第五条)
- 第二章 株主(第六条～第十五条)
- 第三章 管理(第十六条～第二十条)
- 第四章 業務(第二十一条～第三十二条)
- 第五章 商工債(第三十三条～第三十八条)
- 第六章 子会社等(第三十九条～第四十条)
- 第七章 計算(第四十一条～第五十五条)
- 第八章 監督(第五十六条～第六十条)
- 第九章 雑則(第六十一条～第六十六条)
- 第十章 執則(第六十七条～第七十七条)
- 附則
- 第一章 総則(目的)

第一條 株式会社商工組合中央金庫(以下本則において「商工組合中央金庫」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。(營業所等)	き、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。
第二条 商工組合中央金庫は、日本において支店その他の営業所の設置、移転(本店の移転を含む)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。	3 次に掲げる者は、商工組合中央金庫の業務の代理又は媒介を行うことができる。 一 中小企業等協同組合
2 商工組合中央金庫は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除く。	二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。) 三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行 四 信用金庫
5 次に掲げる者は、商工組合中央金庫に対してその構成員構成員が事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、内航海運組合、輸出組合又は輸入組合である場合には、その組合員を含む)の負担する債務を保証し、又は商工組合中央金庫の委任を受けて当該保証に係る債権を取り立てることができ る。	5 次に掲げる者は、前項各号に掲げる者の間で同項の代理又は媒介に係る契約を締結したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

第一條 株主(目的)	他人にその業務を営ませてはならない。
第二条 株主(資本金の額)	3 商工組合中央金庫の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。
第三条 株主(資本金の額)	2 前項の政令で定める額は、百億円を下回ってはならない。
第四条 株主(資本金の額)	3 商工組合中央金庫は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
第五条 株主(資本金の額)	4 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第六条 株主(資本金の額)	4 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第七条 株主(資本金の額)	5 前項の政令で定める額は、百億円を下回ってはならない。
第八条 株主(資本金の額)	6 商工組合中央金庫は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
第九条 株主(資本金の額)	7 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第十条 株主(資本金の額)	8 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
附則	9 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第一章 総則(株主)	10 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第二条 商工組合中央金庫(株主)	11 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第三条 商工組合中央金庫(株主)	12 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第四条 商工組合中央金庫(株主)	13 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第五条 商工組合中央金庫(株主)	14 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第六条 商工組合中央金庫(株主)	15 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第七条 商工組合中央金庫(株主)	16 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第八条 商工組合中央金庫(株主)	17 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第九条 商工組合中央金庫(株主)	18 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
第十条 商工組合中央金庫(株主)	19 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。
附則	20 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。

額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

八 内航海運組合又は内航海運組合連合会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

九 輸出組合又は輸入組合(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人(小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

十 市街地再開発組合(直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については三百人)以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。)

十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株主であるものの

直接又は間接の構成員

十二 第二号から前号までに掲げる者のかかとして中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びにあって、政令で定めるもの

2 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者(相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得したもの

3 3百九条第二項(第三号に係る部分に限る)、第七百七十五条から第七百七十七条まで、第四百六十五条、第八百六十八条规定による部分に限る)、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条规定第一項、第八百七十条(第六号に係る部分に限る)、第八百七十一條本文、第八百七十二条第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条本文、第八百七十五条规定及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者に商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者にても、同様とする。

5 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式に記載され、又は記録されているものは、無

6 商工組合中央金庫は、無資格者が商工組合中央金庫の株式を保有していることを知つたときは、当該無資格者に対し、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央金庫に売り渡すことを請求することができる。

7 会社法第百五十五条规定(第六号に係る部分に限る)、第七百七十五条から第七百七十七条まで、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条规定による部分に限る)、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条规定第一項、第八百七十条(第六号に係る部分に限る)、第八百七十一條本文、第八百七十二条第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条本文、第八百七十五条规定及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者)の旨を商工組合中央金庫に通知するものと同一)であつて無資格者であるものについて同じ)であつて無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。

9 (議決権制限株式の発行数)

第七条 商工組合中央金庫は、議決権を行使することができる株式の数及び会社法第百十五条

に規定する議決権制限株式の数の合計が発行済株式の総数の二分の一を超えないようにするためには、當該無資格者とし、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央金庫に売り渡すことを請求する措置をとらなければならない。

(主要株主に係る認可等)

第八条 政府以外のものであつて、政令で定める取引又は行為により商工組合中央金庫の總株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の百分の五(以下「主要株主基準値」という)以上の数の議決権の保有者(他人(仮設人を含む。)の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。)になろうとするものは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の政令で定める取引又は行為以外の事由により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者(政府以外のものに限る。以下「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する商工組合中央金庫の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて主務大臣の認可を受けた場合に、この限りでない。

3 第一項又は前項ただし書の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を通知するものとする。

を主務大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合(当該申請に係る者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者である場合にあつてはその保有している商工組合中央金庫の議決権の数と保有

しようとしている商工組合中央金庫の議決権の数とを合算した商工組合中央金庫の議決権の数を、当該申請に係る者が主要株主基準

以上の数の議決権の保有者である場合にあつてはその保有している商工組合中央金庫の議決権の数を、それぞれ商工組合中央金庫の総株主の議決権で除して得た割合をいう。)に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の商工組合中央金庫の議決権の保有に関する重要な事項として主務省令で定める事項

官 報 (号 外)

- 二 商号、名称又は氏名及び住所
- 三 法人である場合においては、その資本金の額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名並びに所在地並びにその事業の種類
- 四 事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類
- 5 特定主要株主は、第二項の規定による措置により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたことを知つたときも、同様とする。
- 主務大臣は、第一項の認可を受けずに同項の政令で定める取引若しくは行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予

期限日後も主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該主要株主基準値以上

の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第九条 主務大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつた場合において、取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による主要株主基準値以上の数の議決権の

保有に関する事項に照らして、当該申請者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になると認める者若しくは保有者でないと認めるところは、又は当該申請に係る議決権の取得が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

(主要株主による報告又は資料の提出)
第十条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつて、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者として、主要株主が法令又は法令に基づく主務大臣の処分に違反したときは、当該主要株主に対し必要な措置を命じ、又は当該主要株主の第八条第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。

第十三条 主務大臣は、主要株主が法令又は法令に基づく主務大臣の処分に違反したときは、当該主要株主に対し必要な措置を命じ、又は当該主要株主の第八条第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。

2 主要株主は、前項の規定により第八条第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、主務大臣が指定する期間内に主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

(議決権のみなし保有者等)

第十四条 第八条から第十条まで及び前条第二項の規定において、議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。)その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式に係る議

を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そぞれの身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主要株主に対する措置命令)

第十五条 次の各号に掲げる者は、そぞれ当該各号に定める数の商工組合中央金庫の議決権の保有者とみなして、第八条から前条までの規定を適用する。

一 法人でない団体(法人に準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。)当該法人でない団体の名義をもつて保有される商工組合中央金庫の議決権の数

二 会社その他の法人(前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。)であつて商工組合中央金庫の議決権の保有者であるものが会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として主務省令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等の保有者であるものが会社等集団の保有する商工組合中央金庫の議決権の数を過半数を有する会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等の保有する商工組合中央金庫の議決権の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。)が主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」といいう。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない

があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に主要株主の事務所その他の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又はその帳簿書類その他の物件

三 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等、当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 商工組合中央金庫の議決権の保有者である会社等(前二号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当該会社等が前二号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(当該個人が商工組合中央金庫の議決権の保有者である場合にあっては、当該合算した数に当該個人が保有する商工組合中央金庫の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。)が主要株主基準値以上(当該個人に係る合算議決権の上)の数である者

五 商工組合中央金庫の議決権の保有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数とその共同保有者(商工組合中央金庫の議決権の保有者が、商工組合中央金庫の議決権の他の保有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利を行使

することを合意している場合における当該他の保有者、当該議決権の保有者が第二号又は第三号に掲げる会社等である場合においては、当該会社等が属する会社等を、当該議決権の保有者(前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。)の保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同保有議決権数」という。)が主要株主基準値以上の数である者、共同保有議決権数

六 前各号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者、商工組合中央金庫に対する実質的な影響力を表すものとして主務省令で定めるところにより計算される数

2 前条の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

(定款の変更)

第三章 管理

第十六条 商工組合中央金庫の定款の変更の決議

は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(機関)

第十七条 商工組合中央金庫は、次に掲げる機関を置かなければならない。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会(会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。)

三 会計監査人

(代表取締役等の選定等の決議)

第十八条 商工組合中央金庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十九条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(委員会設置会社である場合にあっては、執行役は、商工組合中央金庫の經營管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役となることができない。

3 商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一條第一項第三号(同法第三百三十五条第一項及び第四百二条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法、この法律」とする。

4 会社法第三百三十二条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項た

だし書の規定は、商工組合中央金庫については、適用しない。

第二十二条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(委員会設置会社である場合にあっては、執行役)は、主務大臣の認可を受けた場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

第二十三条 商工組合中央金庫の株主である者は、当該申請に係る事項が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第三章 管理

第二十四条 業務

(業務の範囲)

第二十五条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

2 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、主として中小規模の事業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。)であつて、商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員(以下「融資対象団体等」という。)に対する資金の貸付け又は手形の割引

3 為替取引

2 融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人(その直接又は間接の構成員である事業者が、主として融資対象団体等であ

るものに限る)であつて主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにあり、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る)であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

二 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員とする団体(第一項第二号の政令で定めるものを除く)であつて、主務大臣の認可を受けたもの並びにその直接又は間接の構成員

三 融資対象団体等の子会社(融資対象団体等がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。)その他関係のある者

四 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者(本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。)

五 融資対象団体等の事業を承継する者

六 銀行その他の金融機関

るものに限る)であつて主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにあり、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る)であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

二 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員

三 融資対象団体等の子会社(融資対象団体等がその総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。)その他関係のある者

四 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者(本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。)

五 融資対象団体等の事業を承継する者

六 銀行その他の金融機関

七 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者(同法第二条第十

二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。)又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者(当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。)

八 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条において「国債等」という。)又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者(当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。)

九 預金者及び定期積金の積金者(商工組合中

央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。)

4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

三 有価証券の貸付け

四 国債等の引受け(売出しの目的をもつてす

るものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(特定短

期社債を除き、資産流動化計画において当該

特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七 短期社債等の取得又は譲渡

八 有価証券の私募の取扱い

九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

十 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により営む担保付社債に関する信託業務

十一 銀行その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介(主務大臣の定めるものに限りる。)

十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い

十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十四 振替業

十五 両替

十六 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十七 デリバティブ取引(主務省令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の

指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される

金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち、第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受

によって決済されるものに限る。次号において同じ。)であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十二 有価証券関連ものに限る。次号において同じ。)であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十三 有価証券関連デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十四 有価証券の販賣

二十五 両替

二十六 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

二十七 デリバティブ取引(主務省令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

二十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の

六 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年

官 報 (号外)

法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
□ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八条)第五十四条の四第一項に規定する短期債

二 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十条の十第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三条)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取

次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

三 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

四 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

五 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。

六 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

七 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

八 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

7 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和八年法律第四十三号)により信託業務(同法第一条に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を営むことができる。

9 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務を行なうことができる。

10 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に關しては、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

第二十二条 商工組合中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

(経営の健全性の確保)

第二十三条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全な運営に資するため、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準と

して次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

2 前項及び第二十九条並びに他の法律に定めるもののほか、商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(無限責任社員等となることの禁止)

第二十五条 商工組合中央金庫は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となること

ができない。

八 章において「子会社等」という。の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準

2 前項の「子会社」とは、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、商工組合中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は商工組合中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、商工組合中央金庫の子会社とみなす。

(預金者等に対する情報の提供等)

第二十四条 商工組合中央金庫は、預金又は定期積金の受入れ(第二十九条に規定する特定預金等の受入れを除く。)に関し、預金者及び定期積金の積金者(以下「預金者等」という。)の保護に

資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。

2 前項及び第二十九条並びに他の法律に定めるもののほか、商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を

第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(無限責任社員等となることの禁止)

第二十五条 商工組合中央金庫は、持分会社の無

限責任社員又は業務を執行する社員となること

ができない。

(同一人に対する信用の供与等)

第二十六条 商工組合中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めたものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、商工組合中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。)若しくは吸收分割をし、又は事業を譲り受けたことにより商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 商工組合中央金庫が第二十三条第二項に規定する子会社(主務省令で定める会社を除く。)その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、商工組合中央金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、商工組合中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(同一人に対する信用の供与等)

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、商工組合中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、商工組合中央金庫の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるものほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第二十七条 商工組合中央金庫は、その特定関係者(商工組合中央金庫の子会社第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、代理組合等(第二条第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。)その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらに規定する行為を「特定預金等契約」とあるものは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるものは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらに規定する行為を「金融商品取引行為」とあるものは「特定預金等契約」、金融商品取引業と、金融商品取引行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確實であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫の特定関係者その他商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)の行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をしてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定が商工組合中央金庫の取引の通常の条件

に照らして商工組合中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準する取引又は行為で、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項たゞ書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。)の受入れを内容とする契約をいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるものは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるものは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらに規定する行為を「金融商品取引行為」とあるものは「特定預金等契約」、金融商品取引業と、金融商品取引行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確實であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫の特定関係者その他商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)の行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をしてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定が商工組合中央金庫の取引の通常の条件

に照らして商工組合中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準する取引又は行為で、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項たゞ書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。)の受入れを内容とする契約をいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるものは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるものは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらに規定する行為を「金融商品取引行為」とあるものは「特定預金等契約」、金融商品取引業と、金融商品取引行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確實であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫の特定関係者その他商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)の行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をしてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定が商工組合中央金庫の取引の通常の条件

預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。」又は「デリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」といふ。)とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」といふ。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するための」であるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」であるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条规定の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第

り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。」、第三十七条の四及び第三十七条の六」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」といふ。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するための」であるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」であるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条规定の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第

由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して主務大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、主務省令で定めるところに、政令で定める。

(取締役等に対する信用の供与)

第三十条 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から受ける信用の供与については、その条件が、商工組合中央金庫の信用の供与の通常の条件に照らして、商工組合中央金庫に不利益を与えるものであつてはならない。

2 商工組合中央金庫から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条规定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項の規定及び同法第四百十九条第二項において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項の規定の適用については、同項中「その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)」とあるのは、「その三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上に当たる多数とする。」

(休日及び営業時間)

第三十一条 商工組合中央金庫の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 商工組合中央金庫の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して主務省令で定める。

(臨時休業等)

第三十二条 商工組合中央金庫は、主務省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理

2 会社法第七百二条の規定は、商工組合中央金庫が商工債を発行する場合には、適用しない。

(商工債の発行方法)

第三十六条 商工債の社債券を発行する場合においては、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、売出しの方法により商工債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

3 商工組合中央金庫は、売出し期間を定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の主務省令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

(商工債の発行)

第三十三条 商工組合中央金庫は、資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

(商工債の借換発行の場合の特例)

第三十四条 商工組合中央金庫は、その発行した商工債の借換えのため、一時前条に規定する限度を超えて商工債を発行することができる。

2 前項の規定により商工債を発行したときは、発行後一月以内にその商工債の金額に相当する額の発行済みの商工債を償還しなければならない。

(商工債発行の届出等)

第三十五条 商工組合中央金庫は、商工債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

4 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

(商工債の消滅時効)

第三十七条 商工債の消滅時効は、元本について

官 報 (号 外)

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。) 当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの
七 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社(当該会社の議決権を、商工組合中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)
八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。)で主務省令で定めるものの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)
前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 商工組合中央金庫又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの
二 金融関連業務 第二十一条第一項各号に掲げる業務、有価証券関連業、保険業、保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。又は信託業(信託業法第二条第一項
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 商工組合中央金庫又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの
二 金融関連業務 第二十一条第一項各号に掲げる業務、有価証券関連業、保険業、保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。又は信託業(信託業法第二条第一項
3 付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
六 証券子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社
イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社
ハ その他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定められるもの
七 保険子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社
イ 保険会社又は少額短期保険業者
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社
ハ その他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社又は少額短期保険業者の子会社のうち主務省令で定めるも
5 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
4 商工組合中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第七項第一号及び第八項において同じ。)又は第二十一条第一項各号に掲げる業務に付隨し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいる会社に限る。)を子会社としようとするとき(第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認められたときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。
6 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。
7 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
一 第一項第六号又は第七号に掲げる会社(同一項第六号の会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。)を子会社としようとするとき(第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除く。)。
二 その子会社が子会社でなくなつたとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。
8 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫その他これに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営ん

9 でいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

9 商工組合中央金庫が第二十二条第八項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社」とあるのは、「商工組合中央金庫又はその信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫の子会社」とする。

(商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限)

第四十条 商工組合中央金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、商工組合中央金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、商工組合中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、商工組合中央金庫又

はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十五を超える部分の議決権を速やかに処分することとされた議決権を条件としなければならない。

4 商工組合中央金庫又はその子会社は、前条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫が認可対象会社を子会社とした場合(主務省令で定める場合に限る。)には、第一項の規定にかかるわざず、当該認可対象会社を子会社とした日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、当該認可対象子会社を子会社とした場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可

(事業年度)

第四十一条 商工組合中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。
(資本準備金の額及び利益準備金の額)

6 商工組合中央金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を台帳してその基準議決権数を超過することとなつた場合は、その超えた部分の議決権は、商工組合中央金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 前各項の場合において、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について商工組合中央金庫若しくはその子会社に指図を行つことができるものに限る。)その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、商工組合中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行ふことができるもの(主務省令で定める議決権を除く)を含むものとする。

9 第四十三条 商工組合中央金庫は、剰余金の額の計算上、特別準備金(商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性の確保に資するものとして、附則第五条第二項の規定により充てられたもの)をいう。以下同じ。)の額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

10 第四十四条 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となつたときは、特別準備金の額を減少することができる。

11 この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特別準備金の額

二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる

12 第四十五条 商工組合中央金庫は、剰余金の額を、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

13 第一項の規定により特別準備金の額を減少した後において商工組合中央金庫の剰余金の額が零を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額により特別準備金の額が当該減少する前の額に達するまで増加しなければならない。

(国庫納付金)

14 第四十六条 商工組合中央金庫は、剰余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項の規定にかかるわらず、主務省令で定めるところ

の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができるのである。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

2 前項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特別準備金の額
二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

3 第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における会社法第四百六十二条第二項に規定する分配可能額を超えてはならない。

第四十六条 商工組合中央金庫は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における特別準備金の額(第四十四条第一項の規定により特別準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の特別準備金の額)を限度として、当該特別準備金の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立つて行われるものとする。

3 前条第一項及び第一項の規定による納付金に関する、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(特別準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第四十七条 会社法第四百四十九条第六項(第一

号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは

「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第一項の規定による特別準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、

同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合につ

いて準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは

「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第一項の規定による特別準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、

同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合につ

いて準用する。(業務報告書等)

第五十一条 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に

係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第五十二条 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業

務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第五十三条 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五十四条 商工組合中央金庫の剩余金の配当その他の剩余金の処分(損失の処理を除く。)の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(剩余金の配当の特例)

第五十五条 商工組合中央金庫は、政府の所有する株式に対し剩余金の配当をする場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかるわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剩余金の額に一を超えない範

囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府

の所持する株式一株に対して配当しなければならぬ。

2 商工組合中央金庫が子会社等を有する場合に貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した当該

官 報 (号 外)

事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。)を作成しなければならない。

中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。

一項第一号に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をした

4 年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成さ

(株主等の帳簿閲覧権の否認)
省令で定める。
第五十五条 会社法第四百三十三条の規定は、商工組合中央金庫の会計帳簿及びこれに関する資料については、適用しない。

書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに商工組合中央金庫の営業所に備え置き、公衆の縦覽に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

るためには参考となるべき事項の開示に努めなければならない。
(事業報告等の記載事項等)

4
るにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、主務大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

5
前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をい

第五十三条 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)に係る説明書類を作成し、商工組合中央金庫の営業所(無人の営業所その他の主務省令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

おいて、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものとどることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前項の規定は、第二項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

第五十六条 主務大臣は、商工組合中央金庫及び代理組合等の業務を監督する。

う。以下同じ。)が第六十三条第一項第一号に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することに足りる。この場合においては

2
商工組合中央金庫が子会社等を有する場合に
は、商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、商
工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財
産の状況に関する事項として主務省令で定める
ものを商工組合中央金庫及びその子会社等につ

7 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の書類を公衆の縦覽に供する期間その他これららの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6 商工組合中央金庫は、前各項に規定する事項

一条まで並びに第六十二条第一項に規定する主務大臣は、經濟産業大臣、財務大臣及び内閣總理大臣とする。

⁶ ては、前項ただし書の規定を準用する。

き連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書

のほか、預金者その他の顧客が商工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知

4 臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。
主務大臣は、前項の規定により単独で検査を

<p>行つたときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。</p> <p>この法律における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第二十一条第四項、第二十六条第二項及び第五項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項、第二十二条第四項、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十四条の四第一項、第三十七条、第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項、第三十七条の六第一項、第三項及び第四項、第三十八条、第四十条並びに第四十五条、第三十一条第二項、第三十二条、第三十九条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第四十条第二項、第四項、第七項及び第八項、第四十二条、第五十二条第三項、第五十三条第一項、第二項、第四項及び第六項、第五十四条、次条第二項、第六十四条並びに第六十五条に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。</p> <p>内閣総理大臣は、第二項ただし書の規定による権限を金融庁長官に委任する。</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第五十七条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p>
<p>2 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫に対する質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第五十八条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p>
<p>3 商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p> <p>(業務の停止等)</p> <p>第五十九条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務若しくは財産又は商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状況に照らして、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、商工組合中央金庫に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、商工組合中央金庫の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して商工組合中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは商工組合中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(認可等の条件)</p> <p>第六十二条 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>
<p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の認可等)</p> <p>第六十一条 商工組合中央金庫の合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫において同じ。)に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告を提出を求めることができる。</p> <p>(公告方法等)</p> <p>第六十三条 商工組合中央金庫は、公告方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。</p> <p>一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法</p> <p>二 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)</p> <p>の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。</p> <p>一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日</p>

官 報 (号 外)

二 第三十二条第一項前段の規定による公告
商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又
は一部を休止した営業所においてその業務の
全部又は一部を再開する日

三 第三十二条第一項後段の規定による公告
商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又
は一部を休止した営業所においてその業務の
全部又は一部を再開した日後一月を経過する

四 第五十二条第四項の規定による公告 電子
公告による公告を開始した日後五年を経過す
る日

五 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告
による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組
合中央金庫が電子公告によりこの法律による公
告をする場合について準用する。この場合にお
いて、同項中「前二項」とあるのは、「株式会社
商工組合中央金庫法第六十三条第二項」と読み
替えるものとする。

七 商工組合中央金庫に対する会社法第九百四十
一条の規定の適用については、同条中「第四百四十
四条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十
一条の規定並びに株式会社商工組合中央金
庫法第三十二条第一項及び第五十二条第四項の
規定」とする。

(登記)

八 第六十四条 商工組合中央金庫は、第五十二条第
六項の規定による措置をとることとするとき
は、同項に規定する中間貸借対照表等、中間連
絡貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容で
ある情報についてその提供を受けるために必要

な事項であつて主務省令で定めるものの登記を
しなければならない。

(主務省令への委任)
第六十五条 この法律に定めるもののほか、この
法律の規定による認可又は承認に関する申請の
手続、書類の提出の手続その他この法律を実施
するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)
第六十六条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則
第六十七条 商工組合中央金庫の取締役、執行
役、会計参与(会計参与が法人であるときは、
その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員
が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はそ
の要求若しくは約束をしたときは、三年以下の
懲役に処する。これによつて不正の行為をし、
又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下
の懲役に処する。

二 第十条若しくは第五十七条第一項若しくは
第二項の規定による報告若しくは資料の提出
をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出
をした者
三 第十一条第一項若しくは第五十八条第一項
若しくは第二項の規定による職員の質問に対
して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、
又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した者
四 第五十一条の規定に違反して、同条に規定
する書類の提出をせず、又はこれらの書類に
記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の
記載をしてこれらの書類の提出をした者

治四年法律第四十五号)第四条の例に従つ。
2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従つ。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、
三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

一 第二条第六項の規定に違反して、他人に商
工組合中央金庫の業務を営ませた者

二 第二十九条において準用する金融商品取引
法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三
十九条第一項の規定に違反した者

三 第五十九条又は第六十条の規定によ
る業務の全部又は一部の停止の命令に違反した
者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金
に処する。

四 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者
は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に
処する。

五 第七十二条

第五十三条第一項若しくは第二項の規定に
違反して、これらの規定に規定する書類を公
衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項(同
条第五項において準用する場合を含む。以下
この号において同じ。)の規定に違反して、同
条第四項に規定する電磁的記録に記録された
情報を電磁的方法により不特定多数の者が提
供を受けることができる状態に置く措置とし
て主務省令で定めるものをとらず、又はこれ
らの規定に違反して、これらの書類に記載す
べき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を
して、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記
録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚
偽の記録をして、電磁的記録に記録された情
報を電磁的方法により不特定多数の者が提供
を受けることができる状態に置く措置をとつ
た者

五 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者
は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条(第一号に係る部分に限る。)の
規定の違反があつた場合において、顧客以外

官 報 (号 外)

二 附則第八十条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日
(この法律の廃止その他の必要な措置)

第一条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式(以下「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその処分を図り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
(転換計画の認可)

第三条 この法律の施行の際現に存する商工組合中央金庫(以下「転換前の法人」という。)は、転換(転換前の法人が附則第十八条第一項の規定により株式会社商工組合中央金庫(次条から附則第二十三条までにおいて「転換後の法人」といふ。)となることをいう。以下同じ。)による計画(以下「転換計画」という。)を作成して、施行日の前日までに、主務大臣の認可を受けなければ

二 附則第八十条 犯罪の国際化及び組織化並

ならない。

2 前項の認可があつたときは、転換は、施行日にその効力を生ずる。

(転換計画の記載事項等)

第四条 転換前の法人は、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 転換後の法人の業務

二 転換後の法人の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、転換後の法人の定款で定める事項

四 転換後の法人の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項

イ 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換後の法人の会計参与の氏名又は名称

ロ 転換後の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人の監査役の氏名

六 転換前の法人の出資者が転換に際して取得する転換後の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換前の法人の出資者に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 転換前の法人の出資者に対して金銭を納付又は交付するときは、その額又はその算定方

2 転換前の法人の出資者に対する前号の金銭により算出された金額をこれに充てるものとす

る。

の割当てに関する事項

十 転換がその効力を生ずる日

2 前項第七号に掲げる事項についての定めは、転換前の法人の出資者の有する出資の口数(出資者が政府である場合には、主務大臣が定める口数)に応じて転換後の法人の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

(所属団体に対する通知等)

3 第一項第九号に掲げる事項についての定めは、転換前の法人が次条第一項の規定により国庫に納付する場合を除き、転換前の法人の出資者の有する出資の口数に応じて金銭を交付すること(出資者が政府である場合にあつては、国庫に納付すること)を内容とするものでなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手続に定めた事項は、政令で定める。

5 第一項の規定による納付金に關し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

3 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聽かなければならない。

4 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定による公告しなければならない方法により公告しなければならない。

(転換計画に関する書面等の備置及び閲覧等)

第六条 転換前の法人は、附則第三条第一項の規定により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

(転換計画に関する書面等の備置及び閲覧等)

第七条 転換前の法人は、前条の規定による公告の日(以下「公告日」という。)から施行日までの間、転換計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 転換前の法人の所属団体(転換前の法人の出資者のうち政府以外のものをいう。以下同じ。)及び債権者は、転換前の法人に対し、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換前の法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務

省令で定める方法により表示したもの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて転換前の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 転換前の法人は、転換後の法人の交付する株式又は金銭を受ける政府及び所属団体の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後転換前の法人への新たな出資又は出資の譲渡を承諾しないことができる。

4 転換前の法人は、前項の日を定めたときは、その日を公告しなければならない。

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)

第八条 商工組合中央金庫法第十条の規定にかかわらず、公告日から二十日以内に書面をもつてその持分の払戻しを請求する旨を転換前の法人に通知した所属団体は、附則第三条第一項の規定により認可を受けた転換計画(以下「認可転換計画」という。)に基づき、その有する出資の払戻しを受けることにより、施行日の前日までに転換前の法人を脱退するものとする。

2 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかわらず、前項の規定により持分に係る出資額に相当する金額を払い戻すことができる。この場合において、転換前の法人は、その金額により資本金を減少するものとする。

(債権者の異議)

第九条 転換前の法人の債権者は、転換前の法人に対し、転換について異議を述べることができるものとする。

2 転換前の法人は、次に掲げる事項を官報に公示する。

2 転換前の法人は、次に掲げる事項を官報に公表する。

告し、かつ、預金者、商工債(商工組合中央金庫法第三十一条に規定する商工債をいう。)の権利者その他政令で定める債権者以外の知れていり方であつて転換前の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

2 転換前の法人は、前項の日を定めたときは、その日を公告しなければならない。

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)

3 前項の規定にかかわらず、転換前の法人が同一の規定による公告を、官報のほか、転換前の法人が定款で定める方法によりするときは、同一の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、転換について承認したものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(転換における株式の発行)

第十条 転換前の法人は、附則第四条第一項第七号の規定による株式の割当てを行なうほか、転換

に際して、転換後の法人の株式を発行することができる。この場合においては、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する転換後の法人の株式(以下「転換時発行株式」という。)の数

2 転換時発行株式の種類及び数。(以下同じ。)

3 転換前の法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を前項の申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

4 転換前の法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を転換前の法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

5 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(転換時発行株式の割当て)

第六条 転換前の法人は、申込者の中から転換時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、

その者に割り当てる転換時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、転換前の法人は、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 転換前の法人は、附則第十条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を通知しなければならない。

3 転換前の法人は、転換後の法人の株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を使用することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」

2 転換時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前に公表する。

2 転換時の法人は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前に公表する。

2 転換時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前に公表する。

2 転換時の法人は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前に公表する。

2 転換時の法人は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前に公表する。

2 転換時の法人は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前に公表する。

ては、その期間。(以下この項において同じ。)を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続いて所属団体であった者であつて、施行日から引き続いて株式を有する株主」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(転換の効力の発生等)

第十八条 転換前の法人は、施行日に、転換後の法人となる。

第二 転換前の法人は、施行日に、附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

第三 転換前の法人の出資者は、施行日に、附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。(質権の効力)

第十九条 転換前の法人の出資を目的とする質権は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)の上に存在する。

第二十条 転換前の法人の出資の差押え(仮差押え)(差押えの効力)

第二十一条 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十二条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付す

る場合において、交付しなければならない転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において、

同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において所属団体であった者であつて施行日から引き続いて株式を有する者に株式会社」とあるのは「主務省令」と読み替

る組合中央金庫法の施行の日(以下この条において「施行日」という。)において所属団体であつた者であつて施行日から引き続いて株式を有する者に当該株式会社」とあるのは「主務省令」と読み替

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて転換後の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(転換計画実行の届出)

第二十二条 転換前の法人が附則第三条第一項の認可を受けた転換計画を実行したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(転換に関する書面の備置き及び閲覧等)

第二十三条 転換後の法人は、施行日後遅滞なく、附則第九条に規定する手続の経過その他の転換に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

(転換に関する書面の備置き及び閲覧等)

第二十四条 転換前の法人が転換をしたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の法人については解散の登記を、転換後の法人については株式会社の設立の登記をしなければならない。

(転換に関する書面の備置き及び閲覧等)

第二十五条 転換に関する事項については、第五十六条第二項及び第七十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(主務大臣等)

第二十六条 転換に関する事項については、第五十六条第二項及び第五項の規定にかかるわらず、主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び財務大臣並びに経済産業省令・財務省令とす。

(罰則)

第二十七条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(罰則)

第二十八条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行ひ、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(過料に処すべき行為)

第二十九条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、監査役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換後の法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

(罰則)

第二十六条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事職務を行うべき社員)、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、

官報(号外)

百万円以下の過料に処する。

一 附則第七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は書類の原本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとして転換を行つたとき。

二 附則第九条第二項又は第五項の規定に違反して転換を行つたとき。

三 附則第二十四条の規定による転換の登記をして転換を行つたとき。

四 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠ぺいしたとき。

(転換に関する政令への委任)

第三十条 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するもののほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

(預貯金通帳等に係る印紙税の納付等の特例の適用)

第三十一条 転換後の法人は、平成二十年十一月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法(昭和四十二年法律第二十一条)第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができること。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十日

一日まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。

(登録免許税の課税の特例)

第三十二条 附則第二十四条第一項の規定により転換後の法人が受ける設立の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、登録免許税(認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対して割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。)を課さない。

2 転換に伴い転換後の法人が受ける登記又は登録で、転換前の法人が有する不動産の所有権又は商標権に係る権利者の名称の変更の登記又は登録及び転換前の法人を債権者とする担保権についての当該債権者の表示の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3 従前の新株引受権付社債の払込みに関する経過措置

第三十三条 転換後の法人は、第二十一条第四項第十二条号の業務に關しては、商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号)附則

第三十七条 旧法第三十一条の規定により発行された商工債は、第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。ただし、会社法第四編第三章並びに社債等の振替に関する法律第八十五条及び第八十六号の規定は、適用しない。

第三十八条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債(旧法第三十三条ノ二に規定する短期商工債をいう。以下同じ。)については、旧法及びこれに基づく命令の規定は、なお効力を有する。

(担保付社債信託法の一部改正)

第三十九条 担保付社債信託法の一部を次のよう

に改正する。

第五条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の「号」を加える。

三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第二十一条(第二項及び第三項第十号を除く。)に規定する株式会社

の前日に終了したものとみなす。

2 株式会社商工組合中央金庫の最初の事業年度は、第四十一条の規定にかかわらず、平成二十一年十月一日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての地方自治法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二百三十八条第二項に規定する短期社債等とみなす。

(農業協同組合法の一部改正)

第四十三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十一項第二号を次のように改める。

二 削除

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての農業協同組合法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第十一条に規定する短期社債等とみなす。

(臨時金利調整法等の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第四十条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表中第二号を削り、第二号を第一号とする。

(別表中第二号を削り、第二号を第一号とする)

官報(号外)

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 施行日前に転換前の法人が発行した

短期商工債についての長期信用銀行法の規定の

適用については、当該短期商工債を同法第六条

第四項に規定する短期社債等とみなす。

(農林漁業金融公庫法等の一部改正)

第六十二条 次に掲げる法律の規定中「農林中央

金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合

中央金庫、農林中央金庫」に改める。

一 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第

三百五十五号)第二十五条第一項第一号

二 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三

号)第二条第三号

三 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第

八十三号)第三十一条第一項第一号

四 預金等に係る不当契約の取締に関する法律

(昭和三十二年法律第二百三十六号)第一条第一

項

五 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第二

四十一号)第六十七条の二第一号

六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理

機構法(平成十七年法律第二百一号)第二十八条

第一項第三号

(労働金庫法の一部改正)

第六十三条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二

百二十七条)の一部を次のように改正する。

第五十八条第六項第一号中「ハを口」とし、「二からチまでをハからトまでとする。」(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての労働金庫法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第五十八条

第六項第一号に規定する短期社債等とみなす。

、準備預金制度に関する法律の一部改正)

第六十五条 準備預金制度に関する法律(昭和三

十二年法律第二百三十五号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 株式会社商工組合中央金庫

(行政事件訴訟法の一部改正)

第六十六条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律

第一百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表商工組合中央金庫の項を削る。

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第六十七条 この法律の施行前に前条の規定によ

る改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起

された転換前の法人を被告とする抗告訴訟の管

轄については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第六十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四

号)の一部を次のように改正する。

別表第三商工組合中央金庫の項を削る。

(預金保険法の一部改正)

第六十九条 預金保険法の一部を次のように改正

する。

第二条第一項に次の一号を加える。

九 株式会社商工組合中央金庫

第二条第二項第五号中「並びに信用金庫法」を

「信用金庫法」に改め、「全国連合会債」の下に

並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九

年法律第二百三十二条)の規定による商

工債(同法附則第三十七条の規定により同法第

三十三条の規定により発行された商工債とみな

されたものを含む。」を加え、同条第六項中「又

は銀行持株会社等」を「若しくは銀行持株会社等

又は株式会社商工組合中央金庫に改める。

第三十五条第一項中「及び労働金庫法」を

「労働金庫法」に改め、「労働金庫代理業者」の

下に「及び株式会社商工組合中央金庫法第二条

第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相

手方」を加える。

第三十七条第一項中「金融機関代理業者」の下

に「及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第

四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手

方」を加える。

第六十四条第三項中「内閣総理大臣」を「内

閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「と

し、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を當

事者とする合併等に係るものである場合には内

閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣と

する。」を加える。

第六十四条の二第二項中「厚生労働大臣」の下

に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項中

「内閣総理大臣」を「である場合に内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」

の下に「とし、当該申込みをした者が株式会社

商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣

及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加

える。

第六十五条中「にあつては、内閣総理大臣」を

「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働

大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫

にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産

業大臣とする。」を加える。

第六十六条第一項中「にあつては、内閣総理

大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚

生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中

央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び

経済産業大臣とする。」を加え、同条第二項中

ただし、当該申込みを行つた金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

第六十一条第四項中「厚生労働大臣の同意

を「厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合

中央金庫に対し同項の認定を行うときは財務

大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれに改める。

第六十四条第三項中「内閣総理大臣」を「内

閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「と

し、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を當

事者とする合併等に係るものである場合には内

閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣と

する。」を加える。

第六十四条の二第二項中「厚生労働大臣」の下

に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項中

「内閣総理大臣」を「である場合に内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」

の下に「とし、当該申込みをした者が株式会社

商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣

及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加

える。

第六十五条中「にあつては、内閣総理大臣」を

「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働

大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫

にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産

業大臣とする。」を加える。

第六十六条第一項中「にあつては、内閣総理

大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚

生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中

央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び

経済産業大臣とする。」を加え、同条第二項中

「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働

大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫

にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産

業大臣とする。」を加える。

第六十六条第一項中「にあつては、内閣総理

大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚

生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中

央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び

「又は銀行持株会社等」を「銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」に改め、同条第三項中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加え、同項第一号中「当該銀行等」を「当該金融機関」に改め、同条第四項に次のただし書きを加える。

ただし、当該通知を行つた金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

第六十七条第二項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第六十八条の三第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該資金援助対象金融機関等が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。

第七十条第三項中「厚生労働大臣の同意を」を「厚生労働大臣の同意を、当該金融機関が株式会社商工組合中央金庫であるときは経済産業大臣の同意を、それぞれ」に改める。

第七十四条第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣」とする。

つては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第七十六条中「銀行等」の下に「又は株式会社」の下に「又は当該決定を受けた株式会社商工組合中央金庫」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の被管理金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合における同項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

第七十七条第五項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第八十七条第一項及び第八十九条中「銀行等」の下に「又は株式会社商工組合中央金庫」を加え。

第六百六条第一項及び第三項中「又は当該決定を受けた銀行持株会社等」を「若しくは当該決定を受けた銀行持株会社等」に改め、「対象子会社」の下に「又は当該決定を受けた株式会社商工組合中央金庫」を加え、同条第四項中「又は対象子会社」を「若しくは対象子会社又は株式会社商工組合中央金庫に「又は銀行持株会社等」を「若しくは銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」に改め、同条に次の二項を加える。

6 前条第四項の決定を受ける金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合における第一項及び第三項の規定の適用については、これら

の規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

第六百七条第二項中「財務大臣」の下に「(当該株式等の発行者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該株式等の発行者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とする。)」を加える。

第六百八条の二第一項中「内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第六百九条第一項中「財務大臣」の下に「(当該株式又は劣後特約付社債の発行者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)」を加える。

第六百七条の二第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「(当該株式又は劣後特約付社債の発行者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)」を加える。

第六百五十五条第三項に次の二号を加える。

七 株式会社商工組合中央金庫 会社法第九百七十六条各号又は株式会社商工組合中央金庫法第七十六条各号

第六百八条の三第一項及び第三項中「にあつては内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」と改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫に係るものである場合は、この限りでない。

内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第七十九条第一項中「財務大臣」の下に「(当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。)」を加える。

第六百三十六条第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「(とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)」を加え、同条第二項中「労働金庫法第三十二条第五項」の下に「株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項」にを加える。

第六百三十七条の二第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「(とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)」を加え、同条第二項中「労働金庫法第三十二条第五項」の下に「株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項」にを加える。

第六百三十七条の二第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「(とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。)」を加え、同条第二項中「労働金庫法第三十二条第五項」の下に「株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項」にを加える。

第六百五十五条第三項に次の二号を加える。

七 株式会社商工組合中央金庫 会社法第九百七十六条各号又は株式会社商工組合中央金庫法第七十六条各号

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 株式会社商工組合中央金庫が、預金保險法第五十条第一項の規定により施行日を含む事業年度に納付する保険料については、同項た

だし書の規定は、適用しない。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第七十一条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(銀行法の一部改正)

第七十二条 銀行法の一部を次のように改正する。

第十条第三項第二号を次のように改める。

二 削除

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての銀行法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第九十八条第六項に規定する短期社債等とみなす。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第七十四条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 株式会社商工組合中央金庫

第三十九条の五中「商工組合中央金庫を除く。」を削る。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第七十五条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第三号を第二号

号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号から第七号まで」を「前項第二号から第六号まで」に改め、同

条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「商工組合中央金庫法第七条第一項(出資者)に規定する出資者」を削り、

同条第七項中「商工組合中央金庫の理事長商工組合中央金庫法第二十五条第二項又は第三項(副理事長及び理事)の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む。」を削る。

第四十三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条第一項中「(商工組合中央金庫を除く。)」を削る。

第四十六条 削除

第五十条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条第一項第三号中「第四十二条第四項ただし書又は第四十六条第五項」を「又は第

四十二条第四項ただし書」に改める。

(保険業法の一部改正)

第七十六条 保険業法の一部を次のように改正する。

第三百七十七条第二項に次のたし書を加える。

ただし、当該更生手続開始の申立てが株式会社商工組合中央金庫についてのものである場合は、この限りでない。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十九条 資産の流動化に関する法律の一部を

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての保険業法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第九十八条第六項に規定する短期社債等とみなす。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十八条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 雜則(第三百五十五条・第三百五十六条)」を「第四款 雜則(第三百五十五条・第三百五十六号)」に改める。

第三百五十六条の二 株式会社商工組合中央金庫についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三百五十六条の二 株式会社商工組合中央金庫についての会社更生法の次の表の上欄に掲

ける規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲

げる字句とする。

第二条第三項中「又は協同組織金融機関」を

「協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫」に改める。

三 株式会社商工組合中央金庫については、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

第四章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 株式会社商工組合中央金庫の更生手続の特例

第三百五十六条の二 株式会社商工組合中央金庫についての会社更生法の次の表の上欄に掲

ける規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲

げる字句とする。

第三百五十六条の二 株式会社商工組合中央金庫についての会社更生法の次の表の上欄に掲

ける規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲

げる字句とする。

第三百五十六条の二 株式会社商工組合中央金庫についての会社更生法の次の表の上欄に掲

ける規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲

げる字句とする。

第三百七十七条第二項に次のたし書を加える。

ただし、当該更生手続開始の申立てが株式会社商工組合中央金庫についてのものである場合は、この限りでない。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十九条 資産の流動化に関する法律の一部を

第二条第一項中第一号を削り、第三号を第二号

二 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八十条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号を次のように改める。

二 削除

別表第二に次の一号を加える。

三十二 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第一号)第七十三条第一項

三十一条

株式会社商工組合中央金庫

経過措置

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五百二十条

表第六十六条第一号の項中「商

工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債」を削る。

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う

経過措置)

第八十三条 施行日前に転換前の法人が発行した

短期商工債についての社債等の振替に関する法

律の規定の適用については、当該短期商工債を

同法第百二十条に規定する特別法人債とみな

す。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八十四条 農林中央金庫法の一部を次のように

改正する。

第五十四条第六項第一号中口を削り、ハを口

とし、二からチまでをハからトまでとする。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第八十五条 施行日前に転換前の法人が発行した

短期商工債についての農林中央金庫法の規定の

適用については、当該短期商工債を同法第五十

四条第六項第一号に規定する短期社債等とみな

す。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第八十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 株式会社商工組合中央金庫

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第九十条 独立行政法人等の保有する個人情報の

次のように改正する。

第四十四条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五百二十条の表第六十六条第一号の項中「商

工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債」を削る。

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う

経過措置)

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五百二十条

表第六十六条第一号の項中「商

工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債」を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利

益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十七条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき転換前の法人がした行為及び転換前の法人に対してなされた行為については、なお従前の例による。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第八十八条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八十九条 独立行政法人等の個人情報保護法の規定による個人情報保護法(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)の規定に基づき転換前の法人がした行為及び転換前の法人に対してなされた行為については、なお従前の例による。

第五十三条第一項第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第一号)第五十六条第二項に規定する主務大臣」に改める。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第八十九条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

二 転換前の法人から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に從事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関する知識

り得た転換前の法人が保有していた旧独立行政

法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する

保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利

益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八十二条 社債等の振替に関する法律の一部を次のように改正する。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第八十二条 社債等の振替に関する法律の一部を次のように改正する。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第九十条 独立行政法人等の保有する個人情報の

株式会社商工組合中央金庫法案(内閣提出) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく完全民営化の実現に向けて、商工組合中央金庫に対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講じるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定める措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社となる。

2 株式会社商工組合中央金庫が議決権のある株式を発行した場合等において、その株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録するときは、政府、中小企業等協同組合及びその構成員等のこの法律で規定するものの以外のものの氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならないものとすること。

3 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、預金の受入れ、中小企業等協同組合等であつて株主であるもの及びその構成員に対する資金の貸付け、為替取引等の業

務を営むものとすること。

4 株式会社商工組合中央金庫は、資本金及び準備金の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができるものとすること。

5 欠損のてん補を行う場合の特別準備金の額の減少、国庫納付金等についての規定を設けること。

6 この法律は、平成二十年十月一日から施行するものとすること。ただし、株式会社商工組合中央金庫となる転換の手続等に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

平成十九年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
〔別紙〕
株式会社商工組合中央金庫法案に対する附帯決議

經濟産業委員長 上田 勇

営化の実現に向けた措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費 平成十九年度一般会計予算に六千万円が計上されている。

右報告する。

の民間出資者の利益を害することのないよう留意しつつ、中小企業団体等の意見を踏まえて、具体的な金額を決定すること。

三 商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能の役割が確実に果たされるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、財務基盤が十分に確保されるまでの間特別準備金を有効に活用し、商工債の発行が可能となるよう、法的枠組みその他必要な措置を講ずること。

四 政府保有株式の処分については、商工組合中央金庫の中小企業向け金融機関としての機能維持に必要な財務基盤が維持されるかたちで、株主となる中小企業団体等の資金余力や国民の貴重な財産である株式の価値最大化等に十分配慮しつつ、慎重にすすめること。

五 危機対応について、これまで商工組合中央金庫が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲での対応が確保され、中小企業者が危機時に、機動的かつ円滑に資金供給を受けられるよう、必要十分な財政措置その他所要の体制を整備すること。

六 株式会社化された商工組合中央金庫において、完全民営化に向けた自主的な取組みの成果が最大限発揮されるよう、天下りも含めた政府関与のあり方について、その趣旨を十分尊重して対応するとともに、職員等に対する意識の醸成に努めること。また、中小企業者の利便となる新商品・新サービス開発へ向けた積極的な取り組みがなされるよう、環境整備に努めること。

8 商工組合中央金庫は、施行日に、株式会社商工組合中央金庫となるものとし、株式会社商工組合中央金庫となる転換の手続、経過措置等必要な事項を定めること。

9 商工組合中央金庫法を廃止するとともに、その他関係法律について所要の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく完全民

営化の実現に向けた措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費 平成十九年度一般会計予算に六千万円が計上されている。

右報告する。

平成十九年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
〔別紙〕
株式会社商工組合中央金庫法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、我が国経済産業を支える中小企業への円滑な資金供給が極めて重要なことから、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 商工組合中央金庫の株式会社化・完全民営化を含めた政策金融改革の今後の具体的な実施に当たっては、経済状況の変化に即応して中小企業等の資金ニーズに十分対応しうるよう配慮するものとし、民間金融機関の活動状況も注視しつつ、関係省庁の連携の下、政府全体として遺漏無きを期すること。

二 商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、商工組合中央金庫の中小企業向け金融機能を維持できるよう、基本的な資本として扱われるかたちで、政府出資のかなりの金額を特別準備金とすること。その際、商工組合中央金庫の強固な財務基盤が確立されるよう、これまで商工組合中央金庫の資本形成に貢献してきた既存

関係は、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険の保険関係とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の四及び第三条の九の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加える。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第十二条第二項

二 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百号)第五条の三第二項

三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)

四 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十一条

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第十六条第二項

六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十三条第四項

七 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第一百三十号)第十六条第三項及び第二十四条

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十三条

第二項

九 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七条

第三項

(下請中小企業振興法の一部改正)

第五条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「売掛金債権担保保険」を「流動資產担保保険」に改める。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第七条中「売掛金債権担保保険」を「流動資產担保保険」に改める。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改める。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(一部改正)

第七条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、同条第五項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、同条第五項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、

掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加え、同条第四項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改める。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正)

第十一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に「事業再生保険」を加える。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正)

第十九条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十六条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十七条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十九条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十二条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十三条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十六条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十七条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十九条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十二条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十三条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十五条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十六条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十七条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

1 定義に「再生中小企業者」を追加すること。

官報 (号外)

<p>2 「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、中小企業者が提供する担保として、棚卸資産を追加するとともに、付保限度額を一億円から二億円に引き上げること。</p> <p>3 再生中小企業者の事業の継続に欠くことができない費用の借入による債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする事業再生保険を創設すること。</p> <p>4 この法律の施行期日、所要の経過措置等に関する規定を設けること。</p> <p>5 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の流動資産担保保険及び事業再生保険の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとすること。</p>
--

<p>二 議案の可決理由</p> <p>本案は、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図り、中小企業信用補完制度を充実させるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>三 本案施行に要する経費</p> <p>平成十九年度一般会計予算に、中小企業信用保険準備基金出資金として三百二十四億円、動産等担保融資関連保証対策費補助金として二億八千万円が計上されている。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成十九年四月二十五日 経済産業委員長 上田 勇 衆議院議長 河野 洋平殿</p>
--

<p>右の議案を提出する。</p> <p>平成十九年四月二十六日 議院運営委員長 逢沢 一郎</p>
--

<p>右の議案を提出する。</p> <p>平成十九年四月二十六日 議院運営委員長 逢沢 一郎</p>
--

分休業」を「育児時間」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の章名を付す。

第五章 雜則

第十条の見出しを「(育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止)に改め、同条を第十一条とし、同条の次に第一章及び章名を加える。

第三章 育児短時間勤務

(育児短時間勤務の承認)

第十二条 国会職員(常時勤務することを要しない国会職員、臨時に任用された国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(公務の運営上事情により特別の形態によって勤務する国会職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該国会職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子についての日の翌日から起算して一年を経過しないときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務するこ

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。

外の日において一日につき五時間勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるよう両議院の議長が協議して定める勤務の形態。

六 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるよう両議院の議長が協議して定める勤務の形態。

(育児短時間勤務国会職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第十六条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に勤務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児短時間勤務の期間の延長)

第十三条 育児短時間勤務をしている国会職員(以下「育児短時間勤務国会職員」という。)は、

本属長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

(育児短時間勤務の承認の失効等)

第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。

(育児短時間勤務国会職員の並立任用)

第十五条 一人の育児短時間勤務国会職員(一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

(育児短時間勤務国会職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第十六条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に勤務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児短時間勤務の期間の延長)

第十三条 本属長は、第十二条第二項又は第十三

条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)

本属長は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第十八条 本属長は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の両議院の議長が協議して定めたやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた国会職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、前三条の規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用)

第十九条 本属長は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会

(号外)

官

職員を任用することができる。この場合において、国会職員法第十五条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された国会職員について準用する。

第四章 育児時間

第八条の前の見出しを削る。

第九条に見出しとして「(育児休業をした国会職員についての国家公務員退職手当法の特例)」を付し、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同条を第十条とする。

第八条に見出しとして「(育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整)」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したもののみにして」を「におけるその者の号給については、部内の他の国会職員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号給を調整する」を「必要な調整を行ふ」に改め、同条を第九条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)の施行の日から施行する。

(育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律第九条の規定は、育児休業をした国会職員がこの法律の施行の日以後に職

務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした国会職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

理 由

一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年四月二十六日

提出者

青少年問題に関する特別委員長 小宮山洋子

第八条に見出しとして「(育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整)」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したもののみにして」を「におけるその者の号給については、部内の他の国会職員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号給を調整する」を「必要な調整を行ふ」に改め、同条を第九条とする。

第七条の二を第八条とする。

事例の分析を行うとともに」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであつて、親権を行うに当たつては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

第八条第一項中「手段により」を削り、「行うよう努める」を「行うための措置を講ずる」に改め、同条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする」を「次に掲げる措置を採るものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする」を「次に掲げる措置を採るものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事が適当であると認めるものを都道府県知事は質問又は児童相談所長へ通知すること。

第一条中「促進する」を「促進し、もつて児童の権利利益の擁護に資する」に改める。

第四条第一項中「民間団体の支援」の下に「医療の提供体制の整備」を加え、同条第五項中「地方公共団体は」の下に「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた」とするに改め、同条の次に次条を加える。

(出頭要求等)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な措置を講ずることを認めることができる。この場合には、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九条第一項中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない」に改め、同条第二項中「第六十二条第五号」を「第六十五条」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又

は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求める、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、捜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行ひ又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状(以下「許

可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められた資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかつたことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があつた場合には、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官

は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は捜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は捜索をさせるものとす。

(臨検又は捜索に際しての必要な処分)

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たつて必要があるときは、鍵をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対してても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は捜索の夜間執行の制限

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨

検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの方に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

第十条第一項中「前条第一項」を「第九条第一項」に、「又は質問を「若しくは質問をさせ、又は臨検等」に改め、同条第二項中「応じ」の下に「迅速かつ」を加え、同条の次に次の五条を加える。

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たつて必要があるときは、これを提示しなければならない。

(身分の証明)

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たつて必要があるときは、鍵をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(調書)

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

第十一条の見出し中「指導」を「指導等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。

第十二条の前の見出し中「面会又は通信」を「面会等」に改め、同条を次のように改める。

第十二条 児童虐待を受けた児童について兗童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定

による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相

童虐待を行った保護者について、児童虐待を受けた児童の身辺につきまとい、又は当該児童の保護のため特に必要がある所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかにしてはならないことを命ずることができる。

1 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行つた場合又は行わなくなつた場合は、そ

の旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行つた保護者に対し当該児童の住所(前条第一項の一時保護を行つている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行つた保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを請求すること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 第二項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に

支障をきたす」を「に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めることが困難である」に、「児童に一時保護」を「当該児童に一時保護」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行つてている場合(前条第一項の一時保護を行つていている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行つた保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを請求すること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のために必要があると認められるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

4 第二項の規定による命令をするとき(第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

り、当該児童虐待を行つた保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されい

る場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所に

5 第一項の規定による命令が発せられた後に

児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなつた場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合に

おいて、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令

をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならぬ。

第十三条の見出しを「施設入所等の措置の解除」に改め、同条中「聽かなければならぬ」と認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならぬ。

「聽くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない」に改める。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はそ

の保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当

該児童、その保護者その他の関係者に関する当

該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は

業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利

用することに相当の理由があるときは、これ

を提供することができる。ただし、当該資料

又は情報を提供することによって、当該資料

又は情報に係る児童、その保護者その他の関

係者又は第三者の権利利益を不当に侵害する

おそれがあると認められるときは、この限り

でない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県)に、第九

八条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規

定による一時保護の実施が適当であると認

める者は、これを都道府県知事又は児童相

談所長に通知すること。

第二十五条の七第二項に次の一号を加える。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若

めの規定による立入り及び調査若

おける当該命令を含む)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十号)の一部を次のよう改正する。

第二十五条の二第一項中「置くことができる」を置くよう努めなければならないに改める。

第二十五条の七第一項に次の二号を加える。

三 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八条の二第一項の規

定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問

又は第三十三条第一項若しくは第二項の規

定による一時保護の実施が適当であると認

める者は、これを都道府県知事又は児童相

談所長に通知すること。

第二十五条の七第二項に次の二号を加える。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若

めの規定による立入り及び調査若

後見人の選任の請求に係る児童等(児童福祉施設に入所中の児童を除く)に対し、親権を有する者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第六十一条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十二条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十三条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十四条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十五条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十六条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十七条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十八条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第六十九条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十一条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十二条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十三条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十四条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十五条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十六条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十七条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十八条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第七十九条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十一条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十二条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十三条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十四条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十五条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十六条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十七条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十八条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第八十九条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第九十条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

第九十一条の五 正當の理由がないのに、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

(検討)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に關し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止

官 報 (号 外)

を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(少年法の一部改正)

第三条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第四号中「第六十二条第六号」を「第六十二条第五号」に改める。

理 由

適切かつ確実な児童虐待の防止等を図るため、児童の親権を行う者の親権を行うに当たつての責務を明らかにするとともに、児童虐待を受けたと思われる児童についての児童相談所長等による安全の確認を行うための措置の実施の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検等の制度の創設、児童虐待を行つた保護者による児童の身辺へのつきまとい等を禁止する制度の創設、正当な理由なく立入調査を拒否した者に対する罰金の額の引上げその他必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

平成十九年四月二十六日 衆議院会議録第二十六号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

發行所 〒105-1184 東京都港區虎ノ門二丁目
獨立行政法人國立印刷局